

平成15（2003）年版

# 環境白書



三重県

表紙：青山高原

詳細なデータを含む資料編はインターネットで公開しています。  
なお、環境白書本文もあわせて提供しています。

ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>





# 絶滅のおそれのある野生生物

カワラハンミョウ



体長約20mm。北海道南西部から九州北部に分布し、川原や海浜などの乾燥した砂地にすんでいる昆虫です。成虫は夏にみられ、小昆虫やクモなどを捕食します。人的活動による生息地の消滅などにより、減少しました。

オニバス



本州以南の池沼や河川の止水域に生育する一年草。全体に鋭いトゲがあり、円形の浮葉は直径1～2mに達します。8～10月に赤紫色の花を咲かせます。ハス栽培の邪魔者として刈り取られたことや他の水草の繁茂、池の水質汚濁などにより減少しました。

メダカ



体長約35mm。本州以南に分布し、水田や用水路、平地の池沼、河川の下流域、河口部などに生息しています。プランクトンや落下昆虫などを食べ、雌は水草に産卵します。乾田化や用水路の整備などにより、生息地は大きく減少しています。

サギスゲ



北海道および本州の山地から高山帯の湿地に生育する多年草。茎高20～50cmで、果時には綿状の白い小穂をつけます。分布の中心は本州中部以北にあることから、北方系の種と推定されています。西日本の丘陵地の一部にも生育しますが、これらは寒冷時代の残存個体群であり、学術上貴重です。

# 21世紀の多様な森林づくり

## 森林環境創造事業

三重県では、森林を「生産林」と「環境林」に分け、森林の持つさまざまな働きにあった森林管理を進めています。

### 生産林



間伐・枝打ち（木を抜き切り、節のない木をつくります）



植林（木を植えます）



間伐・枝打ち後の森林

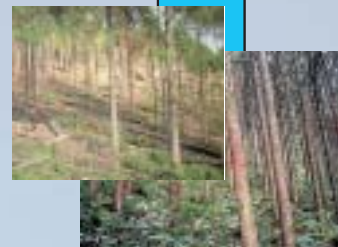


伐採（木を伐り運び出します）

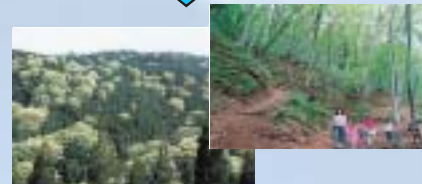
### 環境林



森林内に光が入らないため、下草も生育せず、表土も流亡します。



大胆に木を切り抜き、森林内に光を入れることで、広葉樹や下草が生育します。



水源かん養・二酸化炭素吸収・保健などの働きを持つ森林に生まれ変わります。

## FSC 森林認証

三重県では県内各地に環境に配慮した森林を創出することを目指し、平成13年度から認証取得の支援をしています。



F S C 認証森林（度会郡大宮町）

F S C は世界の森林を対象に環境保全の観点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理がなされている森林を認証します。

認証された森林から産出された木材や木材製品に F S C 独自のロゴマークを付け、幅広く流通させ、森林所有者の支援、世界の森林保全を図ることを目的としています。



F S C 認証森林（遠景）（度会郡大宮町）

# 日本環境経営大賞



## 環境経営部門

環境経営の実践により総合的な競争力を発揮する事業所

## 環境フロンティア部門

環境経営のさきがけプロジェクト  
(独創的プロジェクト・地域交流・企業連携)



### ◇環境情報の集積

- ・人材 (企業経営者、技術開発者、学術研究者、報道関係者)
- ・技術 (環境マネジメントシステム、環境報告書、環境会計、エコプロダクツ、エコサービス 等)



地球環境の保全

**環境**

企業への情報提供

地域活性化

**経営**

～持続可能性の追究～

環境経営サロン

**環境人材技術ネットワーク**

受賞事例の発表  
審査結果の講評



行政施策への反映



表彰式 平成15年5月30日 津都ホテル

### ◇2002年度の実績 (全国から149件の応募)

#### 【環境経営部門】

環境経営パール大賞

- ・(株)滋賀銀行本店 (滋賀県)

環境経営優秀賞

- ・(株)I N A X伊賀工場 (三重県)
- ・京セラ(株)鹿児島国分工場 (鹿児島県)
- ・清川メッキ工業(株) (福井県)
- ・(株)豊田自動織機本社部門・刈谷工場 (愛知県)
- ・ワタミフードサービス(株)営業本部 (東京都)

#### 【環境フロンティア部門】

独創的環境プロジェクト賞

- ・学校法人一宮女学園 (愛知県)
- ・おしゃれ狂女 (京都府)
- ・キューピー(株) (東京都)
- ・トオーショウロジテック(株) (広島県)
- ・(株)冬総研 (北海道)

地域交流賞

- ・油藤商事(株) (滋賀県)
- ・(株)エコトラック (大阪府)

企業連携賞

- ・グリーン調達調査共通化協議会 (キヤノンほか17社)

※第2回日本環境経営大賞応募企業募集期間：平成15年7月1日～9月30日

※詳しくはホームページ「三重の環境」(<http://www.ecoprefmie.jp/>)をご覧ください。

# ◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

〈抜粋〉



かき殻使用の  
排水処理接触材



籾殻等使用の培土



再生プラスチック  
の棒



ペットボトル使用  
の多目的ネット



浄水スラッジ使用  
の土壤改良材



サイディング使用  
のプランター



建設汚泥使用  
の洗砂



牛糞、サイディン  
グ等使用のたい肥

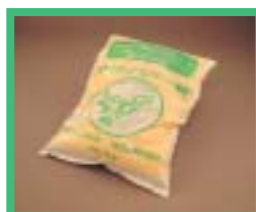
リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。平成15年4月1日現在、42製品をリサイクル製品として認定しています。



建設残土使用の  
改良土



溶解スラグ等使用のイン  
ターロッキングブロック



牛糞使用のたい肥



ゴムチップ使用の  
車止め

※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、ホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp/>)でもご覧いただけます。





## 「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 豊呂昭彦

これまで私たちの生活を支えてきた「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会システムは、経済的な成長をもたらしましたが、その結果として急速な環境負荷の増大を招くこととなりました。その一方で、自然環境の破壊や森林の荒廃などにより、自然の持つ環境保全機能の低下が進み、自然の物質循環が損なわれ、様々な環境問題を引き起こしています。

このことから、「環境の世紀」21世紀においては、社会経済活動や市民生活を循環型へと切り替えるための意識改革、社会システムの転換、新たな環境ビジネスの創出といった新たな領域に乗り出していくことが求められています。

また、今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活そのものが環境負荷の一因となっており、私たち一人ひとりが毎日の生活の中で環境に配慮した取組を進めることが重要です。

三重県としても、環境と経済を同軸でとらえた環境効率性の高い環境経営を推進し、県民と行政の協働による地球温暖化対策「三重モデル」の創造や、住民・事業者・市町村及び県の連携による廃棄物の回収から再生までのネットワークモデルづくりなど、新たな価値を求めた様々な事業に取り組んでまいります。

このような取組の積み重ねが、身近なことから地球規模に至る、すべての環境問題の解決や、現在、そして将来の三重県の豊かさ、しあわせにつながっていくのだと考えています。

今後とも、県民の皆様の意見をよくお聞きし、知恵を集め、夢を語る中で、「三重県に住んで良かった」、「三重県に住んでいることを誇りに思える」、そう言っていただける豊かな郷土づくり、そして次世代に誇れる三重の環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

この白書は、平成14（2002）年度における三重県の環境の状況と、環境保全に関して講じた施策を中心に取りまとめました。本書が三重県における環境政策に対する理解につながり、さらに一人ひとりの環境行動の高まりにつながれば幸いです。

# 目次

## 総説

### 1 県勢の概要

### 2 環境問題の動向

### 3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

(2) 三重県環境基本計画

### 4 環境先進県をめざして

## I 三重県の環境政策の方向

## II 環境先進県づくりの取組

### 1 三重県庁の率先実行取組

- (1) 多様な県機関へのISO14001の導入
- (2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組
- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

### 2 持続可能な資源循環型社会の構築

- (1) 地球温暖化対策の推進
- (2) 廃棄物広域処理システムの構築
- (3) 産業廃棄物税の導入
- (4) リサイクル製品の利用推進
- (5) 産業廃棄物や化学物質の自主情報公開
- (6) 不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制
- (7) ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表
- (8) 自動車交通公害への取組の強化
- (9) 市町村・事業所等の自主・連携による取組の促進
- (10) LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進
- (11) 先進的な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

### 3 自然と人との新たな共生の確保

- (1) 新しい三重県自然環境保全条例の施行
- (2) 森林政策を大きく変える環境林整備
- (3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林GISの活用
- (4) 野生鳥獣との共存のための取組
- (5) レッドデータブックの作成
- (6) 間伐材の有効活用

### 4 参加と協働による環境保全活動の展開

- (1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開
- (2) 地域で活躍する環境NPO等への支援
- (3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入
- (4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化
- (5) 日本環境経営大賞による環境経営の普及
- (6) 全国一位のこどもエコクラブ会員数
- (7) 「こどもかんきょう体感フェア2003」の開催
- (8) 全国に発信・公開する三重の環境情報

## 第1章

循環を基調とした持続的  
発展が可能な社会の構築

### 第1節 エネルギー・資源の適正利用

- 1 エネルギー・資源の利用状況 (p.13) / 2 エネルギーの適正利用 (p.14) / 3 資源の適正利用 (p.17)

### 第2節 廃棄物の適正な管理

- 1 廃棄物の発生と処理の状況 (p.18) / 2 三重県廃棄物総合対策の推進 (p.20) / 3 発生抑制とリサイクルの推進 (p.20) / 4 適正処理の推進 (p.22) / 5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進 (p.24) / 6 し尿処理体制の整備の推進 (p.26)

### 第3節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の防止 (p.27) / 2 騒音・振動の防止 (p.37) / 3 悪臭の防止 (p.38)

### 第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の防止 (p.39) / 2 浄化機能の確保 (p.47)

### 第5節 土壌・地盤環境の保全

- 1 土壌汚染の防止 (p.48) / 2 地盤沈下の防止 (p.49)

## 第2章

人と自然が  
共にある環境の保全

### 第1節 多様な自然環境の保全

- 1 自然環境の概況 (p.53) / 2 すぐれた自然環境の保全 (p.55) / 3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全 (p.55) / 4 沿岸域の自然環境の保全 (p.60)

### 第2節 生物の多様性の確保

- 1 貴重・希少な野生生物の保護 (p.61) / 2 生態系の多様性の確保 (p.62)

### 第3節 良好な自然環境の活用

- 1 自然公園等の整備・活用 (p.63) / 2 森林の整備・活用 (p.63)

## 第3章

やすらぎと  
おいのある快適な環境の創造

### 第1節 身近な自然環境の保全・創出

- 1 快適環境の現況 (p.67) / 2 身近な緑の保全・創出 (p.68) / 3 身近な水辺・海辺の整備・創出 (p.70) / 4 身近な生物生息地の保全・創出 (p.71)

### 第2節 良好な景観の形成

- 1 都市景観の保全・創出 (p.72) / 2 農山漁村景観の保存・復元 (p.73) / 3 体系的な郷土景観の形成 (p.73)

### 第3節 歴史的・文化的環境の保全

- 1 文化財等の保護・活用 (p.74) / 2 歴史的・文化的景観の保存・活用 (p.74)

## 第4章

環境保全活動  
への参加と協働

### 第1節 環境教育・学習の推進

- 1 環境教育・学習の拠点整備 (p.77) / 2 環境教育・学習の充実 (p.77)

### 第2節 地域における環境保全活動の推進

- 1 消費者・事業者としての県の取組 (p.80) / 2 市町村による環境保全施策の促進 (p.81) / 3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進 (p.81) / 4 事業者の環境保全活動の促進 (p.82)

### 第3節 国際的な環境保全活動への協力

- 1 国際的な環境保全活動の基盤整備 (p.85) / 2 国際環境協力の推進 (p.86)

## 第5章

共通施策

### 第1節 環境保全の総合的取組の推進

- 1 基盤的施策の推進 (p.87) / 2 環境汚染等の未然防止 (p.89) / 3 健康の被害の救済・予防 (p.92) / 4 公害紛争への対応 (p.94)

### 第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

- 1 監視・観測等の体制の整備 (p.96) / 2 環境情報の提供・整備 (p.97)

### 第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

- 1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 (p.98) / 2 地球規模の環境保全等に関する調査研究 (p.101)

## 第6章

今後の取組

### 第1節 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

- 1 エネルギー・資源の適正利用 (p.103) / 2 廃棄物の適正な処理 (p.104) / 3 大気環境の保全 (p.106) / 4 水環境の保全 (p.109) / 5 土壌・地盤環境の保全 (p.111)

### 第2節 人と自然が共にある環境の保全

- 1 多様な自然環境の保全 (p.112) / 2 生物の多様性の確保 (p.114) / 3 良好な自然環境の活用 (p.115)

### 第3節 やすらぎとおいのある快適な環境の創造

- 1 身近な自然環境の保全・創出 (p.117) / 2 良好な景観の形成 (p.118) / 3 歴史的・文化的環境の保全 (p.119)

### 第4節 環境保全活動への参加と協働

- 1 環境教育・学習の推進 (p.121) / 2 地域における環境保全活動の推進 (p.122) / 3 国際的な環境保全活動への協力 (p.124)

### 第5節 共通施策

- 1 環境保全の総合取組の推進 (p.125) / 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 (p.126) / 3 環境保全に関する調査・研究等の推進 (p.127)

1章1節

1章2節

1章3節

1章4節

1章5節

2章1節

2章2節

2章3節

3章1節

3章2節

3章3節

4章1節

4章2節

4章3節

5章1節

5章2節

5章3節

6章1節

6章2節

6章3節

6章4節

6章5節

# 総説

## 1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.45km<sup>2</sup>（平成14（2002）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成14（2002）年10月1日現在、1,862,539人（男903,712人、女958,827人）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

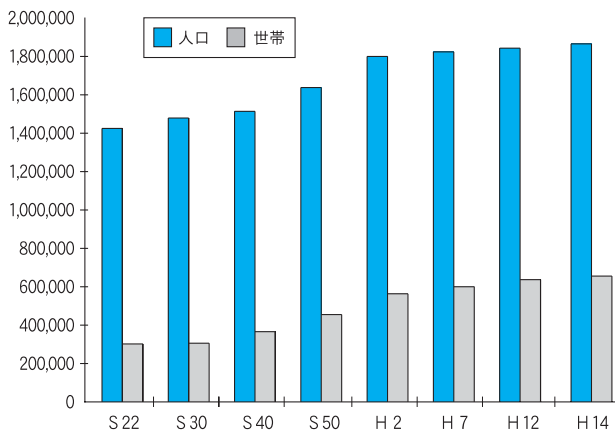
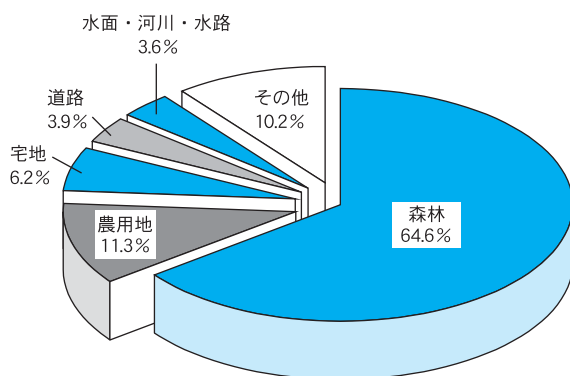


図1-2 土地利用状況



注) 計は四捨五入の関係で合わない

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.6%を占め、以下農用地11.3%、宅地6.2%（平成13（2001）年）となっています。

## 2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地に公害都市が誕生しました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年、廃棄物の問題やダイオキシン類などの化学物質による環境汚染問題をはじめ、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水等による水質汚濁など、都市生活型公害が広がりを見せています。

また、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化の問題など地球規模で対応が必要な環境問題があります。一方、開発に伴う里山や水辺など身近な自然やそこに生息する生き物の減少、後継者不足等による農用地や山林の荒廃も深刻になっています。このような中、自然に親しむことや環境配慮商品の購入など、県民のより質の高い環境への関心とニーズは高まりをみせています。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組の整備がなされています。

また、平成14（2002）年には、新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定されるとともに、同年6月には我が国も京都議定書を締結するなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保

全に関する条例」を定め、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化しました。

また、平成15（2003）年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

これらの条例を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

## 3 環境政策の指針

### (1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町村との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・ 良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・ 持続的発展が可能な社会の構築
- ・ 生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・ 国際的協調による地球環境の保全

### (2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランです。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした計画であり、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与えている市町村、事業者や県民を計画の推進主体と位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明らかにしています。

計画の目標年度は、平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて4項目の基本目標を設置するとともに、具体的目標として、目指すべき環境の状態を言葉で表した目標と48項目の数値目標を設定しています。

〈計画の基本目標〉

- I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- IV 環境保全活動への参加と協働

表 1-1 環境基本計画進行管理表

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (1995年度他) ②	2002年度	
				事 業 量 ・ 状 況 ③	2002年度達成率 (③-②/①-②)
1 化石燃料エネルギー消費量	kl/人・年	1997年度レベル (4.74)	4.44	4.90(2000年度)	C
2 ごみ固形燃料化施設導入市町村割合	%	40	0	26	B2 (65%)
3 県施設における太陽光発電施設発電能力	kW	1,500	0.2	496	C (33%)
4 上水使用量増加率(年平均増加率)	%	0.36	0.72	-0.92(2001年度)	A (456%)
5 工業用水回収水利用率	%	90	85.4	85.0	C (-9%)
6 ごみ排出量	g/人・日	1,100	1,195	1,155	C (42%)
7 産業廃棄物年間最終処分量	千 t/年	1,179	1,179	292(2001年度)	A
8 ごみ資源化率	%	30	6.6	19	B2 (53%)
9 産業廃棄物資源化率	%	40	30	41(2001年度)	A (110%)
10 し尿海洋投入量	kl/年	全廃	226,726	180,000	③
11 美化推進モデル地域指定数	ヶ所	69	0	35	D(根拠条例廃止)
12 大気汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		100	96	
一酸化炭素	%		100	100	
浮遊粒子状物質	%		77	64	
光化学オキダント	%		87~98	86~99	
13 大気の汚染に係る県環境保全目標	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		77	70	
14 低公害車導入台数	台	10,000	372	48,847	A (503%)
15 二酸化炭素排出量	C-t/人・年	1990年レベル (3.41)	3.41(1990年)	4.04(2000年)	③
16 フロン回収の実施率	%	100	3	-	D(制度が変更)
17 騒音に係る環境基準	(%)	達成維持	42	76	②
18 振動に係る閾値(地表値55dB以下)	(%)	達成維持	99	100	①
19 悪臭に係る臭気強度(臭気強度2以下)	-	達成維持	2.5	2.5	③
20 水質汚濁にかかる環境基準		達成維持	23~100	河川おおむね達成、海域一部未達成	②
(河川)	(%)			39~100	
健康項目	%		100	100	
pH	%		96	98	
BOD	%		65	67	
SS	%		96	99	
DO	%		94	97	
大腸菌群数	%		23	39	
(海域)	(%)			13~100	
健康項目	%		100	100	
pH	%		70	90	
COD	%		65	13	
DO	%		85	90	
大腸菌群数	%		92	100	
油分等	%		100	97	
21 地下水の水質の汚濁に係る環境基準	(%)	達成維持	-	85	①
22 生活排水処理率	%	70	30	57(2001年度)	②

# 総説

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (1995年度他) ②	2002年度	
				事 業 量 ・ 状 況③	2002年度達成率 (③-②/①-②)
23 化学肥料・農薬投入量					
化学肥料	N-t/年	5,680	7,624	5,296	A (120%)
農薬投入量	t/年	3,200	4,447	3,032	A (113%)
24 土壌汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	96	—	①
25 地盤沈下量(年間1cm以上)	km <sup>2</sup>	0	0	0	A
26 自然環境保全地域指定箇所数	ヶ所	11	4	4	C (0%)
27 県立自然公園の特別地域指定箇所数	ヶ所	5	1	1	C (0%)
28 原生的自然地域等公有地化面積	ha	250	147	147	D (保全の手法変更)
29 自然海岸の延長距離	km	754	759	754	A (100%)
30 多自然型護岸延長	河川数	45	15	40	B1 (83%)
	km	50	7	28	C (49%)
31 レッドデータブック記載種数		1994年度レベル		1994年度レベル	
植物	種	322	322	1994年度レベル	D
動物	種	136	136	1994年度レベル	
32 野生生物保護地区等箇所数	ヶ所	111	90	102	B2 (57%)
33 ビオトープ整備箇所数	ヶ所	30	0	11	C (37%)
34 自然遊歩道延長	km	500	212	585	A (130%)
35 自然観察公園等箇所数	ヶ所	9	0	3	C (33%)
36 県民の森箇所数	ヶ所	4	1	2	C (33%)
37 都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	14	6.47	7.74	C (17%)
38 道路緑化率	%	40	6	5	C (-3%)
39 緑の基本計画策定市町村数	市町村	47	0	12	C (26%)
40 県施設緑化率	%	20	15.5	該当無	D
41 親水公園等整備箇所数	ヶ所	64	40	92	A (217%)
42 景観条例・景観形成基本計画策定市町村数	市町村	20	3	9	C (35%)
43 歴史的なまちなみ保全地区指定箇所数	ヶ所	7	1	1	C (0%)
44 環境教育パロト校指定数(累積)	校	200	28	61	D (事業廃止)
45 こどもエコクラブ数・会員数(累積)					
クラブ数	団体数	3,000	26	1,180	C (39%)
会員数	人	50,000	390	26,351	B2 (52%)
46 環境カレッジ講座数(累積)	講座	260	35	635	A (267%)
47 海外研修員等受入数(累積)	人	3,000	496	1,402	C (36%)
48 技術講師・専門家等の海外派遣数(累積)	人	1,000	140	344	C (24%)

※ 2002年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの
- D : その他

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの(数値目標のA、B1に相当)
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの(数値目標のB2に相当)
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの(数値目標のC、Dに相当)

## 4 環境先進県をめざして

### I 三重県の環境政策の方向

「環境の世紀」21世紀において、産業活動も、私たち市民の生活も、資源循環型へと切り替えることが求められており、そのための意識変革、ライフスタイルの転換、新たな環境ビジネスの創出といった変革が必要であり、これを促す環境政策を進める必要があります。

こうしたことから、環境への負荷の少ない、資源の循環を基調とした社会システムの構築を進めるため、県民及び産学官全ての活動分野において環境と経済を同軸でとらえた、環境効率の高い「環境経営」を推進するなど、次世代に誇れる三重の環境づくりをめざし、三重県を名実ともに「環境先進県」とする変革・行動に取り組みます。

このことの実現に向けて、三重県に永く住み続ける人、住みたい人や、三重県を生活拠点とする人、訪れる人に対して、①身近な生活環境を保全し、自己や家族の生命及び財産を守り、②自然とのふれあいや安らぎのある豊かで快適な環境を創出し、③社会基盤整備の充実により、生活水準の向上を図り、④明日を見つめて地球環境の保全に取り組み次世代に豊かな環境を残すサービスを提供します。

そのために、県組織自らが環境負荷の低減に向けて「率先実行」するとともに、平成15（2003）年度においては、次の三つを重点政策課題として環境政策の総合的・計画的な取組を推進します。

#### 1 資源循環型社会の構築

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するためには、環境と経済を同軸に捉えた環境経営の理念のもと、企業の環境効率性の高い経営や、環境技術研究への支援、環境に負荷をかけない生活様式の確立など「最適生産・最適消費・廃棄物ゼロ」型の持続可能性のある社会経済システムの形成に向けた施策を展開します。

#### 2 自然との共生の確保

林業基盤の整備と森林の育成及び災害に強い機能や水源かん養機能など多様な公益的機能の高い森林づくりを推進するとともに、身近な自然の保全や野生生物の保護等、自然と人との新しい共生関係を確保するための施策を展開します。

### 3 環境保全活動への参加と協働

身近なことから始める勇気、それを大河にする根気をもって、県民、事業者、行政の協働・連携による環境県民運動等を積極的に展開し、環境を守り育てる活動を活発にする施策を展開します。

### II 環境先進県づくりの取組

#### 1 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13（2001）年4月の「第10回地球環境大賞（優秀環境自治体賞）」（フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催）に続き、平成14年4月には「第2回自治体環境グランプリ（エコライフスタイル推進部門賞）」（財社会経済生産性本部主催）を受賞しました。

#### (1) 多様な県機関へのISO14001の導入

- 平成12（2000）年2月に、三重県庁の本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。
- 平成13（2001）年3月には、認証範囲を全ての地域機関に拡大し、平成14（2002）年2月には警察本部を始め医療機関、県立学校2校において、また、3月には県立大学及び試験研究機関において、ISO14001を認証取得しました。さらに、平成14（2002）年度には県立学校6校が認証取得しています。

#### (2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- 三重県庁ISO14001の3年間（平成11（1999）年度～13（2001）年度）の取組では、オフィス活動における省資源、省エネルギーといった側面において大きな成果を挙げることができました。
- 全てのオフィスで個人のゴミ箱を撤去するなど、廃棄物の減量と分別を徹底しており、その結果、平成13（2001）年度的全県庁でのリサイクル率は81%、本庁でのリサイクル率は91%でした。
- 平成13（2001）年度の結果では、平成10（1998）



- 年度に比較し炭素換算で約737トンの二酸化炭素を削減し、経費削減効果は約7億6千万円でした。また、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までの3年間の経費削減効果は約16億円でした。
  - 平成14(2002)年度には、こうした事業主体としての環境負荷低減の取組をとりまとめ、都道府県の一般行政レベルでは初めて「環境報告書」として発行しました。なお、この環境報告書は、県民や事業者との「環境先進県づくり」についてのコミュニケーションツールの一つとして活用しています。
  - 平成14(2002)年度は認証取得から3年目を迎え、システムの大幅な見直しを行い、平成15(2003)年2月に登録更新しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業(64事業)」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めて行くこととしました。平成15(2003)年度は、さらに環境会計の導入など一層の内容充実を図ります。
- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- 平成13(2001)年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13(2001)年度に日常的に購入する全ての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品にしました。平成14(2002)年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。また、関係部局の横断的なメンバーで構成するワーキンググループで毎年、検討見直しを行いながら推進を図っています。
  - 公用車については、「三重県低公害車等技術指針」に基づき、低公害車の導入を進めています。
  - 県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
  - なお、平成12(2000)年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。
- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- 「環境調整システム」は、三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する仕組みで、平成10(1998)年度から運用しています。
  - 平成13(2001)年度には、それまでの3年間の実績を踏まえて制度の見直しを行い、対象事業の範囲の拡大や事業の複数案について環境への影響等を比較検討するなど、制度の改正を行いました。
  - 平成14(2002)年度までに、ほ場整備事業、道路事業、河川事業、砂防事業など24件について環境に対する配慮の検討を行っています。
- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- 平成11(1999)年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んでいます。
  - 県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏のエコスタイルが徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。
  - 平成14(2002)年度は、7月1日から9月23日を「夏のエコスタイルキャンペーン」期間として取組を行いました。
  - 平成15(2003)年度は、6月22日(夏至)から9月23日(秋分の日)をキャンペーン期間として取組を行います。
- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動
- 勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、年間を通して県職員自らが各職場で自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
  - 平成14(2002)年度は、県庁全体で約4,800人の職員がこの行動に参加しました。

## 2 持続可能な資源循環型社会の構築

大量生産、大量廃棄という従来の社会構造を「最適生産・最適消費・廃棄物ゼロ」という資源循環を基調とした持続可能な社会システムへ転換するための施策を展開しています。

### (1) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化に対する地方レベルからの取組を進めるため、平成12(2000)年3月に「チャレンジ6-三重県地球温暖化対策推進計画-」を策定するとともに、平成13(2001)年3月には県自らが行うべき内容を「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」としてとりまとめ、取組を進めてきました。
- 平成13(2001)年3月に改正した「三重県生活

環境の保全に関する条例」(旧「三重県公害防止条例」)において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に規定する第1種エネルギー管理指定工場に対し、温室効果ガス削減に関する「地球温暖化対策計画書」の策定を義務づけています。これは、東京都とならび全国に先駆けた積極的な対策となっています。

- ・温室効果ガス削減対策の一つである「排出量取引」について、国の制度設計に資するため、「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」に取り組みました。これは、①環境と経済の両立、②地域特性の反映(森林吸収、RDF発電等のクレジット化)を目指したもので、行政として全国では初めての取組です。
- ・平成15(2003)年度は、これらの取組を踏まえながら、地球温暖化対策のためCO<sub>2</sub>削減のインセンティブが働き実効性を持って取り組めるシステムを、事業者・県民等との連携により「三重モデル」として構築するとともに、「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」の内容のバージョンアップにも取り組みます。そして、これらの成果をシンポジウムを開催し全国に情報発信していきます。

## (2) 廃棄物広域処理システムの構築

### ① ごみを資源に変えるRDF化構想の推進

- ・ごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムを構築するため、ごみ処理のRDF化を進めています。
- ・三重県及び県企業庁では、市町村等で製造されたRDFの安定的受け皿となる焼却発電施設を整備し、平成14(2002)年12月から稼働を開始しました。(平成15(2003)年5月31日現在：市町村のRDF化施設 7施設(26市町村))

### ② 公共関与による廃棄物処理センター事業の推進

- ・市町村等のごみ焼却施設で発生する焼却残さや産業廃棄物の広域的な処理体制を構築するため、廃棄物処理センター事業としてガス化溶融処理施設を整備し、平成14(2002)年12月から(財)三重県環境保全事業団の運営のもとで稼働を開始しました。(平成15(2003)年3月31日現在：県内40市町村及び企業約80社が参画)
- ・本施設の稼働により、県全体のダイオキシン類の総量を大幅に削減し、廃棄物の減容化を図ります。また、発生するスラグについても、土木資材などへの有効活用を検討していきます。

## (3) 産業廃棄物税の導入

- ・産業廃棄物の最終処分場における残容量の逼迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため、平成13(2001)年6月、全国初の「産業廃棄物税条例」を制定し、都道府県レベルでは全国初の法定外目的税として、平成14(2002)年4月1日から施行しています。
- ・産業廃棄物税を財源として、業種の枠を越えた企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行うことにより、今後長期にわたる円滑で活力ある企業活動、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進していきます。

## (4) リサイクル製品の利用推進

- ・リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13(2001)年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。
- ・平成15(2003)年3月31日現在、42製品をリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めるとともに、県が行う工事や物品の調達において認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めていきます。
- ・また、市町村に対して技術的助言や情報提供を行うとともに、今後、県民局等に常設展示ブースを設置し、また、認定リサイクル製品の生産者が実施する展示・広報等普及事業に対して支援を行うなど、県民や事業者に対しても認定リサイクル製品の利用を呼びかけていきます。

## (5) 産業廃棄物や化学物質の自主情報公開

- ・平成11(1999)年度に、産業廃棄物の年間排出量が1,000トンの以上の排出事業者や年間処理量10,000トン以上の処理業者を対象に、産業廃棄物に関する適正管理計画を策定し、廃棄物の発生抑制に取り組むとともに、廃棄物に関する情報等を自主的に公開し、誰もが閲覧できる全国で初めてのシステムを導入しました。
- ・平成14(2002)年度には、排出事業者に対する産業廃棄物の年間排出量を1,000トンから500トンに引き下げ、対象となる事業者を拡大しました。平成15(2003)年3月31日現在で自主情報公開を実

施している事業者は、対象387社中351社（実施率91%）となっています。

- ・平成15（2003）年度においては、P R T R法（※）の対象となる事業者について、届出対象物質に関する情報等の公開制度を新たに設けることとしています。

※P R T R法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- ・事業者の取組を促進するため、環境技術指導員（民間企業等の実践経験者）が企業を訪問し、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術、化学物質の管理に関する支援を行っています。

## （6）不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制

- ・産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を徹底するため、平成13（2001）年7月から不法投棄等の監視体制を10班20名（県職員10名、警察官10名）に強化しました。
- ・現職警察官10名の配置は全国で一番多く、県行政と警察が一体となった監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案等に対する告発を的確に行っています。

## （7）ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表

- ・ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、「三重県生活環境の保全に関する条例」で環境調査を県の責務として規定し、県下全域で調査を実施しています。

- ・平成14（2002）年度は、228の地点において大気や水質、土壌、水生生物のダイオキシン類の調査を行いました。また、廃棄物焼却炉等の発生源についても、66件のダイオキシン類の排出状況を調査しました。

（ダイオキシン類環境基準達成率 98%（環境基準適用201地点中196地点））

- ・環境ホルモン（ダイオキシン類を除く。）については、平成14（2002）年度に66地点で水質、底質の調査を行い、県内で検出率が高い物質についてのデータ集積を行っています。
- ・今後とも調査を継続して行い、その結果はホームページ「三重の環境」などを通じて公表するとともに、ダイオキシン類の発生施設に対する適正な管理を指導していきます。

## （8）自動車交通公害への取組の強化

- ・国道23号等北勢地域における道路沿道の大気環境

を改善するため、平成13（2001）年12月に北勢8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町、川越町）が自動車NOx・PM法（※）の対策地域に指定されました。

※自動車NOx・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

- ・対策地域内の大気環境を改善するため、平成15（2003）年度に「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、国、県、市町、事業者、地域住民の協力の下で総合的な対策を進めます。
- ・特に、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える事業者等に対しては、国等の優遇税制や低利融資に加え、平成14（2002）年度から県環境保全融資制度等による支援を行っています。さらに、対策地域内のSPM（浮遊粒子状物質）対策として、平成15（2003）年度に大型ディーゼル車の微粒子除去装置の装着経費に対する助成制度を創設しました。
- ・全県レベルでの低公害車の普及を促進するため、県が率先して公用車への導入に取り組むとともに、平成14（2002）年度から天然ガス自動車を導入する事業者に対し、経費の一部を助成しています。また、平成13（2001）年度から継続して実施している低公害車フェアを、平成15（2003）年度は、7月31日・8月1日の「こどもかんきょう体感フェア2003」と併せて開催します。

## （9）市町村・事業所等の自主・連携による取組の促進

### ① 市町村・事業所におけるISO14001認証取得の支援

- ・地域住民の日常活動と直接的なつながりの強い市町村の認証取得は、環境先進県づくりを進めるうえで意義が大きいことから、積極的に取り組んできています。平成15（2003）年3月31日現在で全市町村の83%に当たる57市町村が認証取得しています。
- ・自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、中小企業や市町村等にISO14001認証取得の支援を行っており、平成15（2003）年3月31日現在で491事業所が認証取得しています。

### ② 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入

- ・ISO14001の基本的な考え方に基づき第三者認証を前提にした費用負担が少なく小規模事業者が取り組みやすい簡易なEMSを導入するため、

平成15（2003）年度には、モデル認証や審査員養成などの条件整備を行います。

### ③ 環境連携「三重の環事業」の推進

- ・ 県、市町村、事業者、県民の適切な役割分担と連携による循環型社会づくりを進めるため、平成15（2003）年度から「三重の環事業」として、従来の一般廃棄物・産業廃棄物の枠を越えた取り組みによる不法投棄対策や、地域における廃棄物の循環的利用システムの構築を進めます。

### (10) LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進

- ・ 21世紀においては、環境と経済を同軸で捉え、環境配慮が経済的価値の創造へ、経済価値の追求が環境配慮へと、お互いが相乗効果を発揮する「環境経営」の推進が必要です。
- ・ LCA（Life Cycle Assessment）は、製品やサービスの環境負荷（資源及びエネルギーの使用量や環境に影響を及ぼす排出物）を資源採取の段階から原料素材化、生産及び製品の使用・廃棄段階まで製品の生涯（ライフサイクル）全体に渡って定量的に把握し、評価する手法です。
- ・ 本県では、液晶（フラットパネルディスプレイ）産業の県内進出を契機に、このLCA手法を応用し、県民、企業、行政の協働によって、環境負荷低減と経済の活性化を目指した「環境経営のまちづくり」を推進します。平成15（2003）年度は、多気町を対象にモデル的な取組を行います。

### (11) 先進的な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

平成13（2001）年3月に従来の公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」として、平成13（2001）年10月1日から全面施行しています。この条例の先進的な項目は以下のとおりです。

- ・ 一定規模以上の工場等に対して、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減計画書の作成と知事への提出を義務付けています。
- ・ ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃プラスチック類の焼却を禁止するとともに、簡易な焼却施設における焼却をしないよう求めています。
- ・ 工場等の敷地の所有者又は管理者が有害化学物質による地下水の汚染を発見したときは、速やかに知事に届け出ることとしています。
- ・ 放置自動車対策として、自動車の放置の禁止、所有者が判明しない放置自動車を廃物として認定

し、処分するなどの手続き等について定めています。

- ・ 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、処分業者が適正に処分する能力を有するかどうかの確認を義務付けています。
- ・ 県外の産業廃棄物を県内に搬入し、処分するときは、その廃棄物の種類、量、処分方法などの届け出を義務付けています。
- ・ 県内において適正な処理が困難な産業廃棄物を生じる工場等を設置するときは、処理計画に関する届け出を義務付けています。

## 3 自然と人との新たな共生の確保

### (1) 新しい三重県自然環境保全条例の施行

#### ① 条例改正の趣旨

- ・ 昭和48（1973）年に制定された三重県自然環境保全条例を、農林地の公益的機能の低下、身近な自然の減少、生物多様性の確保などの今日的な課題に対応できるよう、平成15（2003）年3月に改正し、4月1日から施行しました（一部は10月1日から施行）。
- ・ 新しい条例は、優れた自然環境の保全（自然環境保全地域の指定等）だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充し、県民・事業者・行政の協働での取り組みのもと、自然と人との共生の再構築を目指すものです。

#### ② 条例のポイント

- ・ 県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種を指定し、その動植物を捕獲、採取等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとしています。
- ・ 希少野生動植物種の重要な生息地・生育地を監視地区として指定し、区域内において開発行為等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとしています。
- ・ 国外から導入された外来種などで、地域の在来種に著しく支障を及ぼすおそれのある動植物種をみだりに放ったり、種子をまいたりすることを禁止しています。また、外来魚であるブラックバス及びブルーギルの個体数の低減及び生息域の縮小への取組を進めます。
- ・ 里地里山における自然環境を保全しようとする団体が定める保全計画を知事が認定するとともに、認定を受けた団体に対して、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援をします。

- ・ 1 haを超える宅地の造成などの開発行為をしようとする場合は、希少野生動植物などの自然環境保全上の配慮に関する事項、緑地の配置に関する事項等を、事前に知事に届け出ることとしています。
- ③ 条例の施行
- ・ 今後、身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護を進めていくため、保護すべき希少野生動植物種や重要な生息地を明らかにするとともに、県民と情報を共有し、県民の自発的な自然環境保全活動を促進していきます。
- (2) 森林政策を大きく変える環境林整備
- ・ 県と市町村は森林G I S (Geographic Information System) を活用し、地域の森林所有者・住民などと協働のうえ、県内の森林を生産林 (持続的生産を重視する森林) と環境林 (公益的機能を重視する森林) にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めています。
  - ・ 平成13 (2001) 年度から、環境林を次世代を含む県民のための公共財と位置付け、その公益性を高度に発揮させる新たな森林管理事業「森林環境創造事業」を開始しました。  
(平成15 (2003) 年3月31日現在: 30市町村において2,551㍉の整備を実施)
  - ・ この森林環境創造事業は、市町村・森林組合等と連携して、全額公費 (県8割、市町村2割) で広葉樹や針葉樹が混交する等多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用による山村の活性化に貢献し、効果的な県土利用にも寄与します。
  - ・ また、平成13 (2001) 年度から、「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、環境林整備に新規就業者を受け入れる「緑の雇用事業」を実施しています。  
(平成15 (2003) 年3月31日現在: 県内の新規雇用69人)
- (3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林G I Sの活用
- ・ 森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を促進するため、平成15 (2003) 年度から「森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業」を創設し、地球温暖化防止への貢献度の特に高い若齢林 (16~45年生) の整備や植林を進めていきます。
  - ・ この事業の推進に当たっては、平成12年度から導入した森林G I Sデータを活用することにより、森林吸収源対策に資するよう効果的な森林整備を進めます。
- (4) 野生鳥獣との共存のための取組
- ・ 平成15 (2003) 年度は、10市町村230haの森林整備を行い、34,500 tの炭素蓄積及び約400tの炭素吸収を図ります。
  - ・ 野生鳥獣の地域個体群を長期的、安定的に維持し、人と野生鳥獣との共存を図るため、平成13 (2001) 年度から県内のサル群れの約70群に電波発信機を装着し、行動域などを把握のうえ、市町村・地域住民との協働による山への追い上げなどを行うとともに、関係機関と協力して、農林業被害防除のための研修や普及啓発を行っています。
  - ・ ニホンジカについては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画を平成13 (2001) 年度に策定し、生息密度が著しく高い地域 (櫛田川より南側の地域) において、平成14 (2002) 年度の狩猟時期から、メスジカを狩猟鳥獣とするとともに、捕獲データの収集等により、生息状況をモニタリングしつつ、適正な生息密度調整を進めています。
- (5) レッドデータブックの作成
- ・ 三重県内の野生生物の分布、生息・生育状況を調査し、県版レッドデータブックを作成します (平成15 (2003) 年度に調査を開始し、平成17 (2005) 年度に刊行する予定)。県として、保全すべき対象を明確化するとともに、指定希少野生動植物種及び希少野生動植物監視地区の指定等の基礎資料とします。また、希少野生動植物についての情報を県民と共有することにより、生物多様性の効果的な保全を図ります。
  - ・ 作成に際しては、県内の専門家のグループと連携した調査を基礎に進めるとともに、県民への積極的な広報を進め、県民との協働によるレッドデータブック作成を目指します。
- (6) 間伐材の有効活用
- ・ 間伐材の有効活用を進めるため、公共工事関係を中心に利用拡大に取り組んできており、平成14 (2002) 年度には間伐材型枠利用パイロット事業を実施しました。
  - ・ 平成15 (2003) 年度は、このパイロット事業の成果をもとに、型枠としての強度の増加や簡易に利用できる製品の製作などに取り組み、公共事業での一層の利用を進めていきます。
  - ・ 間伐材の利用量の増加は、森林整備の促進にもつ

ながることから、現在、三重県のホームページで提供している、公共工事関係の間伐材の需給情報をさらに充実していきます。

#### 4 参加と協働による環境保全活動の展開

##### (1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

###### ① 地球温暖化防止をめざす県民運動

- ・地球温暖化防止のため、夏季の一定期間において、オフィス等の適正冷房（28℃）徹底による省エネルギーを推進するため、県内の事業所や市町村と連携して「夏のエコスタイルキャンペーン」を実施しています。

（平成14（2002）年度取組団体：293団体）

- ・平成13（2001）年度からはこのキャンペーンと連携して、各家庭で節電に取り組み、前年同月比6%節減を達成した場合、参加グループに活動支援金を交付する「夏のエコポイント事業」を展開しています。

（平成14（2002）年度取組世帯数：23,902世帯）

###### ② 豊かな森林と水を考える県民運動

- ・平成13（2001）年度から、「三重環境県民会議」及び「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働して、参加者が楽しみながら里山保全活動や自然観察などを通して、自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。

（平成14（2002）年度：62会場で実施 参加者数4,763名）

- ・平成15（2003）年度は、11月22日～24日に県内各地のフィールドで実施する予定です。

##### (2) 地域で活躍する環境NPO等への支援

- ・平成12（2000）年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」3億円を創設し、その基金を活用して、地域で活動するNPO等の活動を支援しています。

（助成件数 平成12（2000）年度：127件 平成13（2001）年度：99件 平成14（2002）年度：65件）

- ・森林環境を保全するため、森林ボランティアの育成を進めており、その知識や技術を向上させるための研修会やリーダー養成を行っています。また、平成13（2001）年度からは、紀伊半島三県（三重県、奈良県、和歌山県）の森林ボランティアの交流とネットワーク化を図るため「紀伊半島三県森林ボランティア交流大会」を実施しており、平成15（2003）年度は、熊野市において交流大会

を開催する予定です。

（平成15（2003）年3月現在：森林ボランティア登録者数 1,149人）

- (3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入  
・グリーン購入を県内に普及するため、平成15（2003）年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。

（平成15（2003）年3月31日現在：参加組織数70）

- ・消費者へのグリーン購入の普及促進を図るため、平成15（2003）年1月16日から1ヶ月間、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）がチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しました。

（キャンペーン参加数：東海三県一市内約470店舗、うち三重県内123店舗）

##### (4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- ・環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間連携や企業と行政の協働・連携により、活力ある経済・社会活動を展開していくため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。

（平成15（2003）年3月末現在：193社加盟）

- ・平成13（2001）年度には、産業廃棄物にかかる情報交換を行うための「廃棄物情報交換システム」を構築するとともに、「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」を立ち上げ、企業間の情報交換と連携を促進しています。

（廃棄物情報交換サイト登録状況：会員事業所数127、廃棄物提供情報件数 22、廃棄物受入情報件数 88）

- ・平成14年度は、廃蛍光管・廃乾電池、木くず、食品廃棄物、廃プラスチック、廃油（廃食用油）のリサイクルシステム構築を支援しました。

- ・また、企業間のコーディネーターとして環境技術指導員を設置し、「廃棄物情報交換システム」の円滑な運用や再資源化技術や廃棄物の受入状況の情報収集・発信に努めています。

##### (5) 日本環境経営大賞による環境経営の普及

- ・ISO 14001 認証取得やグリーン購入の実施、産業廃棄物税の導入など、県自らが率先して環境取組を進めてきましたが、さらなるステップアップを図るため、学界や経済界等との協働により、

全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。

- ・（第1回目（平成14（2002）年度） 応募件数：149 受賞者数：14）
- ・この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした「全国の優れた環境取組を学ぶ環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営レベルの向上を促進します。

## (6) 全国一位のこどもエコクラブ会員数

- ・こどもエコクラブは、「次世代の三重の環境づくり」を担う子供たちが、地域で自主的に環境にやさしい取組を行うクラブで、環境省と地方自治体が連携してその活動を推進しています。県では、「Mie ちびっこエコ王国大会」、「こどもエコクラブ県内交流会」、「こどもエコクラブサポーター研修会」を開催し、活動の活性化に努めています。
- ・県内の「こどもエコクラブ」の会員数は、平成14（2002）年度1年間で8,093人を記録し、会員数、加入率ともに日本一となりました。

## (7) 「こどもかんきょう体感フェア2003」の開催

- ・次世代を担う子供たちが環境問題を考え、自ら進んで環境保全活動へ参加するよう、NPO、関連団体、企業及び行政などの協働・連携による学習・体験の場を設け、環境教育・学習を進めています。
- ・平成15（2003）年度は、7月31日、8月1日の2日間にわたり、環境負荷低減の新しい技術（太陽光発電・燃料電池など）とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験を行う「こどもかんきょう体感フェア2003」を開催します。

## (8) 全国に発信・公開する三重の環境情報

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境が何でもわかるホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を毎日更新（全国初）し、平成14（2002）年度には約858万ページビューのアクセスがありました。（平成14年11月：環境g o o大賞2002自治体部門2年連続大賞受賞、平成15（2003）年5月：みんなで選ぶエコWeb大賞特別奨励賞受賞）

ホームページ「三重の環境」の主な取組内容は次のとおりであり、今後とも情報公開・情報発信

機能の一層の充実に努めていきます。

- ・県の取組はもちろん、県民、企業等の活動報告は情報提供があれば即日情報を発信しています。
- ・三重の環境に関連する条例・規則・計画、審議会委員・職員名簿等すべて公開しています。
- ・大気環境は「リアルタイム」で常時監視データを公開し、リスクを共有しています。
- ・質問、意見などへの回答をすべてホームページ上で公開し、双方向の対話を実現しました。
- ・知事が講演会・雑誌寄稿などで語る「環境への考え方や取組」をすべて掲載しています。
- ・地域との協働で県内7ヶ所にライブカメラを設置し、地域からの情報発信を支援しています。
- ・平成15（2003）年度から、環境規制に関する申請や相談窓口が検索できる「Mie-G O L Dシステム」の調査を進めます。

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

大気環境、水環境、土壌・地盤環境は、良好な生活環境を確保する基盤となるものであり、その保全のためには、社会経済活動の全ての段階において、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用や適正処理を進め、人の活動による環境への負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう配慮する必要があります。

## 第1節 エネルギー・資源の適正利用

### 1 エネルギー・資源の利用状況

#### 1-1 電気

平成13（2001）年度における県内総発電量は $32,629 \times 10^6$  kWhであり、その内訳は図1-1-1のとおりです。

一方、平成12（2000）年度の県内総需要量は $17,038 \times 10^6$  kWhであり、三重県は電力供給県となっています。需要量の内訳をみると、電灯使用量が22.4%、電力使用量が77.6%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-1-2のとおりです。

#### 1-2 ガス

平成13（2001）年度における県内ガス販売量は720,797千 $m^3$ であり、その内訳は家庭用が52.9%、工業用が30.2%、商業用が12.8%、その他が4.1%となっています。一方、県内ガス生産量は64,108千 $m^3$ であり、三重県はガス需要県となっています。

ガス販売量の推移は図1-1-3のとおりです。

#### 1-3 化石燃料エネルギー消費量

平成12（2000）年度における化石燃料エネルギー消費量は、9,123千 $kl$ （原油換算）であり、その内訳は図1-1-4のとおりで、産業部門65.7%、家庭部門8.5%、業務部門5.4%、運輸部門20.4%の割合になっています。人口1人あたりに換算すると4.90 $kl$ となります。

図1-1-1 三重県の総発電量（平成13年度）

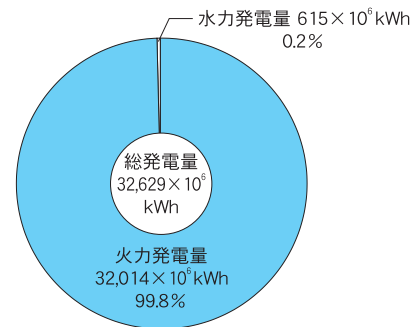


図1-1-2 電灯・電力使用量の推移

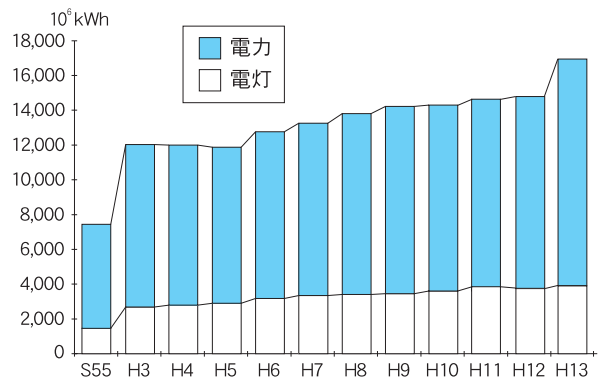


図1-1-3 ガス販売量の推移

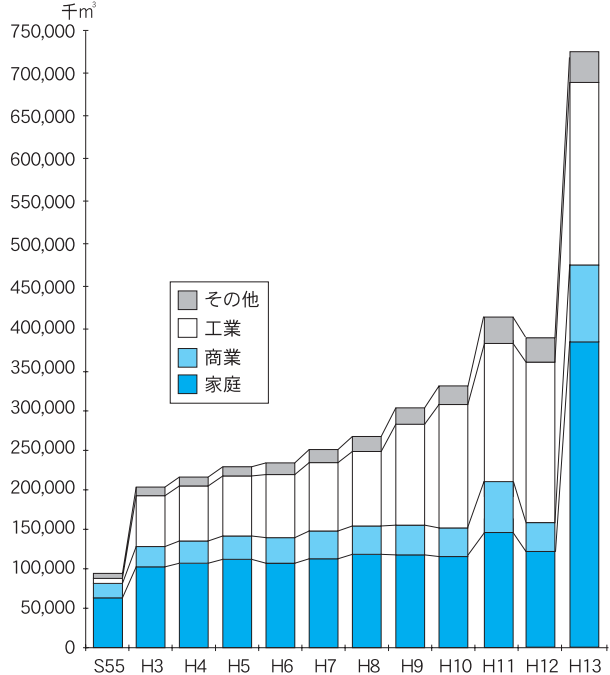
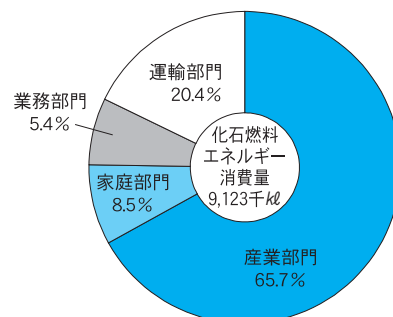


図1-1-4 化石燃料エネルギー消費量



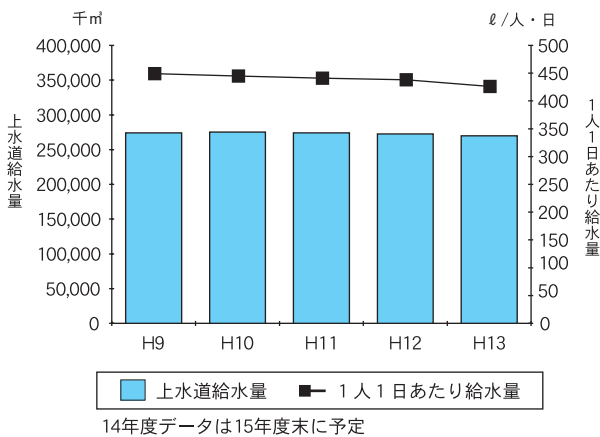


### 1-4 上水道

平成13(2001)年度における上水道供給量は271,181千 $\text{m}^3$ 、給水人口は1,713,564人であり、1人1日あたりの給水量は434 $\ell$ です。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-1-5のとおりです。

(注) 簡易水道・専用水道を除く。

図1-1-5 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



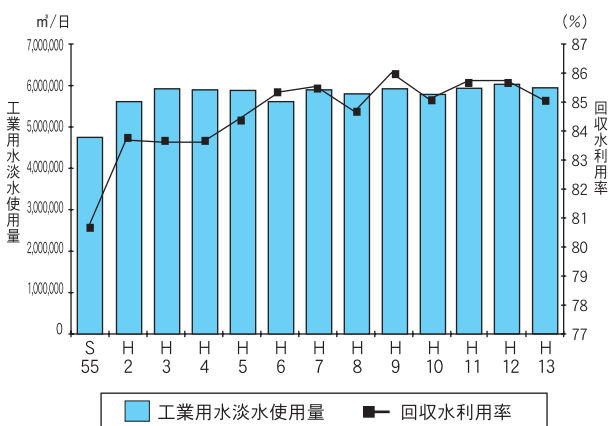
### 1-5 工業用水

平成13(2001)年度における工業用水使用量の合計は6,526千 $\text{m}^3$ /日であり、その内訳は淡水が85.5%、海水が14.8%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.0%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約60.6%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水利用率の推移は図1-1-6のとおりです。

図1-1-6 工業用水淡水使用量及び回収使用量の推移



## 2 エネルギーの適正利用

### 2-1 省エネルギー化の推進

#### (1) 省資源・省エネルギー対策の推進

省資源・省エネルギーに対する関心は昭和48年のオイルショックを契機に高まってきたものの、エネルギー消費量は、国民の「ゆとりと豊かさ」を求めるライフスタイルを背景として、民生・運輸部門を中心に依然高い伸び率を示しています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体に構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」を母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

また、平成12(2000)年3月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画 チャレンジ6」の一環として、地球温暖化防止の観点からも省エネルギーによる温室効果ガスの削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって地域レベルで省エネルギーを推進しています。

平成14(2002)年度も、「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働で、「地球温暖化防止を目指す環境県民運動」として、オフィス等の適正冷房(28℃)の徹底と夏季の軽装を呼びかける「夏のエコスタイルキャンペーン」と、夏季の電気使用量節減を呼びかける「夏のエコポイント事業」に取り組みました。また、「企業環境ネットワーク・みえ」では、廃棄物の削減と省資源を図るため、個別の企業では処理困難な廃棄物について企業間連携により再資源化を図るリサイクルシステムの構築に取り組みました。

県庁においても、平成11(1999)年度に導入したISO14001システムに基づき、引き続き電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

#### (2) 環境共生住宅の建設促進

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら健康で快適に生活できるよう工夫された環境共生住宅の建設促進を図っています。

平成13(2001)年度には、住宅マスタープランの策定を契機に、住宅金融公庫融資における地

方公共団体施策住宅として、三重県雨水等有効活用型住宅を創設することにより優遇措置を活用した市場の誘導を行いました。また、建設リサイクル法が、平成14（2002）年5月30日に施行されたことに伴い「環境と共生した住宅の普及」「住宅のリサイクル化などの推進」等について検討を行いました。

## 2-2 自然エネルギーの利用の推進

### (1) 新エネルギー導入の推進

石油依存度の高いわが国のエネルギー事情や地球温暖化等の環境問題に対応するため、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的であり、県・市町村、民間企業、住民等が主体的かつ協働して取り組む必要があります。

このため、三重県では、平成11（1999）年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」（図1-1-7及び表1-1-1）に基づき、その具体化のために次のことに取り組みました。

#### ア 「公共施設等への新エネルギーの導入指針」の施行

この指針は、県の政策方針として新エネルギーを県の施設へ率先導入するため、各部局が取り組むべき具体的内容を示したものです。

この結果、平成14（2002）年度に県の公共施設等へ192kwの太陽光発電施設が導入され、累計出力496kwとなりました。

#### イ 新エネルギーの普及支援事業の創設

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助制度を平成13（2001）年度に創設しました。この結果、平成14年度は県

図1-1-7 三重県新エネルギービジョンの概要

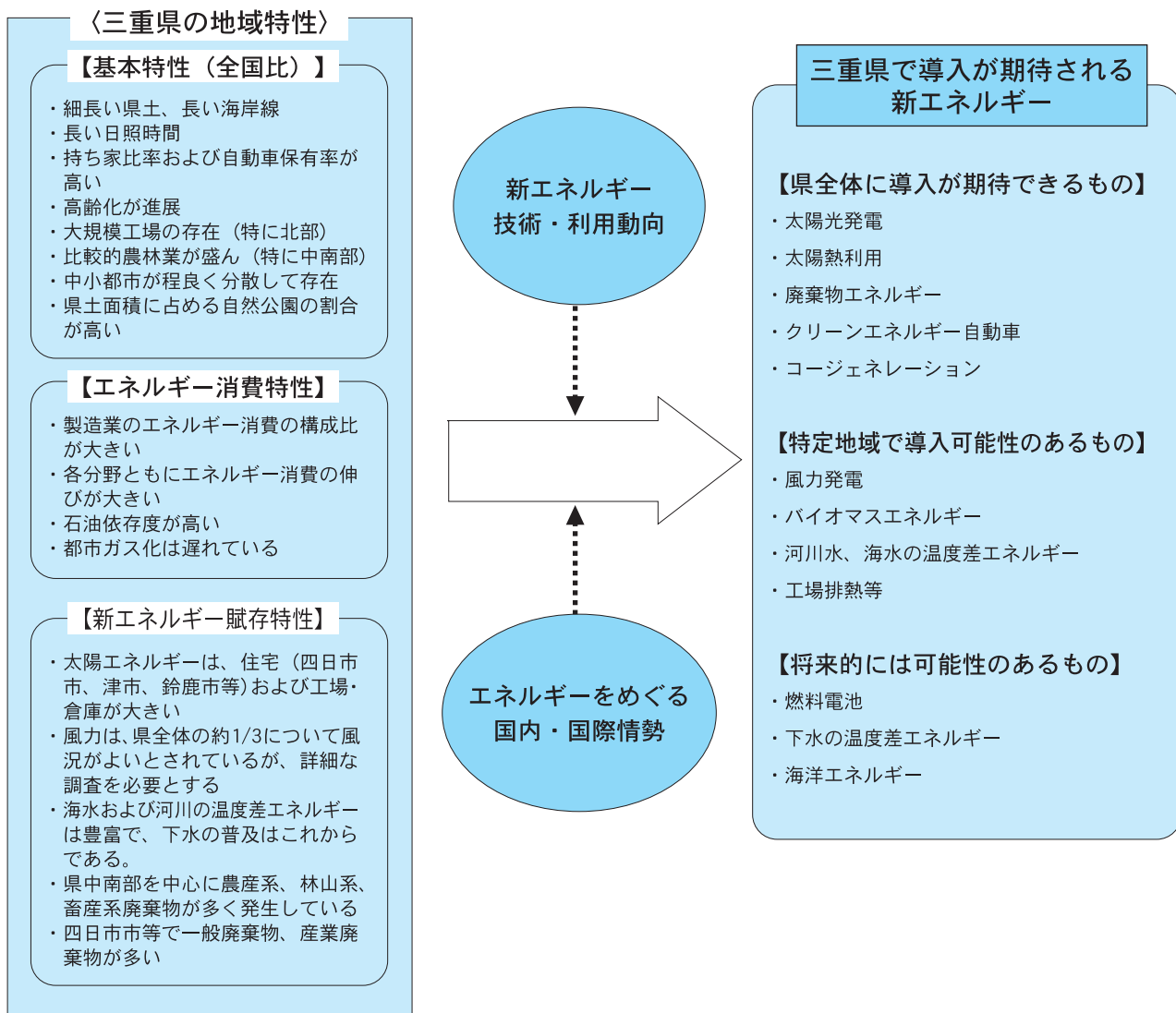


表1-1-1 導入イメージ及び2002年度末の導入量

	新エネルギービジョン策定時	2002年度末導入量	三重県における2010年度の導入イメージ	導入イメージの考え方
太陽光発電	1,046kW (53kW)	7,521kW (496kW)	75,000kW	新築着工住宅の約10%に3kWの太陽光発電を設置し、公共施設については年間1,500kWの設備を設置( )は県施設への導入量
風力発電	3,000kW	17,000kW	27,000kW	市町村等の構想及び風況調査等を勘案
廃棄物発電	30,000kW	37,830kW	54,000kW	県のRDF焼却・発電施設及び市町村の一般廃棄物焼却施設更新計画を勘案
クリーンエネルギー自動車	378台	※ 1,249台	22,000台	国の供給目標から算出した三重県の目安を勘案
コージェネレーション	186,438kW	284,889kW	314,000kW	既に導入が進んでいるため、今後は小規模設備及び燃料電池による設備について、年間5,000kW程度設置
うち燃料電池	1,000kW (実験プラント)	300kW	50,000kW	2006年度以降、既設のコージェネレーションの代替等により、年間10,000kW程度設置
従来型一次エネルギーの削減量 (原油換算)	102,379kℓ	153,461kℓ	223,813kℓ	注) 参照
CO <sub>2</sub> 排出削減量 (参考)	43,146t-C	64,527t-C	97,888t-C	注) 参照

※クリーンエネルギー自動車については2001年度末の台数

注) 国の長期エネルギー需給見通し及び新エネルギー利用等の促進に関する基本方針にあげられている新エネルギーのうち、太陽熱利用は、技術的に実用化され採算性も確保できることから、市場原理のなかで自主的な導入が充分期待できるという理由で、また逆に、廃棄物熱利用、温度差エネルギー及び黒液・廃材等は、エネルギーの賦存場所やエネルギー利用形態などによって導入があまり期待できないため、導入イメージ設定の対象から除外した。

また、燃料電池はコージェネレーションとして活用されることが大部分であると想定されるため、コージェネレーションの内数として整理する。燃料電池自動車についてはクリーンエネルギー自動車として整理する。

合計欄のkℓは、原油換算kℓを意味し、1kℓ=9,250×10<sup>3</sup>kcalである。

参考) 「三重県における2010年度の導入イメージ」における従来型一次エネルギーの削減量223,813kℓは、ドラム缶約110万本分に相当する。

補助により221件の住宅で計809kw、2校の学校で計40kwの太陽光発電設備が設置されました。

#### ウ 新エネルギーの普及啓発

クリーンエネルギーフェアを開催(環境フェアと同時開催)するとともに、新エネルギー啓発パンフレットの作成や市町村新エネルギー担当者を対象とした研修会の開催により、新エネルギーの普及啓発を行いました。

#### (2) 水力発電の推進

洪水調整や都市用水供給等を目的として建設されるダムに従属して、放流水のエネルギーを有効利用する。地域特性を生かしたクリーンなエネルギーの開発を進めています。

平成14(2002)年度は、前年度に引き続き川上発電所(最大出力1,200kW)建設の一部として、川上ダムにかかる建設費を負担しました。

また、新たな水力発電開発として、宮川の流量回復のために、宮川ダムから常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備(最大出力220kW)の建設について関係機関への許認可手続きを行うとともに、河川管理者が設置する選択取水設備に

ついて、行程等の調整を行いました。

なお、平成14(2002)年度末現在稼働している水力発電所は、10発電所97,800kWです。

### 2-3 未利用エネルギーの利用の促進

#### (1) RDF化構想の推進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムに転換し、可燃性ごみを固形燃料(RDF)化することでサーマルリサイクルと環境負荷の低減を図るRDF化構想を、市町村と一体となって進めました。

※サーマルリサイクル：廃棄物を単に燃やして処分するだけでなく、焼却時の熱を発電やボイラーの熱源としてエネルギー回収を行うこと。

#### (2) RDF焼却・発電施設の整備

市町村で製造されたRDFの安定的な受け皿として、RDF焼却・発電施設の整備を進めました。この施設では県内の市町村等から搬入されるRDFを熱源として、一般家庭約2万世帯分に相当する年間約7,000万kWhの発電を行う計画です。

平成14(2002)年度は建設工事を進め、同年12月から発電を開始しました。

#### ア 施設規模

(7) R D F 処理能力

240 t / 日

(イ) 発電出力

12,050 kW

#### イ 運転開始

平成14 (2002) 年12月

### 3 資源の適正利用

#### 3-1 廃棄物の再資源化の推進

##### (1) 廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施

(第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照)

#### 3-2 森林の公益的機能の向上

森林は、水資源のかん養、土砂災害の防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成13 (2001) 年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な森林管理を行うため、森林GIS (地理情報システム) を活用し、市町村や関係者と協働し、森林を生産林 (持続生産を重視する森林) と環境林 (公益的機能を重視する森林) に区分 (ゾーニング) しました。

### 第2節

#### 廃棄物の適正な管理

#### 1 廃棄物の発生と処理の状況

##### 1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成12（2000）年度におけるごみの総排出量は779,419tで1人当たり換算すると1,150g／人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の約70%を占め、埋立処理が全体の約12%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は16.9%となっています。ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ほぼ横ばいに推移しています。

図1-2-1 ごみ処理内訳（平成12年度）

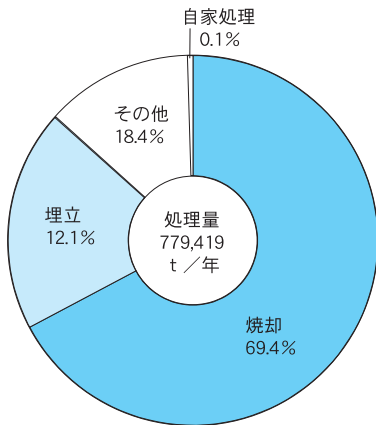
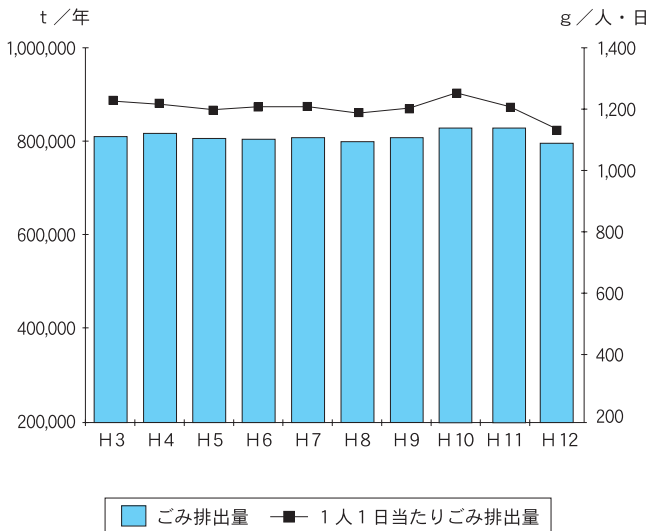


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



##### 1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成12（2000）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は758,124㎏です。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約70%以上を占め、次いで海洋投入が全体の約25%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は近年ほぼ横ばいで推移しています。その一方で水洗化人口は増加しており、平成3（1991）年度以降は水洗化人口が非水洗化人口を上まわっています。しかし、水洗化人口割合73.7%は、全国水準（平成12年度全国平均：83.4%）に比べると低くなっています。

### 12節

● 廃棄物の適正な管理

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳（平成12年度）

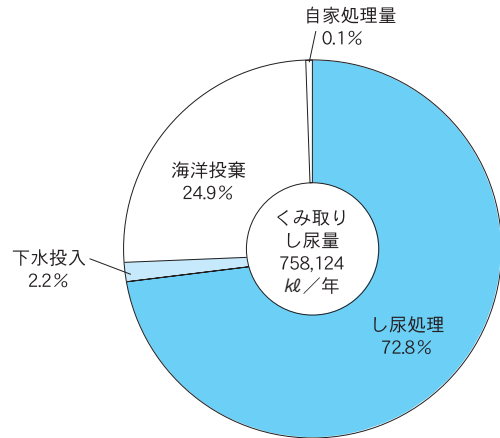
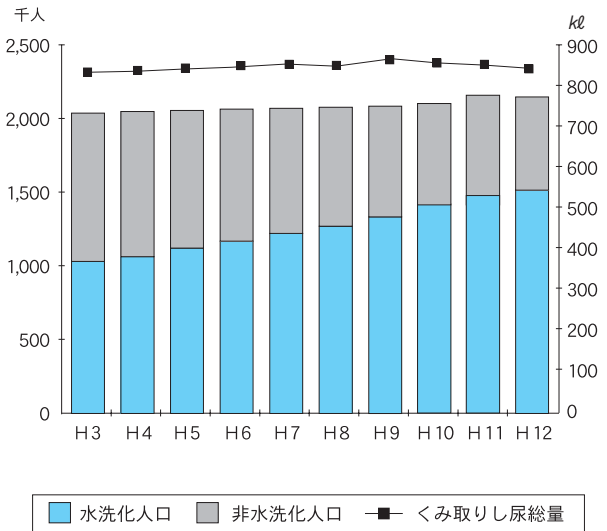


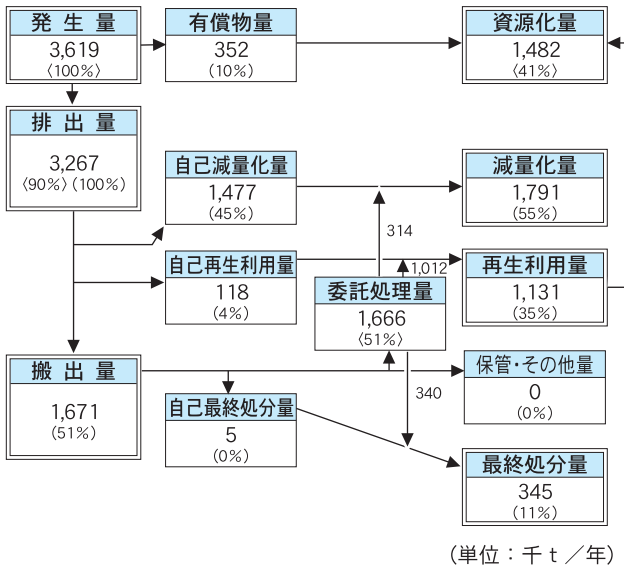
図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



### 1-3 産業廃棄物の状況

平成12(2000)年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物は3,619千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

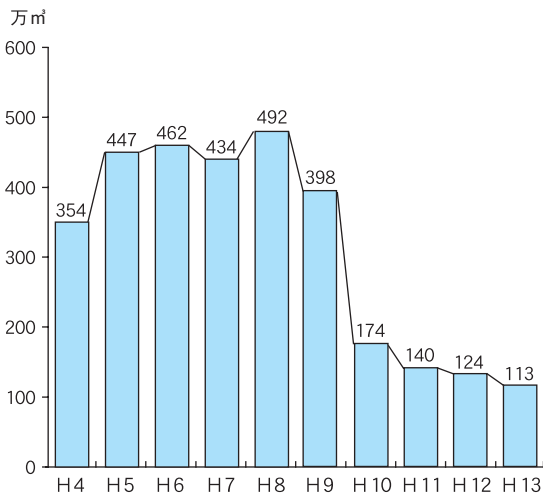
図1-2-5 発生及び処理状況の概要 (平成12年度)



(注) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

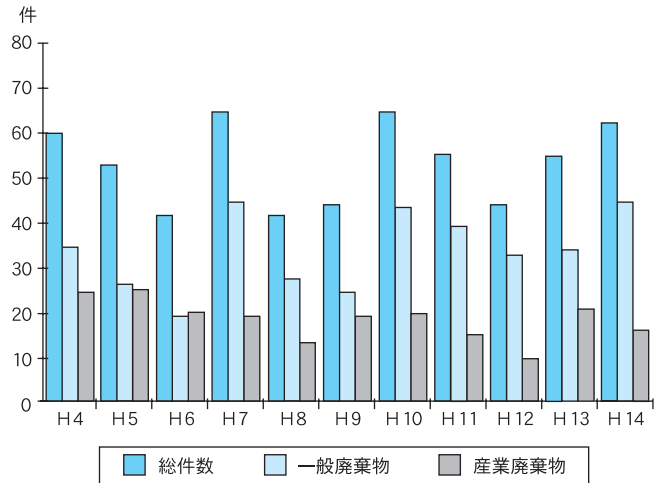
図1-2-6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

なお、平成14(2002)年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は17件でした。

図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

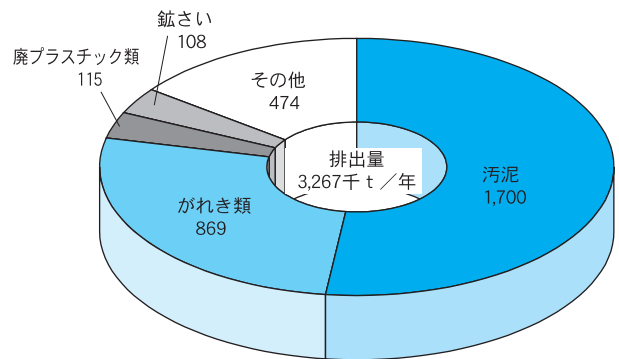


#### (1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥(52%)が最も多く、次いでがれき類(27%)となっており、この2種類で全体の79%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量 (平成12年度)



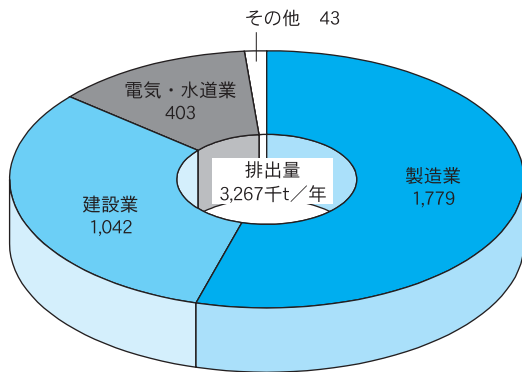
#### (2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業(54%)が最も多く、次いで建設業(32%)、電気・水道業(12%)となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業(特に下水道業)は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の12%を占めますが、搬出量で見ると全体の3%となります。

図1-2-9 業種別の排出量（平成12年度）



## 2 三重県廃棄物総合対策の推進

### 2-1 廃棄物総合対策の基本的考え方

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、廃棄物が大量に排出されるとともに、その種類や質が多様化し、適正に処理するための体制の整備が重要な課題となっています。また、不法投棄等不適正処理による環境悪化が問題となっています。

平成14（2002）年度には、廃棄物総合対策の推進計画に基づき、次の事業を実施しました。

- ・ R D F 化構想推進事業
- ・ ダイオキシン類削減緊急対策事業
- ・ 産業廃棄物適正処理推進事業
- ・ 廃棄物処理センターの推進
- ・ 産業廃棄物自主情報公開等促進事業

図1-2-10 廃棄物総合対策の基本的考え方

1 廃棄物の発生抑制	産業廃棄物については現在の社会経済活動のあり方を、一般廃棄物についてはライフスタイルのあり方を見直すことによって、廃棄物の発生を抑制する。
2 リサイクルの推進	やむを得ず発生した廃棄物は、リサイクルにより有効利用を図る。産業活動としてのリサイクルや生活に根ざしたリサイクルを推進する。
3 廃棄物の適正処理	発生抑制、リサイクルができずやむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を実現するための対策を講じる。
プラス1 情報公開と住民参加	廃棄物に関する全ての施策を廃棄物排出事業者、処理業者、県民そして行政の適切な役割分担とパートナーシップのもとに進めていくため、情報公開と住民参加の実現を図る。

## 3 発生抑制とリサイクルの推進

### 3-1 リサイクルの状況

#### (1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。三重県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成12（2000）年度で13.8%（県内全市町村のごみ資源化量107,749 t / 処理施設で行うごみ総排出量779,419 t）に過ぎず、集団回収による資源化量（28,796 t）を加えたりサイクル率でみても16.9%にとどまっています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 分別収集促進計画による年度別取組予定市町村数

項目	第1期		第2期		第3期	
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
無色ガラス	49	56	64	65	68	68
茶色ガラス	54	58	64	65	68	68
その他ガラス	49	56	64	65	67	67
ペットボトル	33	57	65	67	69	69
その他の紙型容器包装	—	34	39	44	63	64
その他プラスチック製容器包装類	—	41	46	57	60	62
うち白色トレイ	—	32	36	47	54	54
鋼製の容器包装	57	67	68	68	69	69
アルミニウム製の容器包装	57	68	69	69	69	69
紙パック	32	57	58	64	67	67
段ボール類	—	57	58	63	69	69

表1-2-2 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成12(2000)年度		平成13(2001)年度	
	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)
無色ガラスびん	42	4,434	60	4,634
茶色ガラスびん	42	4,241	59	4,719
その他ガラスびん	44	2,306	61	3,228
ペットボトル	53	1,810	63	2,155
スチール缶	55	9,274	58	7,820
アルミ缶	58	1,782	59	1,742
飲料用紙パック	33	238	36	238
その他プラスチック製容器包装	21	636	26	1,409
白色トレイ	14	54	16	85
その他の紙製容器包装	10	814	11	2,828
段ボール	40	7,323	44	9,531

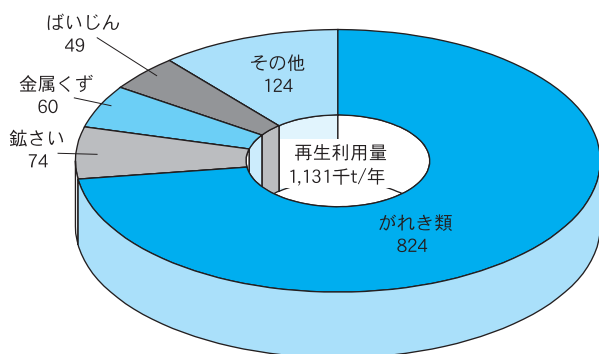
#### (2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,131千トン／年となっており、総排出量の35%を占めています。

種類別にみると、がれき類（73%）が最も多く、以下、鋳さい（7%）、金属くず（5%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量29千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,012千トン／年、自己未処理自己再生利用量89千トン／年に区分されます。

図1-2-11 種類別の再生利用量（平成12年度）



### 3-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

#### (1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア 民間において実践経験のある環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物多量排出事業者に対して適正管理計画書の策定や自主的情報公開について指導しました。対象となる事業者の拡大を図った結果、平成14（2002）年度末現在で、自主公開事業者数は32増え2,351社（公開率は91%）となりました。

イ 容器包装リサイクル法に基づく市町村の第2期分別収集計画の推進を行いました。また、平成15（2003）年度から19（2007）年度を計画期間とする市町村第3期分別収集計画の策定を支援するとともに、市町村の計画をとりまとめ、三重県第3期分別収集促進計画を策定しました。

ウ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集体制を推進するため、資源ごみリサイクル促進補助金により、6市町村等のストックヤード、プラスチック減容機等の分別収集促進事業に対し補助を行いました。

エ 生ごみの減量化及び廃食用油の再生利用を促進し、地域循環社会の構築を図るため、生ごみ堆肥化システム及び廃食用油リサイクルシステムを導入した10市町村に対し補助を行いました。

オ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき製品認定を進め、平成14（2002）年3月末までに42製品を認定しました。

#### (2) R D F 化の推進

##### ア R D F 化構想の推進

未利用エネルギーの有効利用とごみ処理の広域化を図るため、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型のシステムへと転換し、可燃性ごみを固形燃料（R D F）化して有効利用するR D F化構想を市町村と一体となって推進しました。

平成14（2002）年度には県内7箇所のR D F化施設がすべて稼働しました。

表1-2-3 R D F 化施設整備箇所

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
海山町	20 t / 日	9～11年度	12年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	44 t / 日	11～12年度	13年度
桑名広域清掃事業組合	230 t / 日	11～14年度	14年度
上野市ほか4か町村環境衛生組合	135 t / 日	12～14年度	14年度
南牟婁清掃施設組合	23 t / 日	12～14年度	14年度
浜島町	12 t / 日	13～14年度	14年度
紀伊長島町	21 t / 日	13～14年度	14年度

##### イ R D F 全国自治体会議

廃棄物のR D F化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行いました。

表1-2-4 R D F 全国自治体会議会員状況

区分	都道府県	市町村等	計
会員	23	52 (140)	75 (163)

( ) は一部事務組合等の構成市町村を含む

(3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施（第5章－第3節－1－1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照）

#### (4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「環境保全型畜産確立指導事業実態調査」を実施しました。



# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 12 節

● 廃棄物の適正な管理

表1-2-5 環境保全型畜産確立指導事業実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成14年度）（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質汚濁悪臭発生害虫発生	その他	
豚	7	4	1	3	0	0	0	0	15
採卵鶏	0	3	6	4	0	1	0	0	14
ブロイラー	0	1	0	0	0	0	0	1	2
乳用牛	1	6	1	1	0	1	1	2	13
肉用牛	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	8	15	8	8	0	2	1	3	45

表1-2-6 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成14年度）（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化处理	畜舎	その他	備考
家畜ふん尿リサイクル推進事業	8,306						3	

表1-2-7 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
環境保全型畜産確立指導事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成15年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

### (5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

### (6) 溶融スラグ及び間伐材型砕利用パイロット事業の実施

#### ア 溶融スラグ

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設で製造される溶融スラグを、公共工事における生コンクリート用の砂の一部に使用するパイロット工事を実施しました。

#### イ 間伐材型砕

間伐材の利用促進を図るため、コンクリート工字型砕に間伐材を利用したパイロット工事を実施しました。

平成12（2000）年度末におけるごみ処理施設は、8市13町1村9事務組合に36施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,550.1 t／日です。

#### イ 粗大ごみ処理施設

平成12（2000）年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は479 t／日です。

#### ウ 埋立処分地施設

平成12（2000）年度末における埋立処分地施設は、10市24町1村4事務組合に40施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積916,947㎡、全体容量7,804,204㎡です。残余容量は2,754,973㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量251,015㎡から推定すると約11年分となっています。

### (2) ごみの収集及び処理の状況

#### ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む。）の直営または委託が513,688 t／年と収集量全体の75.6％を占め、残りの166,202 t／年が許可業者となっています。

#### イ 処理形態

平成12（2000）年度のごみ排出量は779,419 t／年で、平成11（1999）年度に比べて

## 4 適正処理の推進

### 4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物処理施設の状況

##### ア ごみ処理施設

44,350 t / 年 (5.4%) 減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が54,187 t / 年 (69.4%)、直接埋立が93,994 t / 年 (12.1%)、直接資源化が72,120 t / 年 (9.3%) などとなっています。

表1-2-8 ごみ処理施設数等 (平成12年度末)

施設種別	焼却処理施設			高速堆肥化施設	ごみ燃料化施設	合計
	全連続	准連続	バッチ			
施設数	7	3	24	1	1	36
処理能力 (t / 日)	1,650	360	520	0.1	20	2,550.1

表1-2-9 粗大ごみ処理施設数等 (平成12年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	6	2	6	14
施設能力 (t / 日)	265	45	169	479

表1-2-10 埋立処分地施設数 (平成12年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	31	9	40
全体容量 (m <sup>3</sup> )	6,907,325	896,879	7,804,204
残余容量 (m <sup>3</sup> )	2,667,419	87,554	2,754,973

表1-2-11 ごみの収集形態 (平成12年度末)

区分	収集量	比率 (%)
市町村・組合による収集	直営	337,589 t / 年 49.7
	委託	176,099 t / 年 25.9
	小計	513,688 t / 年 75.6
許可業者による集計	166,202 t / 年 24.4	
合計	679,890 t / 年	

### (3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定を奨め、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理に向けての助言を行い、適正な処理を推進しました。

## 4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は529施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多

く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて24施設となっています。

表1-2-12 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成15年3月31日現在)

県民局名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
北勢(桑名)	84 (80)	2
北勢(四日市)	124 (122)	8
北勢(鈴鹿)	58 (58)	3
津	64 (58)	2
松阪	35 (35)	3
南勢(志摩)	56 (53)	1
伊賀	53 (48)	5
紀北	17 (9)	0
紀南	14 (14)	0
計	505 (479)	24

注1) 中間処理施設の混合(破碎・焼却)施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。  
 2) 設置数欄の( )内は、現在稼働中の施設を示します。  
 3) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-2-13 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成15年3月31日現在)

	種類	設置数	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	257 (255)	
	汚泥の乾燥施設	18 (17)	
	廃油の油水分離施設	14 (13)	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	25 (19)
		がれき類等の破碎施設	122 (121)
		混合破碎施設	8 (8)
	小計	155 (148)	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	2 (2)
		廃油の焼却施設	2 (2)
廃プラスチック類の焼却施設		16 (8)	
木くず等の焼却施設		11 (9)	
混合焼却施設		24 (19)	
小計	55 (40)		
コンクリート固形化施設	—		
水銀を含む汚泥のばい焼施設	—		
シアン分解施設	—		
計	505 (479)		

注1) 混合(破碎・焼却)施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。  
 2) 設置数欄の( )内は、現在稼働中の施設を示します。

・最終処分場（平成15年3月31日現在）

種類	設置数
遮断型最終処分場	—
安定型最終処分場	15
管理型最終処分場	9
計	24

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた最終処分場のうち、埋め立て中の施設を示します。

### (2) 下水道汚泥処理システムの整備

平成14（2002）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を含めて30処理場があり、その発生汚泥量は、脱水ケーキベースで約41.6千t／年です。ほとんどの汚泥は民間業者に委託して焼却処分しています。

このため、汚泥の建設資材等への有効利用について検討を進めており、平成9（1997）年度から2ヶ年にわたって汚泥の有効利用及び処理コストなどの観点から三重県における適切な汚泥処理方式について調査検討を実施し、その結果を踏まえ、平成12（2000）年度に流域下水道の一部の処理場において、発生汚泥処理に関する研究を行い平成13（2001）年度及び14（2002）年度は実用化に向け調査・設計を行いました。

### (3) 浄水場の汚泥の有効利用

平成14（2002）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は約4,200m<sup>3</sup>であり、その内850m<sup>3</sup>を花き園芸用培土として、1,040m<sup>3</sup>をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

### (4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

また、不法投棄のおよそ70％は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

## 4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

### (1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を推進し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに産業廃棄物を公共関与で処理する施設の整備に努めました。

平成14（2002）年度には、ガス化溶融処理施設の建設工事を進め、12月に施設の本格稼働に至り、最終処分場についても諸手続きを進めました。

## 5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

### 5-1 監視・指導の強化

#### (1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。なお、三重県における平成14（2002）年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は17件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等あらゆる場所で発生しています。

#### (2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-14及び表1-2-15に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-2-14 廃棄物に係る苦情発生件数

（平成10～14年度）

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H10	2	—	324	326
H11	3	—	297	300
H12	—	—	267	267
H13	1	—	328	329
H14	3	—	245	248

表 1-2-15 平成14年度における廃棄物に係る苦情発生内容（計のカッコ内は平成13年度）

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他	計
ごみ処理場	1 (-)	1 (-)	-	-	-	1 (1)	3 (1)
し尿処理場	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物	108 (162)	13 (9)	22 (42)	-	1 (8)	92 (107)	236 (328)
計	109 (162)	14 (9)	22 (42)	-	1 (8)	93 (108)	239 (329)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成14（2002）年度の廃棄物処理施設等への立ち入り検査の実施状況は表1-2-16に示すとおりであり、違反発生件数は1,405件で、前年度よりやや増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,085件あり、その違反内容の大部分は、処分基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、野外焼却行為です。

表 1-2-16 平成14年度の立入検査実施状況（計のカッコ内は平成13年度）

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					その他
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	52	12	-	-	1	-	1	10
産業廃棄物排出事業所	1,455	753	-	-	20	1	10	722
産業廃棄物処理業者	1,179	332	2	3	6	-	13	308
その他	872	308	-	-	4	1	18	285
計	3,558 (3,551)	1,405 (1,394)	2 (4)	3 (2)	31 (2)	2 (1)	42 (43)	1,325 (1,342)

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

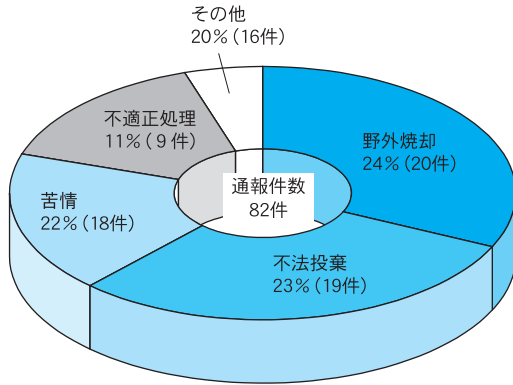
イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成14（2002）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-12のとおりであり、通報件数は82件で、野外焼却、不法投棄に関するものが47%を占めていました。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、環境汚染の修復を行っています。

図1-2-12 廃棄物ダイヤル110番通報内訳  
(平成14年4月～平成15年3月)



### 5-2 清潔で美しい三重づくりの推進

#### (1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成14(2002)年度の実績は、道路関係で125団体、河川関係で101団体、海岸等の関係で50団体となっています。

平成11(1999)年度からは、地域住民に道路の一定区間の里親になっていただき、除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道里親事業」を実施しており、39団体の里親団体に作業物品の提供(平成14(2002)年度実績)を行いました。

### 6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14(2002)年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、現在、し尿等の海洋投入処分を行っている者は施行日から5年間猶予されることになりました。

平成14(2002)年度は、し尿を海洋投入処分している2市1町6事務組合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する指導を行いました。

### 1 大気汚染の防止

#### 1-1 大気汚染の現況

##### (1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成14（2002）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局34局（県測定16局、四日市市測定10局、尾鷲市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局35局（県測定18局、四日市市測定9局、尾鷲市測定8局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局32局（県測定18局、四日市市測定10局、尾鷲市測定4局）のうち、一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局4局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在32（県設置15局、四日市市設置9局、尾鷲市設置8局）の測定局が設けられています。

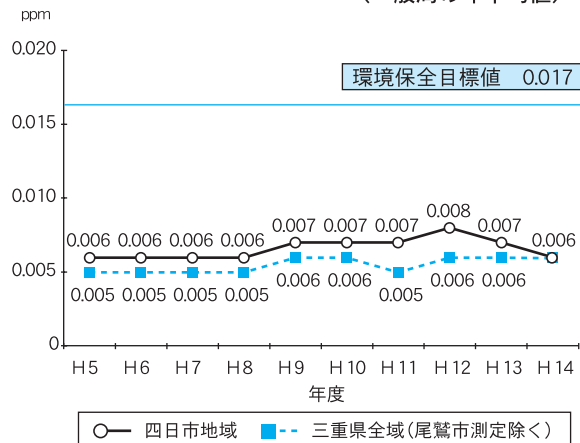
自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在6（県設置4局、四日市市設置2局）の測定局が設けられています。

##### (2) 大気汚染の測定結果

##### ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局30局、自排局4局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。（注2）また、年平均値でも県の環境保全目標（年平均値で0.017ppm以下）を達成しました。年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化  
（一般局の年平均値）

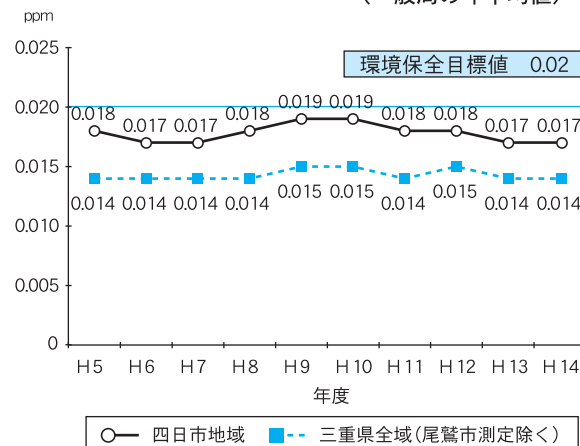


注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

##### イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局29局、自排局6局で測定を実施しました。一般局では日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.064ppmと、昨年度に引き続き高濃度を記録しました。また、年平均値では、一般局の三浜小学校局、鈴鹿算所保育所局、自排局の全測定局で県の環境保全目標（年平均値で0.020ppm以下）を達成しませんでした。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化  
（一般局の年平均値）



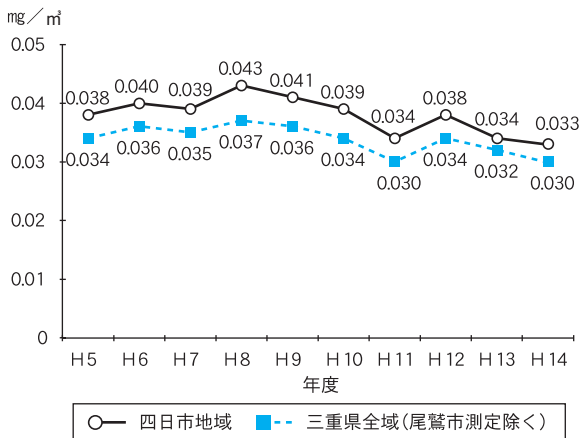
注3) 二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

### ウ 浮遊粒子状物質

一般局26局、自排局6局で測定を実施しました。一般局6局、自排局4局で日平均値が基準値を超えた日が2日以上連続したことから環境基準を達成しませんでした。(注4) 年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-13参照)

注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

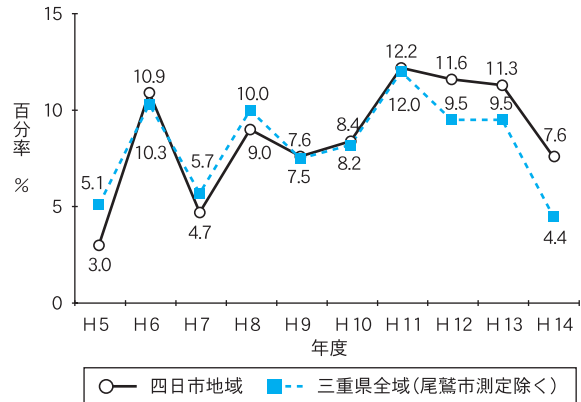
図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化 (一般局の年平均値)



### エ 光化学オキシダント

一般局22局 (県測定14局、四日市市測定5局、尾鷲市測定3局) で測定を実施したところ、全ての測定値で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値 (5時から20時までの測定値) が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



### オ 一酸化炭素

一般局1局 (尾鷲市測定)、自排局2局 (県測定2局) で測定を実施しました。いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5) (資料編2-9参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、10ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

### カ 非メタン炭化水素

一般局17局、自排局3局で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC (6~9時の3時間の平均値) の範囲となっており、一般局16局、自排局全てが指針値を超えていました。(資料編2-12参照)

### キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と共同で行いました。(資料編2-14~15参照)

#### (ア) 調査地点等

一般環境5地点(桑名市、四日市市×2、津市、名張市)、道路沿道1地点(三雲町)、発生源周辺1地点(四日市市)で、毎月1回

調査を実施しました。

(イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は7地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

表1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
○クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロロメタン	○ベンゾ(a)ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
○タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成14年度環境調査物質

ク ダイオキシン類

平成12(2000)年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法(平成11(1999)年7月公布)に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

(ア) 調査地点

一般環境調査地点は、常時監視地点として13地点、常時監視補完地点(5年間で全町村を測定予定)として12地点の計25地点を選定し、調査を実施しました。

(イ) 調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

(ウ) 調査結果の概要

平成14(2002)年度の結果は、すべて環境基準を達成していました。

## 1-2 大気環境保全対策

環境省が毎年行っている星空継続観察を県内の10団体が実施し、星空観察を通じ大気環境に関する意識を深めました。実施団体は、表1-3-2のとおりです。

表1-3-2 平成14年度星空継続観察実施団体

団体名	調査時期
松阪市天文台実行委員会	夏
全日本どっ天迷会	夏
尾鷲市立天文科学館	夏
名張桔梗丘高等学校科学部天文班	夏・冬
上野高等学校物理地学部	夏
宇治山田高等学校天文部	夏・冬
鈴鹿市生活環境課	冬
木本高等学校天文気象部	冬
宮川星の会	冬
いなべ総合学園高等学校自然科学部	冬

## 1-3 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成15(2003)年3月31日現在、1,618工場・事業場に4,392のばい煙発生施設、157工場に1,523の一般粉じん発生施設、5工場に29の特定粉じん発生施設(石綿発生施設)が設置されています。

また、平成8(1996)年5月に改正された大気汚染防止法では、吹付け石綿を特定建築材料として指定し、それらを使用する建築物の解体等の作業について作業基準が設定され、工事を施工する前に特定粉じん排出等作業の届出が課せられています。平成14(2002)年度中の届出数は、解体作業が3件、改造・補修作業が9件でした。

(イ) 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制(K値規制)が実施されています。その規制値は四日市地域(四日市市の一部、楠町、朝日町、川越町)が1.17、四日市市(前述以外の地域)が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町村が17.5となっています。

さらに、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)



年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

#### (イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に濃度規制が実施されています。平成10（1998）年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

#### (ウ) 窒素酸化物の規制

昭和48（1973）年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

#### イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として14種類の特定施設を規制対象としています。

平成15（2003）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は218事業所307施設、水質基準対象施設は40事業場63施設です。

図1-3-5 大気基準適用施設の種類別内訳

(平成15年3月31日現在)

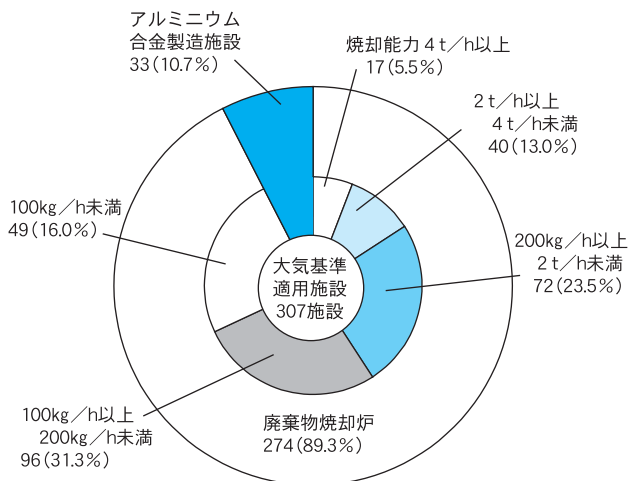
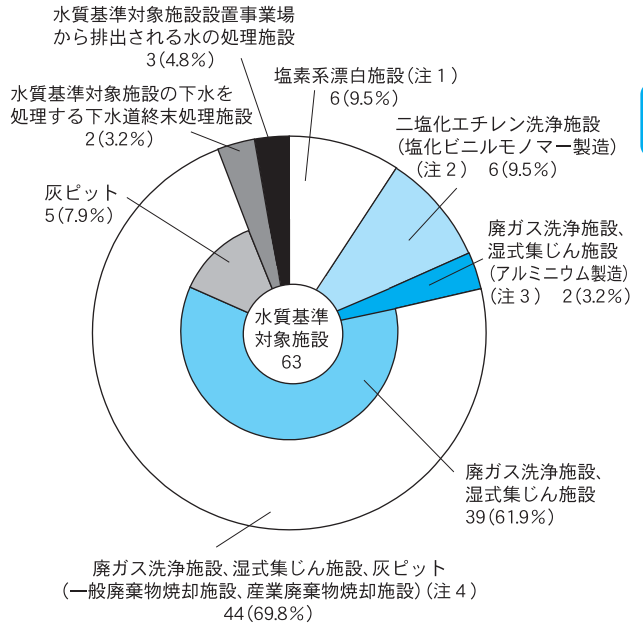


図1-3-6 水質基準対象施設の種類別内訳

(平成15年3月31日現在)



(注1) 硫酸塩バルブ (クラフトバルブ) 又は亜硫酸バルブ (サルファイトバルブ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設  
 (注2) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設  
 (注3) アルミニウム又はその合金の製造に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設  
 (注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの。

#### ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設 (指定施設) 及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成15（2003）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は552工場・事業場に3,480施設、粉じんに係る指定施設は718工場・事業場に4,182施設、炭化水素に係る指定施設は26工場・事業場に533施設が設置されています。

(以上、四日市市管内分を含む)

#### (ア) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4

(1992)年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

#### (イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kl以上の貯蔵施設等)について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

#### エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント(第1章-第3節-1-5光化学スモッグ対策の推進を参照)について、緊急時における措置を講じています。平成14(2002)年度は、硫酸酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

#### オ 立入検査

平成14(2002)年度は、延べ286工場・事業場に立入検査を行いました。うち、ばいじん、窒素酸化物等の排ガス検査を実施した施設数は76で、排出基準に不適合の施設は、ありませんでした。

## 1-4 自動車交通公害対策の推進

### (1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内6ヶ所の自排局の平成14(2002)年度の二酸化窒素の濃度(年平均値)は、全ての局で環境保全目標(年平均値0.020ppm)を超過しており、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっています。特に納屋測定局(国道23号、四日市市)は、環境基準を達成しておらず、98%値で0.064ppm(環境基準0.06ppm)となっています。

### (2) 自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

#### ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法(自動車から排出さ

れる窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)(平成4(1992)年)に基づき、特別の排出基準を定めた規制(車種規制)を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質(PM)について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

#### イ 法律の概要

平成13(2001)年の通常国会に自動車NOx法の改正法案が提出され、同年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大

愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の8市町(四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町、川越町)を追加

- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上(30台以上保有)の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

#### ウ 車種規制

- ・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス(車両総重量3.5t以下)については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス(車両総重量3.5t超)については、最新のディーゼル車並の排出基準。

- ・経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期集中的に多数の自動車の買替えが必要となることから、さらに1~3年の準備期間が置かれています。

表 1-3-3 猶予期間

車種	猶予期間	車種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特種自動車	原則10年

### (3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 交通情報提供システム（AMIS）の整備  
中勢・南勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置59基を整備しました。
- イ 交通管制システムの拡充整備  
信号機の集中制御化（14基）、監視用カメラ（4基）を整備しました。
- ウ 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備  
幹線道路における交通の円滑を図るため、信号機の系統化（10基）、多現示化（40基）、閑散時半感応化（10基）、右折感応化（5基）等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点（約300箇所）において、LED式信号灯器（約1,500灯）の整備を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図りました。

### 1-5 光化学スモッグ対策の推進

#### (1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、32関係市町村を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成14（2002）年度の光化学スモッグの発令状況は、5月14日から9月21日までに4日間延べ4地域に予報を発令し、注意報の発令はありませんでした。

なお、光化学スモッグによる被害届出はありませんでした。

#### (2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

##### ア 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

#### イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

### 1-6 化学物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、平成8（1996）年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9（1997）年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13（2001）年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

（平成14（2002）年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照）

### 1-7 地球温暖化対策の推進

#### (1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと2100年には平均気温は最高5.8℃上昇、海面水位は最高88cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取組が進められており、1988（昭和63）年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設置されました。さらに1992（平成4）年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約に基づき毎年締約国会議が開催され、特に、1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた「京都議定書」が採択されました。この議定書により我が国は、温室効果ガスの排出量を2008～2012年の期間に1990（平成2）年レベルより6%削減することになりました。世界の国々が地球温暖化対策に取

り組むためには、現在のところ「京都議定書」の発効が唯一の方法であり、2001（平成13）年7月に開催された第6回締約国会議（COP6）再開会合（ドイツ・ボン）において、森林のCO<sub>2</sub>吸収量の基準など京都議定書の具体的な運用ルールについて各国の合意がなされました。2002年6月、日本も京都議定書を批准し、同議定書の発効（議定書の効力が発生すること。）に向けて大きく動き始めています。

## (2) 国における取組

我が国の温室効果ガスの排出量は、1990年以降増加傾向で推移し、2000年の排出量は1990年に比べて約8.0%増加しています。

表1-3-4 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万CO <sub>2</sub> トン)	2000年 (百万CO <sub>2</sub> トン)	伸び率 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,119.3	1,237.1	10.5
メタン (CH <sub>4</sub> )	26.7	22.0	-17.4
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	38.8	36.9	-5.0
代替フロン類	48.2	35.5	-8.4
計	1,233.1	1,331.6	8.0

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998（平成10）年に2010（平成22）年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。さらに、温室効果ガスの排出抑制にはあらゆる主体が参加した幅広い取組が必要であることから、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999（平成11）年に施行しました。2002年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正し、対策の推進を図っています。

## (3) 県における取組

三重県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、平成11（1999）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年のレベルから6%削減することを目標に各対策に取り組んでいます。三重県では、温

室効果ガスの排出量のうち94%がCO<sub>2</sub>であり、このCO<sub>2</sub>排出源は、産業、運輸、民生の3部門が91%を占めています。県内における1990年以降のCO<sub>2</sub>排出量の推移は次のとおりです。

表1-3-5 県内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の推移

(単位:千t-C)

部 門	1990	1999	2000
	排出量	排出量	排出量
産業部門	4,197	4,750	4,475
運輸部門	985	1,262	1,284
民生部門 (家 庭)	560	702	713
民生部門 (事務所)	273	437	501
その他	511	554	532
計	6,525	7,705	7,505

このことから、三重県の温暖化対策は、産業・運輸・民生の3部門におけるCO<sub>2</sub>の排出削減を主体として進めています。

### ① 産業部門の対策

平成13（2001）年3月に公布した三重県生活環境の保全に関する条例において、エネルギー使用量の多い一定規模以上の工場等を対象として、温室効果ガスの排出削減などに関する計画（地球温暖化対策計画書）の作成と知事への提出・公表を規定し、平成14（2002）年5月には、「三重県地球温暖化対策作成指針」作成し、対象事業所に対して、説明会を開催しました。平成15（2003）年5月にも対象事業に対して再度、説明会を開催し、平成15（2003）年9月30日の提出期限に向けて、計画策定を促しました。また、インセンティブを与えながら費用効果的に温室効果ガスの排出削減を実現するシステムとして「排出量取引」に注目し、県内35企業と1NPO、環境省とともに「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」を実施しました。この事業は、排出量取引のルールが未確定な中で、①環境と経済の両立の実現、②地域特性を生かした三重県からの提案、③企業の現状を踏まえた国内排出量取引制度設計への政策提言の3つを目的として実施したもので、参加企業等と議論を重ねた結果、8項目を政策提言しています。

### ② 運輸部門の対策

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとと

もに、自動車の使用者に対し、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からのCO<sub>2</sub>等の排出削減を進めています。

また、「環境フェア」の開催と併せ、公害健康被害予防協会との共催によって「低公害車フェア」を開催し、県民等への低公害車の導入促進に努めました。

### ③ 民生部門の対策

地球温暖化対策に率先して行政が取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する市町村実行計画の策定の支援を行い、平成14(2002)年度末までに次の市町村及び一部事務組合において実行計画が策定されました。

また、県民に対して、冷房温度の適正管理による電力使用量の節減などの実践行動を促す「エコポイント事業」を実施し、温暖化対策の普及・啓発に努めました。

表1-3-6 市町村地球温暖化対策実行計画策定状況  
(平成15年4月現在)

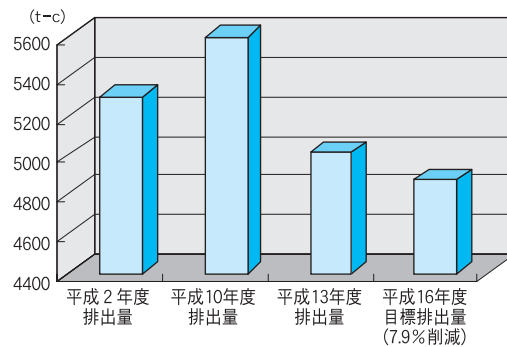
実行計画策定市町村	実行計画策定一部事務組合等
桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、上野市、名張市、尾鷲市、熊野市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町、朝日町、関町、白山町、飯南町、多気町、明和町、大台町、大王町、伊賀町、大山田村、青山町、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村 (計38市町村)	松阪地方介護広域連合、松阪市ほか六か町村衛生協同組合、松阪地区広域行政事務組合、伊勢志摩市町村税等滞納整理組合、朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター、志摩広域消防組合、鳥羽志摩広域連合、久居地区広域衛生施設組合、紀北広域連合、香肌奥伊勢資源化広域連合、尾鷲地区広域行政事務組合、三重紀北消防組合、紀伊長島町海山町し尿共同処理組合、南牟婁清掃施設組合、紀宝町鵜殿村水道企業団、四日市港管理組合 (計16一部事務組合、広域連合)

また、県は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11(1999)年度に認証取得したISO14001の取組との整合を図り、県自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むため、平成13(2001)年3月に「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」を作成し、全庁的な取組の推進と進行管理を実行しています。この結果、平成13年度においては、平成16年度末までに平成2年度(1990年度)比で7.9%削減する目標に対して、5.3%まで削減することが出来ました。

さらに、(財)三重県産業支援センターと連携し、ビル管理法に規定する一定規模以上の建築物を対象に、地球温暖化防止対策のため、省エネ対策の実施や地球温暖化対策計画書の策定等の普及、促

進に努めました。

図1-3-7 温室効果ガスの排出量



## 1-8 フロン対策の推進

### (1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

わが国においても昭和63(1988)年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成11(1999)年に家電リサイクル法、平成13(2001)年にフロン回収破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

### (2) フロン回収・処理の促進

#### ア 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等(リサイクル)する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成11(1999)年度に制定され、平成13

(2001)年4月から施行されています。

#### イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）

業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからフロンを放出する事を禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収破壊法が平成13（2001）年6月に制定され、平成14（2002）年4月に第1種特定製品部分が本格施行、同年10月に第2種特定製品部分が本格施行されました。

#### ウ フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録 フロン回収破壊法では、業務用冷凍空調機器

からフロンを回収する業者（第1種フロン類回収業者）、カーエアコン（使用済み自動車）を引き取る業者（第2種特定製品引取業者）、及びカーエアコンからフロンを回収する業者（第2種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者（フロン破壊業者）は、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）の許可が必要です。

第1種フロン類回収業者登録	528件
第2種特定製品引取業者登録	649件
第2種フロン類回収業者登録	449件

（平成15年4月1日現在）

## 三重県地球温暖化対策作成指針

### 第1 趣旨

気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき、1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、我が国は温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に1990年比6%削減する目標が定められた。

これを踏まえ、1999年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する基本的事項を定めることにより、取組の推進が図られているところである。

本県では、全ての県民の参加によって地球温暖化対策に取り組むため、2000年3月に三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）を策定し、産業部門、運輸部門及び民生部門等から排出される温室効果ガスの県内総排出量を2010年までに1990年比6%削減することを目標としている。しかし、1990年以降、県内の温室効果ガスの排出量は増加し、特に県内の二酸化炭素排出量の約6割を占める産業部門の自主的な取組の促進が重要となっている。

このような状況から、2001年3月に改正した三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例7号。以下「条例」という。）において、一定規模以上の工場等を設置する者を対象として「地球温暖化対策計画書」の作成等を規定したところである。

本指針は、条例9条の規定に基づく地球温暖化対策計画書の作成等を行う場合に必要な基本的事項を定めるものである。

### 第2 定義

- 1 本指針において「温室効果ガス」とは、法第2条第3項に規定する物質をいう。
- 2 本指針において「事業者」とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号。以下「規則」という。）第9条に規定する工場等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第6条第3項に規定される第1種エネルギー管理指定工場）を設置する者をいう。
- 3 本指針において「温室効果ガスの排出」とは、法第2条第4項に規定することをいう。
- 4 本指針において「温室効果ガスの総排出量」とは、法第2条第5項に規定するものをいう。
- 5 本指針において「基準年度」とは、規則第10条第1項第3号に規定する温室効果ガスの総排出量の目標を定めるにあたって基準となる年度をいう。

### 第3 地球温暖化対策計画書の作成及び公表

#### 1 策定の時期等

- (1) 地球温暖化対策計画書の策定は、条例の施行の日（平成13年10月1日）から2年以内とする。ただし、条例の施行の日以後に規則第9条で定める工場等に指定された場合は、その日から起算して2年以内に作成するものとする。また、計画に変更が生じた場合は、その都度見直しができるものとする。

- (2) 知事は、提出のあった地球温暖化対策計画書を規則第10条第2項の規定に基づき公表するとともに、事業者は、地球温暖化対策計画書を事業所に備え置き、閲覧の求めに応じるよう努めるものとする。

### 2 構成

地球温暖化対策計画書の構成は、次によるものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の基本的な方向
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組
- (7) 地球温暖化対策計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

### 3 計画内容に関する事項

#### (1) 事業の概要

業種、主要生産品、従業員数、ISO14001取得の有無等を記載し、工場位置図を添付するものとする。

#### (2) 計画の期間

2004年度を目標とする期間とし、計画期間終了後は3年ごとを期間とする新たな計画書を作成するものとする。

#### (3) 計画の基本的な方向

地球温暖化対策計画に対する事業者の長期的な取組方針を記載するものとする。

#### (4) 温室効果ガスの排出の状況

ア 1990年度、基準年度及び排出量算定の可能な直近年度の温室効果ガスの総排出量を記載するものとする。なお、1990年度総排出量が実測値から算定不可能な場合は、推計により算出するものとする。

また、温室効果ガスの総排出量は、各温室効果ガスごとの排出量並びにそれらの合計を記載するものとする。

イ 温室効果ガスの排出量は、原則として地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づき算定するものとする。

#### (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

基準年度の温室効果ガスの総排出量を基準として、削減目標を定めるものとする。なお、原単位等による削減目標を定める場合は、併せて目標年度における温室効果ガス総排出量見込みを記載するものとし、可能な限り、2010年度の温室効果ガス排出量見込みを記載するものとする。

また、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標は、各温室効果ガス毎の排出削減量及びそれらの合計を記載するものとする。

#### (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組

ア 上記(5)の数量的な目標を達成するために重点的に取り組む措置と、その措置に関する数値目標を定めるものとする。ただし、数値として表せない場合は、定性的な目標を定めるとする。

イ また、具体的な取組は、上記アにおける目標を達成するための具体的な取組項目を記載するものとする。

#### (7) 地球温暖化対策計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

計画に基づく取組の推進体制、毎年の実施状況の点検及び評価の方法、計画の実効性の確保を図るための従業員等に対する研修、情報提供等を記載するものとする。

なお、毎年の実施状況の点検及び評価は、温室効果ガスの総排出量及び各温室効果ガス毎の排出量を算出し行うものとする。

### 第4 地球温暖化対策計画書の進行管理

第3、3、(7)により行った実施状況の点検及び評価の結果について、知事が必要と判断した場合に、県は事業者に対して報告を求めることができるものとする。

### 第5 書類の提出

- 1 地球温暖化対策計画書の提出先は、当該工場の所在する市町村を管轄する県民局生活環境部とする。
- 2 上記1により提出する書類の部数は2部とする。

## 2 騒音・振動の防止

### 2-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

### 2-2 工場・事業場対策の推進

#### (1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

#### (2) 生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

#### (3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。

また、法・条例の指定地域を有する市町村が行う規制事務について助言を行いました。

### 2-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1-3-7 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成14年度)

		騒音関係	振動関係
立入検査件数		38	10
測定検査結果	適合	11	5
	不適合	9	0
行政指導件数		26	8

表1-3-8 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

(平成14年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	3	0
作業騒音に係るもの	1	0
拡声機の使用制限に係るもの	0	0

### 2-4 環境騒音及び道路交通振動の現状

#### (1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する24市町村の協力を得て、88地点で騒音測定を実施しました。（資料編4-4参照）

表1-3-9 測定地点における環境基準適合状況  
環境騒音（一般地域）

(平成14年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	28	25	20	19
B	30	24	22	21
C	29	28	25	25
未指定	1			

#### (2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の40地点



で自動車交通騒音測定を実施しました。

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町村の協力を得て、34地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-5参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成14(2002)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。(資料編4-6参照)

表1-3-10 測定地点における環境基準適合状況  
(環境騒音・道路に面する地域) (平成14年度)

地域の区分	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
幹線交通区域	40	23	23	22

### (3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

## 3 悪臭の防止

### 3-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

### 3-2 工場・事業場対策の推進

#### (1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

近年、規制地域外における悪臭苦情が増加して

いるため、平成12(2000)年10月27日に三重県環境審議会に、「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定の改正等について」を諮問し、平成13(2001)年3月28日に同審議会から33市町村において規制地域を拡大する内容の答申がありました。

答申に基づき平成13(2001)年5月25日に、12市5町4村の全域または一部を規制地域とする告示改正を行い、同年8月1日から施行しました。また、特例市である四日市市は、平成13(2001)年9月3日に規制地域を都市計画区域に拡大する改正を行い、同年12月1日から施行しました。

規制地域を有する市町村は表1-3-11のとおりです。

表1-3-11 規制地域を有する市町村

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市
町(25)	長島町、木曾岬町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、三雲町、明和町、玉城町、二見町、小俣町、紀伊長島町、御浜町、伊賀町、青山町、浜島町
村(4)	美里村、美杉村、御園村、鶯殿村

#### (2) 立入検査及び指導

平成14(2002)年度には、法の規制地域を有する市町村が行う規制事務について助言を行いました。

#### (3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

平成14(2002)年度には、県、市町村、関係団体等で、構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行いました。

### 1 水質汚濁の防止

#### 1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

#### (1) 調査地点等

「平成14(2002)年度公共用水域水質測定計画(三重県)」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内47河川75地点及び4海域(伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾)24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

#### (2) 結果概況

##### ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内47河川75地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている45河川60水域61地点のうち、40水域で環境基準を達成しており(20水域で未達成)、達成率は67%となりほぼ前年度(71%)並みでした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内45河川63地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点、項目で環境基準を達成しました。

##### イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、

COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全磷について、4海域24地点で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、1水域が環境基準を達成しており(7水域で未達成)、達成率は13%となり前年度(63%)を下まわりました。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全磷については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、全窒素は6水域で、全磷は5水域で環境基準を達成しており、達成率は、全窒素100%(前年度は83%)、全磷83%(前年度は100%)となり、それぞれ高い達成率を維持しています。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域14地点で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

#### (3) 評価と対策

平成14(2002)年度は河川、海域ともに環境基準の達成率が前年度に比べ下まわりました。

今後、環境基準の達成向上のため富栄養化防止対策、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

### 1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年(1997)年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

#### (1) 概況調査

カドミウム、鉛等の健康項目(26項目)その他について、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、四日市市を除く県内全域を108メッシュ(市街地5km×5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで調査を実施しています。

平成14(2002)年度は、三重県調査分21地点、四日市市調査分5地点、合計26地点において調査

を実施しました。

その結果22地点で環境基準を満足しましたが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点で環境基準を超過しました。

## (2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点21地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成14(2002)年度の調査結果は、14地点では環境基準を満足していましたが7地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が3地点(地質由来)、テトラクロロエチレンが3地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点でした。

## (3) 評価と対策

平成14(2002)年度に定期モニタリング調査において環境基準を超過して検出された物質のある地点は、過去から汚染が確認されている地域のみで汚染は拡大していません。なお飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

## 1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成14(2002)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象24水浴場中、AAが4、Aが8、Bが12水浴場となりました。

注) 水浴場における水質判定基準は、適(AA、A)、可(B、C)、不適として表記します。

## 1-4 環境基準類型指定の実施

河川は、水道、農業用水、水産等、様々な用途に利用されています。

主要河川については、その水質保全を図るため、用途に応じて環境基準の類型指定を実施しているところです。

また、宮川の水質保全をさらに図るため、支川

のうち延長10km以上であるものを、順次新規類型あてはめを行っており、平成14(2002)年度は横輪川を次表のとおり類型指定するよう、環境審議会に諮問しました。

表1-4-1 新規類型諮問内容

河川名	水域名	水域類型	達成期間	環境基準点
横輪川	全域	AA	直ちに達成	馬淵橋

14章 4節

● 水環境の保全

## 1-5 工場・事業場対策の推進

### (1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m<sup>3</sup>以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成15(2003)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,714事業場となっています。そのうち規制対象特定事業場は1,075で全体の13.9%(平成13(2001)年度15.1%)です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-2 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移(平成10~14年度)

区分	年度	H10	H11	H12	H13	H14
排水量	50m <sup>3</sup> /日以上	956 (52)	961 (51)	962 (50)	954 (83)	950 (49)
	50m <sup>3</sup> /日未満	6,827 (159)	6,859 (159)	6,899 (159)	6,860 (225)	6,764 (125)
計		7,783 (211)	7,820 (210)	7,861 (209)	7,814 (308)	7,714 (174)

注1) ( )は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

### (2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排水について規制を行っています。

なお、平成15(2003)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

平成14(2002)年度は延べ435事業場(採水を行う立入検査は200事業場)に対して立入検査を実施し、46事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

(4) 排水実態把握調査

水質の汚濁を効果的に防止するためには、発生源からの汚濁物質の排水を抑制する必要がありますが、合理的かつ効果的な排出規制及び指導を行うには排出源と排出量を把握する必要があります。

このため、平成14(2002)年度には、法の規制対象事業場のうち、1日あたりの平均排水量50㎡以上の工場・事業場及び有害物質を排出するおそれのある1,800事業場を対象に水質汚濁物質の発生量、処理施設による処理状況等の調査を実施しました。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

近年、畜産業の規模拡大による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、家畜ふん尿の素堀処理、野積処理等に起因する水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

平成14(2002)年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行いました。

## 1-6 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進により、生活排水処理率を高めることが急務となっています。平成13(2001)年度末の三重県の生活排水処理率は57.2%と全国平均に比べ低い状況にあります。

表1-4-3 生活排水処理率の状況 (平成13年度末)

区 域	公 共 下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	コミュニティー プラント	合併処理 浄化槽	計
三重県	28.8%	3.3%	0.2%	0.3%	24.5%	57.2%
全 国	63.5%	2.3%		0.3%	7.6%	73.7%

注) 生活排水処理率：処理可能居住人口／住民基本台帳人口×(100%)  
全国の処理率は国の公表データを基に三重県が算出。  
処理率の計は四捨五入の関係で合わない。

イ 「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を平成8(1996)年度に策定しました。

この計画は、平成22(2010)年度を目標年度とし、県内全域における整備区域、地域特性に対応した整備手法、整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、計画では、下水道、農業集落排水処理施設等の整備手法別目標を明らかにしており、生活排水処理率を目標年度までに70%程度に向上させるとしています。

ウ 下水道事業の推進

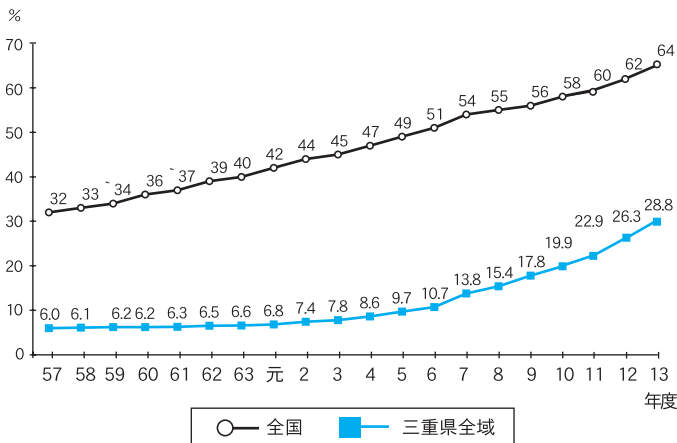
下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除としてその整備が急がれています。

三重県の整備状況は、図1-4-1に示すとおりであり、普及率も全国平均に比べ低い水準にあることから、積極的に事業の推進を図っています。

平成14(2002)年度には45市町村(10市31町4村)で公共下水道事業を実施しており、このうち平成14(2002)年度末で供用を開始しているのは40市町村(10市29町1村)です。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての流域下水道(6処理区)で事業に着手しており現在4処理区で供用を開始しています。

図1-4-1 下水道普及率の変化



## 工 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成8(1996)年度に策定した「生活排水処理施設整備計画」では、47市町村、378地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成22(2010)年度末の処理率63.7%を目標に事業を推進しています。

表1-4-4 農業集落排水事業の実施状況(平成15年3月31日現在)

事業名	地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	(14年度末)事業進捗状況	備考〔〕は地区数
農業集落排水事業	(100) 130	(16) 33	(100) 130	(81,850) 122,250	75.6%	桑名市〔2〕 多度町〔2〕 木曾岬町〔4〕 北勢町〔7〕 大安市〔1〕 藤原町〔6〕 四日市市〔9〕 菰野町〔4〕 鈴鹿市〔15〕 亀山市〔6〕 関町〔4〕 河芸町〔5〕 芸濃町〔8〕 安濃町〔6〕 美里村〔4〕 津市〔1〕 美杉村〔1〕 一志町〔1〕 嬉野町〔1〕 松阪市〔2〕 多気町〔5〕 明和町〔1〕 玉城町〔2〕 二見町〔2〕 勢和村〔1〕 南勢町〔1〕 阿児町〔1〕 上野市〔14〕 名張市〔9〕 伊賀町〔1〕 鳥ヶ原村〔2〕 大山田村〔2〕 阿山町〔1〕
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,980) 2,980	100.0%	完了 大山田村〔1〕 名張市〔1〕 多度町〔1〕 安濃町〔1〕
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(500) 500	100.0%	
全体	(105) 135	(21) 38	(106) 136	(85,330) 125,730	76.2%	

( )内は完了分で内数、人口は事業計画人口であり、流入施設の人口を含む。

表1-4-5 農業集落環境整備事業(農業集落排水)の実施状況(平成15年3月31日現在)

地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(1) 6	3	(1) 6	(1,435) 7,362	19.1%

( )内は完了分で内数

## オ 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2(1990)年度から着手しており、平成10(1998)年度に1地区完了し、平成14(2002)年度現在4地区で事業実施しています。

## カ 合併処理浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

平成14(2002)年度は、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、四日市市ほか54市町村に6,766基、875,543千円の県費補助を行いました。

また、市町村が事業主体となって合併処理浄化槽の面的な整備を図る「特定地域生活排水処理事業」について、平成14(2002)年度には、飯南町等合わせて4町村で事業を実施しています。

さらに、平成11（1999）年度から、水質汚濁防止法に基づく「窒素・リンの排水規制が適用される地域」のうち「生活排水対策重点地域」及び宮川流域市町村を対象に窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を創設し、普及促進を図っています。

## （2）生活排水総合対策の推進

平成2（1990）年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町村（表1-4-6）は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町村では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町村等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

表1-4-6 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町村名	指定年月日
勢田川流域 (御園村に係る流域を除く。)	伊勢市	平成3年3月19日
岩田川流域 (津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市	平成4年4月10日
久米川流域 (大山田村に係る流域を除く。)	上野市	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町	平成6年2月28日
四日市市、菰野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 菰野町	平成8年2月8日
松阪市・飯南町・飯高町・多気町・明和町・勢和村地域全域	松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 勢和村	平成9年2月18日

## （3）浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成13（2001）年度末で約25万基です。

平成14（2002）年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

### ア 法定検査の受検勧奨

法定検査受検案内文書、受検依頼返送用葉書、啓発リーフレットを郵送することにより浄化槽管理者に対する受検の勧奨を行い、低迷している法定検査受検率の向上に努めました。

### イ 無管理浄化槽の指導

法定検査を実施した浄化槽管理者のうち、保守点検、清掃を実施していない全ての無管理浄化槽管理者に対し、文書指導を行い、法定検査結果を的確にフォローするとともに浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

### ウ 浄化槽関係業者の育成

近年、高度処理型合併処理浄化槽など高い機能をもった浄化槽が普及しており、清掃業、保守点検業、施工業、製造業などの浄化槽関係業界関係者を対象に、技術の向上や生活排水対策の重要性の理解及び業界相互の協力体制の構築を目的とした情報交換を行いました。

## 1-7 有害化学物質対策の推進

### （1）環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）は微量で生物の内分泌作用を乱し、有害な影響をもたらすおそれが指摘されている化学物質で、環境省ではその疑いある65物質をリストアップして、優先して調査研究を進めています。

これを受けて、県では河川・海域における実態把握のため、平成10（1998）年度から平成12（2000）年度までの3年間で、分析方法がないもの等を除き、全ての物質について調査を行いました。

また、平成14（2002）年度は、これまでの調査で検出されたアルキルフェノール類、ビスフェノールA、PCB等の物質について、県内42（河川29、海域13）の環境基準点で水質を、県内24（河川16、海域8）の地点で底質の調査を行いました。

この結果、調査対象9物質のうち、水質では6物質が、底質では7物質が検出されました。

表 1-4-7 ダイオキシン類調査結果 (平成14年度)  
(河川)

市町村名	河川名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物種別 (pg-TEQ/g)
桑名市	員弁川	桑部橋	0.20	0.20	0.29 アユ
多度町	肱江川	念仏橋 肱江橋	0.36 0.14		
四日市市	三滝川	三滝橋	0.68	0.34	0.15 ハゼ
	海蔵川	海蔵橋 新開橋	0.62 1.4	6.0	0.21 シジミ
川越町	朝明川	朝明橋 朝明大橋	0.81 1.5	2.9	2.3 アサリ
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.64	8.6	0.31 コイ
	中の川	木鎌橋	0.67	0.63	0.93 シジミ
津市	志登茂川	今井橋 江戸橋	0.62 0.53	2.0	0.32 スズキ
	安濃川	御山荘橋	0.37	0.56	0.50 コイ
	岩田川	観音橋	0.49	11	0.38 スズキ
久居市	長野川	長野橋	0.39		
美里村		水源地	0.10		
白山町	雲出川	両国橋	0.10		
松阪市	阪内川	中部大橋 荒木橋	0.44 0.66	0.59	1.6 モロコ
	金剛川	昭和橋	0.78	4.2	0.29 コイ
多気町	櫛田川	津留橋	0.043		
明和町	笹笛川	八木戸橋	1.4	11	0.18 ハゼ
大台町	宮川	船木橋	0.11		
勢和村	濁川	柳原橋	0.056		
伊勢市	五十鈴川	宇治橋	0.16		
		堀割橋	0.12	1.5	0.15 コイ
	外城田川 宮川	大野橋 野依橋	0.26 0.16	0.93	3.1 カニ
鳥羽市	加茂川	野畑井堰	0.14	0.76	3.8 モロコ
大宮町	大内山川	滝辺橋	0.042		
	藤川	野添橋	0.044	0.26	0.084 アユ
度会町	一ノ瀬川	飛瀬浦橋	0.046		
上野市	久米川	芝床橋	0.76		
	比自岐川	枅川橋	0.24		
	柘植川	山神橋	0.33		
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.041	0.21	0.16 アサリ
紀伊長島町	赤羽川	新長島橋	0.051	1.1	0.72 カニ
海山町	銚子川	銚子橋	0.065	0.21	0.32 カキ
御浜町	尾呂志川	阿田和橋	0.083	0.35	1.8 オイカワ
紀和町	北山川	四滝	0.046		
		地点数	40	20	20
		河川数	32	20	20

※ 追加 (補足) 地点を除く。

(海域)

海 域 名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物種別 (pg-TEQ/g)
四日市港 (甲)	st-1	0.43	7.1	0.37 カレイ
四日市・鈴鹿地先海域 (甲)	st-3	0.072		
	st-4	0.052	15	2.8 コノシロ
	st-5	0.080		
津・松阪地先海域	st-1	0.070	3.4	0.19 コチ
	st-2	0.063		
	st-3	0.24		
伊勢地先海域	st-4	0.074	0.41	0.32 カレイ
英虞湾	st-1	0.055	4.0	0.84 アジ
	st-2	0.041		
五ヶ所湾	st-1	0.041	0.18	0.71 アジ
尾鷲湾	st-1	0.038	3.8	0.19 タコ
	st-2	0.040		
地点数	13	13	7	7

※ 追加 (補足) 地点を除く。

### (2) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、水質等の汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成14(2002)年度は、県内53(河川40、海域13)の環境基準点及び15(河川14、海域1)の追加(補足)地点で水質調査を実施したところ、朝明川、海蔵川、笹笛川、金剛川支川及び四日市港の測定地点で環境基準を超過しました。

底質については、27(河川20、海域7)の環境基準点及び11(河川)の追加(補足)地点で調査しましたが、全て環境基準を達成していました。

水生生物については、環境基準が設定されていませんが、27(河川20、海域7)地点において調査を実施したところ、環境省が実施した全国調査と比較し、特に問題となる結果ではありませんでした。

また、23地点で行った地下水調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。

### (3) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持

管理状況等の報告を求めるとともに、調査・点検・パトロールを実施するなどゴルフ場の適正な維持管理の指導に努めています。

#### (4) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成14(2002)年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成14(2002)年7月24日～10月11日にかけて県内25ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

### 1-8 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

#### (1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53(1978)年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第4次の目標年度である平成11(1999)年度には、伊勢湾に排出する汚濁負荷量の総量は昭和54(1979)年度の72%に削減されました。(図1-4-2)

しかしながら、伊勢湾の環境基準の達成状況は未だ十分ではないことから、CODに加え窒素及びリンを指定項目とする平成16(2004)年度を目標年度とした第5次総量削減計画を策定しました。

三重県のCODに係る総量規制対象区域(指定地域)は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く50市町村で、総量規制対象事業場は836事業場です。

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量(COD)

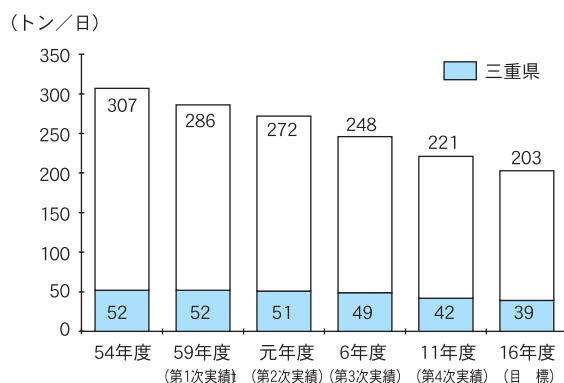
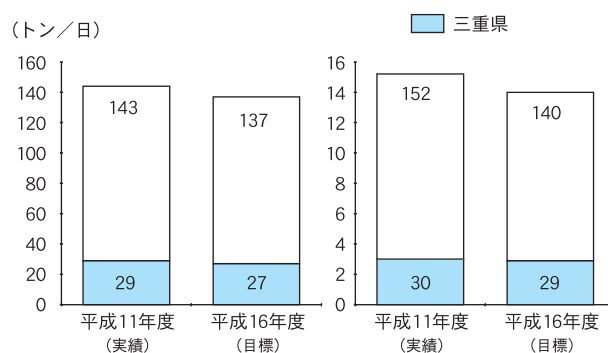


図1-4-3 伊勢湾の発生汚濁負荷量(全窒素、全リン)



#### (2) 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会(三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市)において、企業や地域住民を含めた多様な主体に対し、より積極的な情報提供を行うため、現ホームページ(<http://www.pref.mie.jp/souki/gyousei/isewan/index.htm>)に、平成13(2001)年度発行した伊勢湾データ集を活用した「データコーナー」や、国、市等関係団体のホームページとのリンク集などを新たに創設しました。

また、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換などを行いました。

#### (3) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

平成14(2002)年度は、平成11(1999)年度に整備した突発的な事故に対する情報連絡等、漁場監視体制に従い、漁場被害の未然防止と軽減を図りました。

また、養殖漁場の密殖防止や衛生対策として、



真珠貝のX線鑑別装置や廃棄物処理機（へい死魚処理機）の導入を促進しました。

さらに、底質改良剤の散布を行ったほか、英虞湾では、平成12（2000）年度から浚渫事業が、また平成13（2001）年度からは伊勢湾において底質改善事業を実施しています。

- (4) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト  
環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

そこで平成14（2002）年度から住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進めるため、県民の方々が常にさかなの立場になりそれぞれが「さかなの目」を持って、山で、川で、海で、さまざまな体験等の取り組みを行っていただくなど、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の環境情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境監視情報等の共有化を進めました。

- (5) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成14（2002）年の赤潮発生延日数は310日でした。

- (7) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は10件、発生延日数は114日で、前年と対比すると、件数で1件減少したものの発生延日数は79日増加しました。

- (イ) 志摩・度会海域

赤潮発生件数は16件で、発生延日数は132日と昨年と対比すると件数で10件増加し、発生延日数も90日増加しました。

- (ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は6件、発生延日数は64日で、前年と対比すると件数では2件減少しましたが、発生延日数では8日増加しました。

赤潮による漁業被害は2件、被害額の合計は858千円でした。

表1-4-8 赤潮発生件数の推移

年	H10	H11	H12	H13	H14
発生件数	27	26	30	25	32

- イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成14（2002）年度において油漏れやその他突発的の事故が発生しましたが、漁業被害が生じたものではありませんでした。

平成14（2002）年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

- (5) 下水処理場での高度処理の導入

公共用水域の一層の水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加え、COD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

表1-4-9 赤潮による漁業被害状況（平成14年1月1日～12月31日）

整理番号	被害時期	被害発生場所	赤潮構成種名	養殖魚介類				漁獲物又は蓄養魚介類			
				魚種	被害内容	被害尾数(尾)	被害金額(千円)	漁業種類	被害内容	被害尾数(尾)	被害金額(千円)
①	6.16～6.18	志摩度会(奈屋浦)	Heterosigma akashiwo	シマアジ(2年魚)	へい死	1,120	537				
				シマアジ(3年魚)	へい死	35	71				
②	8.24～8.26	志摩度会(古和浦)	Gymnodinium mikimotoi					釣堀生簀の放養魚(ハマチ)	へい死	70	250

【注】

- 「整理番号」は、被害発生時期の順に一連番号を記載した。
- 「被害内容」は、へい死、浮上、漂着、沈下等の区別を記載した。

## 1-9 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

### (1) 宮川に望ましい河川流量の設定と対策

宮川流域ルネッサンス事業の中で、宮川流域の現状の把握・整理を行い、流量回復目標値及び回復策を検討しました。

当面の流量回復目標として、宮川ダム直下で  $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下で  $3.0\text{ m}^3/\text{s}$  を設定し、流量確保を図っていきたいと考えており、関係者との調整を行っています。

### (2) ダムの放流水対策

宮川ダム放流水の冷濁水を改善するため、選択取水設備の工事を行っています。

### (3) 河川環境管理基本計画の策定

県内では、平成4(1992)年度から平成11(1999)年度にかけて河川環境管理基本計画を三滝川他44水系に対し策定を行い、平成12(2000)年で大堀川他8水系において策定しました。(合計54水系)

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成14(2002)年度には、次のような事業を実施しました。

表1-4-10 平成14年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全 創造事業	汚泥浚渫	三重県	波切・立神
	底質改善	三重県	伊勢湾
県単沿岸漁場 整備事業	底質改良剤の 散布	志摩町および 神明真珠養殖 漁協他1漁協	阿児町他2町

### (3) 河川流量の確保対策の推進

出水時には洪水調節を行い、平常時には生活用水等を安定供給するとともに、河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を確保するダムの整備を進めています。

平成14(2002)年度には、ダム建設のために必要な流量調査・地質調査・設計を進めました。

## 2 浄化機能の確保

### 2-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

#### (1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

森林からの良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成14(2002)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町村と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分しました。

#### (2) 河川・海域の浄化対策

##### ア 漁場の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

### 第5節

#### 土壌・地盤環境の保全

#### 1 土壌汚染の防止

#### 1-1 土壌汚染対策の推進

##### (1) 西員弁農用地土壌汚染対策の経緯

三重県の西北端に位置する西員弁地域（北勢町、大安町、藤原町）において、特定有害物質（カドミウム及びその化合物）による土壌汚染が認められました。

三重県は、昭和60（1985）年12月、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき同地域（168.9ha）を農用地土壌汚染対策地域に指定し、昭和62（1987）年10月この対策地域内農用地の土壌の汚染防止等に関する基本的な計画である「農用地土壌汚染対策計画」を策定しました。

また、公害防止事業費事業者負担法に基づき、公害の原因と認められる程度に応じて原因事業者の負担総額を定めること等を内容とした「西員弁地域農用地の公害防止事業に掛かる費用負担計画」（三重県告示第527号、負担総額1,080,000千円）を昭和62（1987）年10月に策定しました。

##### (2) 公害防除特別土地改良事業の実施

事業者の事業活動によって生じた土壌汚染及び水質汚濁等により農業経営が著しく阻害されている地域に対して行う土地改良事業を昭和62（1987）年度から実施しています。

##### (3) 対策地域内調査及び結果

農用地土壌汚染対策地域を対象として、概ね25haに1ヶ所の割合で農作物（水稻）、土壌、水（かんがい水）及び大気（降下ばいじん）の調査を行っています。

平成14（2002）年度の調査結果を前年度までの結果と比較すると、次のような傾向が認められます。

##### ア 土壌

平成14（2002）年度はすべての観測区において土壌中のカドミウム濃度はバラツキがあるものの全般的には表層、次層とも横ばい傾向であり、汚染の進行は認められませんでした。

##### イ 農作物等

水稻玄米のカドミウム濃度については、土壌汚染防止法の基準値及び食糧庁の基準値を下まわりました。

また、わらのカドミウムの濃度も玄米と同様に汚染は認められませんでした。

##### ウ かんがい水

カドミウムは調査開始以来16年間、すべての試料が定量下限値未満または定量下限値に近い値であり、かんがい水からの汚染進行の可能性はないものと考えられます。なお、銅及び亜鉛についても、調査以来ほとんどが定量下限値未満であり、検出された場合も定量下限値に近い低濃度でありました。

以上の結果、土壌中の重金属類濃度は、全般的には横ばいの傾向にあるものと考えられます。また、かんがい水による汚染は認められず、水稻中のカドミウム濃度も低いことから、現時点ではカドミウムによる汚染の進行はないものと推察されます。

### 15節

●土壌・地盤環境の保全

表1-5-1 土地改良事業の内訳

(単位：千円)

事業主体	事業地区	事業内容	事業費	負担区分			
				国	県	その他	事業者負担
三重県	西員弁 (藤原町) (北勢町) (大安町)	1号事業 147.0ha	4,889,712	1,933,482	1,415,510	329,538	1,211,182
		4号事業 45.8ha	1,416,336	722,586	513,367	180,383	
	計	192.8ha	6,306,048	2,656,068	1,928,877	509,921	1,211,182

実施期間：昭和62年～平成14年度

表1-5-2 年度別事業実績

	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
事業量	1式	A=43.4ha	A=30.3ha	A=36.6ha	A=27.3ha	A=27.5ha	A=17.0ha	A=3.3ha	A=3.3ha	A=3.2ha	A=0.3ha	1式	1式	1式	1式	1式
事業費	31,800千円	506,298千円	798,768千円	848,214千円	804,537千円	787,296千円	889,907千円	520,244千円	405,769千円	306,826千円	189,900千円	160,838千円	210,000千円	97,584千円	70,350千円	42,000千円

(注) A：面積

#### (4) 対策地域関連調査及び結果

公害防除特別土地改良事業の一部工事完了地域について、概ね25haに1ヶ所の割合で、農作物（水稲）及び土壌中のカドミウムの調査を行い、平成14（2002）年度は55ヶ所において調査を行いました。

その結果、玄米中のカドミウムの濃度は、食糧庁の食糧として供給する基準を下まわっていました。

#### (5) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除

西員弁地域における土壌汚染防止対策として、昭和63（1988）年度から土地改良工事が実施されて、面工事は平成9（1997）年度に終了しており全体工事でも平成14（2002）年度に完了しました。

対策地域の効果調査を平成2（1990）年度から平成14（2002）年度まで行った結果、指定解除要件が整ったことから、平成15（2003）年1月20日県環境審議会に指定解除について諮問し、同年2月28日解除の答申を得ました。その結果同年3月28日に指定の解除を行いました。

平成14（2002）年度で本事業は終了しましたが、今後、答申の付議意見をもとに5年周期（当初は平成19（2007）年度）で解除地域の追跡調査を実施していきます。

### 1-2 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

#### (1) ダイオキシン類環境調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握をするため、県内47地点で一般環境把握調査を実施しました。

調査の結果、環境基準値（1,000pg-TEQ/g）及び調査指標値（250pg-TEQ/g）を全て下まわっていました。

## 2 地盤沈下の防止

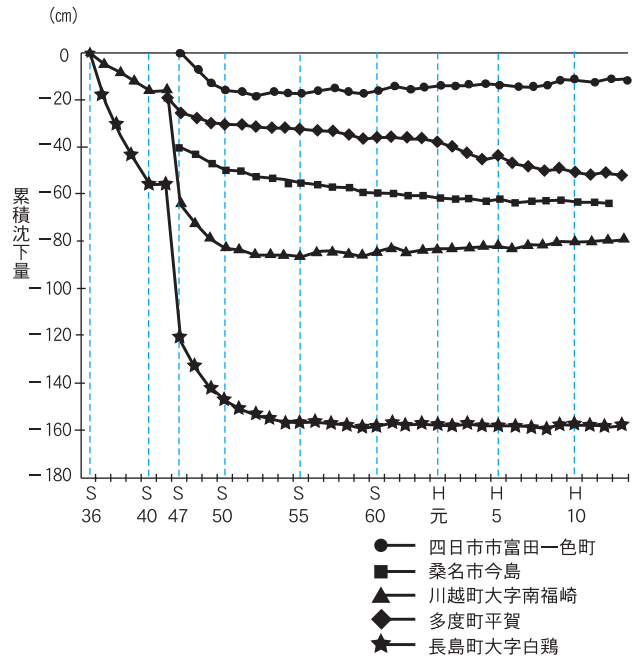
### 2-1 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36（1961）年から平成13（2001）年までの40年間に、桑名郡長島町大字白鷄（水準点番号C35-16）では、159cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6

（1994）年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

図1-5-1 北勢地域主要水準点の沈下状況



### 2-2 地盤沈下対策の推進

#### (1) 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32（1957）年以降、四日市市の一部と楠町を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50（1975）年4月から、三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

#### (2) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

##### ア 水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況

を把握しています。北勢地域の3市6町の地点で水準測量を行い、平成13(2001)年は、1cm以上の沈下水準点は7地点で、沈下域は6km<sup>2</sup>形成されました。

### イ 地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、図1-5-3のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年度では低下も見られますが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-5-3 地盤沈下観測井戸

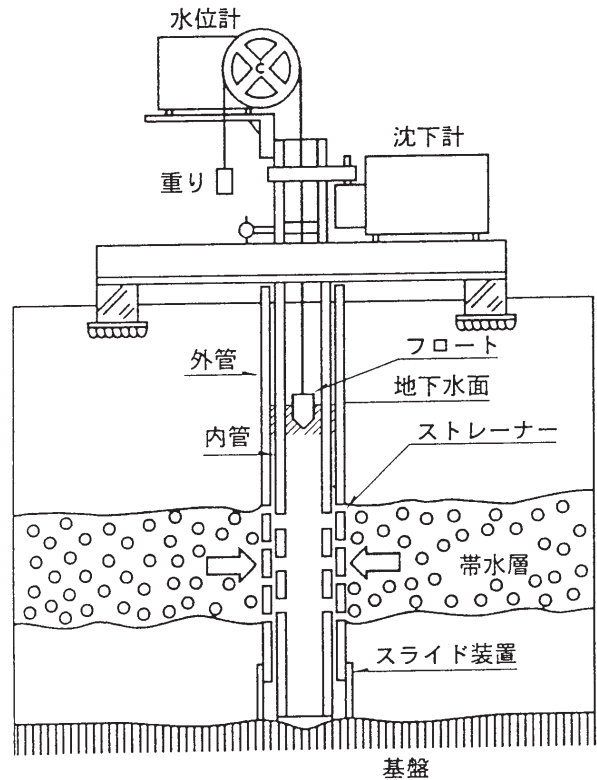
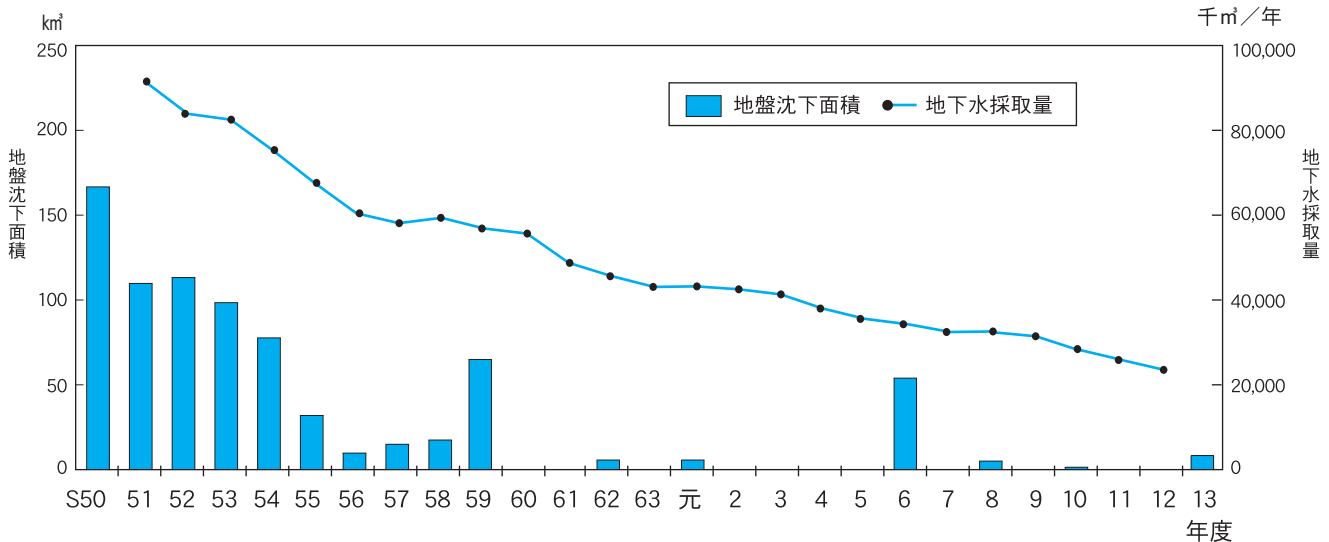


図1-5-2 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移



(3) 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表 1-5-3 地盤沈下関連事業一覧表

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策と調査改良事業 (城南、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業 (鍋田川)
その他の関連	三重県	中小河川改修事業 (員弁川、朝明川) 灌水防除事業 (伊曽島北部、城南)

ア 啓発・普及の推進

平成14(2002)年度は、要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

イ 農業用施設の被害復旧

平成14(2002)年度には、地盤沈下による農用地及び農業施設の被害を従前の状態に復旧するため、地盤沈下対策事業により農業用施設の新設、改修を行いました。

ウ 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替水の確保に対処するため、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成13(2001)年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。



## 第1節 多様な自然環境の保全

### 1 自然環境の概況

#### 1-1 地形・地質

##### (1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,776.45km<sup>2</sup>（平成14（2002）年10月1日現在）、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる橿田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

##### (2) 地質

地質についても中央構造線の北側（西南日本の内帯）と南側（西南日本の外帯）では岩質や分布状態が全く異なっています。

北部は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩、古生層等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南部は、北部にはほとんどみられない中生層が広く分布しているのに対し、北部に多い花崗岩類はほとんどみられず、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

#### 1-2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

##### ● 鈴鹿山脈北部地区

比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。

##### ● 伊勢平野地区

年平均気温は14～15℃、年降水量は1,200mm内外と温暖な気候。

##### ● 上野盆地地区

朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,500mm内外。

##### ● 熊野灘沿岸地区

日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。

##### ● 志摩地区

結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

#### 1-3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。

・その内側平野にはタブノキ林が見られます。

・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。

・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。

・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

#### 1-4 動物

##### (1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ホンシュウジカなどが広く分布し、47種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のニホンカモシカが多く見られます。

##### (2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾



## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、約290種の鳥類が確認されています。

### (3) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

### (4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

### (5) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

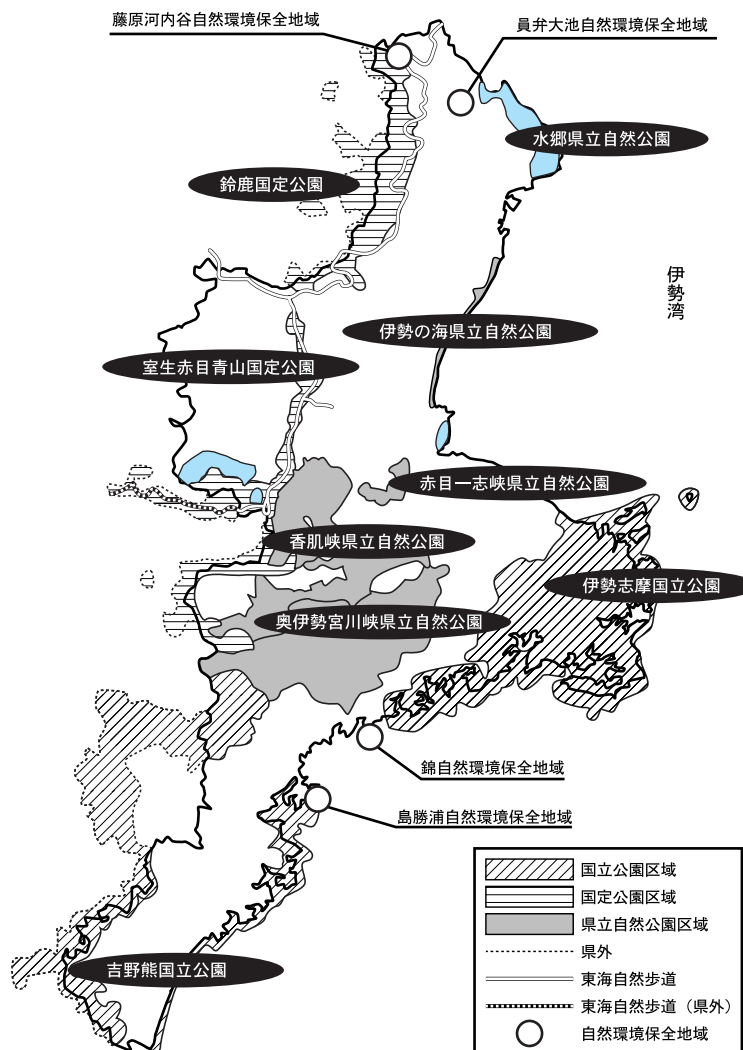
### (6) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

## 2章 1節

● 多様な自然環境の保全

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



## 1-5 自然公園等

### (1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

### (2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

### (3) 鳥獣保護区等

鳥獣の保護繁殖を目的として、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護施設（鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、猟区）を設定しています。

## 1-6 森林

平成14（2002）年度末における森林面積は374,853haで、うち国有林が6.4%、民有林が93.6%の割合となっています。

なお、平成14（2002）年度末の民有林の森林蓄積量は、60,319m<sup>3</sup>となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

## 2 すぐれた自然環境の保全

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

なお、三重県には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等は指定されていません。平成14（2002）年度は、平成13（2001）年度に引きつづき新たな指定候補地について地元市町村等との打合せを行いました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
(2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
(4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域	1ha以上

## 3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

### 3-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代への贈り物として、大切に受け継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、平成13（2001）年度に引き続き、ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を実施する森林環境創造事業を進めています。

#### (1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-1-2のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成14（2002）年度には、尾鷲熊野森林計画区

について地域森林計画を策定するとともに、他の3つの地域森林計画と合わせて、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-1-2 地域森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡
伊賀	上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

### (2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に継続して持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保が急務であり、事業の合理化と雇用、労働環境の改善を積極的に進めなければなりません。こうした事業体の中から三重県は、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

表2-1-3 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H10	H11	H12	H13	H14
事業体数	32	36	37	47	52

表2-1-4 新規就労者数の推移

新規就労者数	H8	H9	H10	H11	H12	H13
人	38	31	35	35	33	53

(注) 40才未満の人を対象

### (3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけでなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮して

いくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林とに区分し、環境林において「森林環境創造事業」を実施し、公益的機能の高度発揮を目指すなど、多様な森林づくりを進めています。

### (4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、シンポジウムの開催や啓発用パンフレットの作成、テレビ・ラジオ等を活用した普及啓発を行いました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

### (5) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

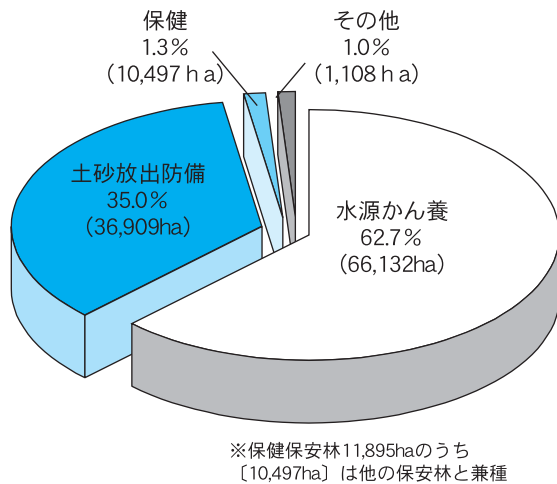
このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の28.1% (県土の18.3%) に当たる105,547haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

第5期保安林整備計画では、平成6(1994)年～15(2003)年度の10年間に9,161haの保安林を指定する計画となっており、平成14(2002)年度までに10,987haを指定し、保安林の整備や適正な維持管理を行い、国土保全等の森林の公益的機能の向上を図りました。

表2-1-5 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	無風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとのおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2-1-2 保安林の現状（平成14年度末）



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49（1974）年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、454件、6,545ha（平成14年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-1-6 林地開発許可の状況（平成14年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	5件	49ha
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	5件	19ha
その他	—	—
計	10件	68ha

昭和49年から平成13年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(7) 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成14（2002）年度はピーク時の12%になっています。

しかし、近年は高温小雨の気候の影響により増加傾向にあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町村との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

図2-1-3 三重県内の松くい虫被害量の推移

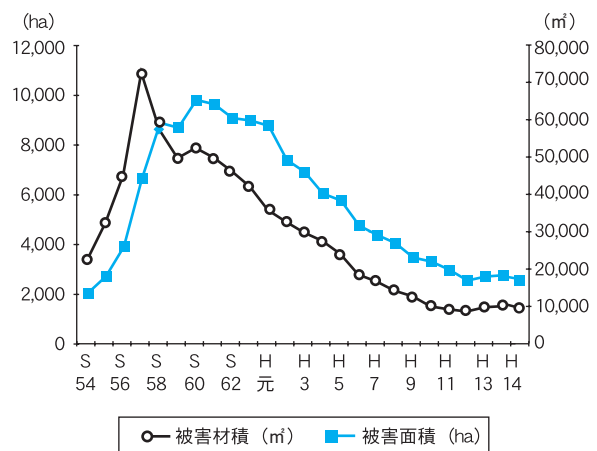


表2-1-7 森林病虫害等の防除状況（平成14年度）

実施主体	内容
市町村	予防措置 25ha（地上散布、樹幹注入 442本） 駆除措置 124㎡（伐倒駆除71㎡、特別伐倒駆除53㎡） 保全松林健全化整備 15ha
県	予防措置 84ha（地上散布） 駆除措置 812㎡（伐倒駆除404㎡、特別伐倒駆除408㎡） 保全松林健全化整備 18ha

※駆除措置の内容については、資料編を参照

3-2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有して

## 第2章 人と自然が共にある環境の保全

おり、このような美しい景観や広々とした空間によって心の安らぎが得られる農村の役割が認識されています。

三重県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、平成15（2003）年に向けて、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入量の節減、家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11（1999）年度には持続的農業法をはじめとする環境3法（持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排泄物法）が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を三重県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度（エコファーマー認定制度）が創設されました。その制度の周知を目的として、各種イベントで啓発資料を作成し、展示・配布しました。また、平成9（1997）年度から引き続き設置している環境保全型農業実証ほにおいて、技術研修会を開催し、環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、生ごみ等有機性廃棄物の循環利用の推進を啓発するためフォーラムや研修会を開催しました。

また、市町村、農業団体における環境保全型農業の取組を支援・指導しました。

土壌に関しては、化学肥料による負荷軽減を図るため、従来の施肥基準を環境保全型に改定し、関係者へ周知を図りました。

平成13（2001）年度からは生産現場において、堆肥の生産技術・施用方法に始まり、環境保全型農業全般について指導ができ、さらに未利用有機性資源の循環利用、さらには地産地消運動に積極的に取り組んでいける人材（コンポストマイスター）の養成研修を行っています。

### (2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は1,967戸（平成15（2003）年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は10,438ha（平成14（2002）年3月末現在）となっています。

## 2章 1節

●多様な自然環境の保全

図2-1-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区分	実施主体	内容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンポストマイスター基礎研修の実施（11人修了）</li> <li>○技術実習ほの設置（15地区、水稻、野菜、茶）</li> <li>○たい肥利用講習会の開催</li> <li>○認定農業者（エコファーマー）制度の啓発</li> <li>○認定農業者（エコファーマー）の認定275人</li> <li>○環境保全型農業実践者調査実施</li> <li>○農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか）</li> <li>○農薬廃液等適正処理指導・研修会開催</li> <li>○空中散布の安全指導・現地調査実施</li> </ul>
	農協中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全型農業実践者調査実施</li> <li>○シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）</li> </ul>
地域環境保全型農業の推進	市町村	○実証展示ほの設置（1町、刈草たい肥ほか）
	農協	○実証展示ほの設置（水稻）
技術支援	三重県	○病虫害発生予察情報提供（FAXサービス・ホームページ）
環境保全型土壌の管理対策	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な施肥法確立のための土壌試験の実施</li> <li>○環境にやさしい有機質資源の施用基準設定調査の実施</li> </ul>

平成14(2002)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

### (3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成14(2002)年度には、モデル市町村において、活用推進協議会の開催、活用計画の策定、ボランティアによる花づくりの実践などを行い、耕作放棄地の解消に努めました。

## 3-3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

### (1) 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川を持つ多様な自然環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または創出する多自然型川づくりを行っています。

平成14(2002)年度には、一級河川矢谷川他24河川で多自然型川づくりを実施しました。

### (2) 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、これまで幾度となく土砂災害が発生し、また土砂災害の発生の恐れがあるところで、地域住民に脅威を与えています。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設設備においては、このこと

を考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

表2-1-9 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
通過型砂防ダム	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
護岸工 在石使用護岸 緩傾斜護岸	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出と自然環境の回復・再生
床固工	緩や勾配の斜路式床固工 下流に大粒径の石を積み巨石で垂直壁の設置 階段式の床固工 自然石を利用し魚道を意識した床固工

※いずれの工法も魚類等の往来が可能よう考慮しています。

平成9年度からは、原則としてすべての着手溪流において自然環境に配慮して事業を推進しています。

表2-1-10 事業内容(平成14年度)

内容	実施箇所
通常砂防	朝明川(菰野町)ほか74溪流
地方特定河川環境整備	三崎川(菰野町)ほか1溪流

## 3-4 農山村と都市との交流の促進

### (1) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1~2件新規に開設されています。

平成14(2002)年度には、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するとともに、市民農園等にかかる土地基盤等の整備を行いました。

表2-1-11 地区別市民農園開設の状況

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	2	5	3	1	1	12
特定農地貸付法	2	1	3	3	4	13

### (2) 山村と都市との交流促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてだけでなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域の特性と森林を活用した交流拠点を整備し、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成14(2002)年度には、市町村が整備した拠点施設を中心とした森林体験等の取組に対し、支援を行いました。

## 4 沿岸域の自然環境の保全

### 4-1 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸においては、昭和28(1953)年から38(1963)年にかけて築造された海岸堤防が築後40数年経過し、老朽化しており、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の浸食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成14(2002)年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

### 4-2 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊しました。

このため、人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の浸食防止、海岸線の保全を図っています。

### 4-3 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の

場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、漁業調整などの点から、まず藻場の造成に取り組んでいます。

沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、志摩度会地区、尾鷲中部地区、尾鷲南部地区及び桂城湾地区において藻場の造成を実施しています。

### 4-4 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成14(2002)年度には、新マリノーション拠点交流促進総合整備(ふれあい整備)計画に従って、尾鷲市賀田湾の三木浦漁港及び紀勢町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港で漁港環境の整備を促進しました。

## 第2節

### 生物の多様性の確保

#### 1 貴重・希少な野生生物の保護

##### 1-1 天然記念物指定による野性生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、開発等により影響を受けることが予想される場合は、必要に応じて専門家の指導により調査し、影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

##### 1-2 希少な野生生物の保護

希少な野生生物種及びその生息・生育環境を保全するため、三重県文化財保護条例に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定や、その生息地等を保護するため、希少野生動植物監視地区の指定などの制度を整備しました。(施行は平成15(2003)年10月1日から)

現在、三重県の希少野生動植物に関する目録として、「自然のレッドデータブック・三重」が三重自然誌の会から公表されており、野生動植物保護の啓発や各種開発事業実施にあたっての保護などに活用されています。

##### 1-3 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する哺乳類(一部を除く)、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等の保護施設を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の捕獲、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成14(2002)年度には、第9次鳥獣保護事業

計画(平成14(2002)～18(2006)年度)に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等保護施設の設定状況(県設定)

区 分	鳥 獣 保護区	特 別 保護区	休 猟 区	銃 猟 禁 止 区 域	猟 区
箇所数(箇所)	96	8	13	87	1
面 積 (ha)	57,647	683	6,357	55,201	2,810

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

##### 1-4 野生生物の生息状況等の把握

県内の自然環境の現状及び野生生物の生息・生育分布状況を把握するため、平成14(2002)年度には、自然環境保全法に基づき自然環境基礎調査として、県内の中大型哺乳類について県内全域においてアンケート調査を実施しました。また、地域で守りたい自然として応募のあった地域から県内5ヶ所について、動植物調査を行いました。人とのあつれきのあるニホンザルについては、63の群に電波発信器を装着し、遊動域を調査するとともに、群れの状況を把握できるようにしました。



## 2 生態系の多様性の確保

### 2-1 主要な生態系・自然生息地の保護

#### ● 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

### 2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備しました。（施行は平成15（2003）年10月1日から）

また、ブラックバス等の移植放流が禁止されていることについて普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況  
(12施設) (平成15年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー	11
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	14
	長鼻目	ゾウ科	アフリカゾウ	1
	偶蹄目	ウシ科	アメリカバイソン	1
	霊長目	ヒト科	チンパンジー	1
オナガザル科		マントヒヒ アカゲザル ニホンザル	35	
は虫類	有鱗目	ボア科	ポールニシキヘビ インドニシキヘビ	4
	わに目	アリゲーター科	カイマン	1

## 第3節

### 良好な自然環境の活用

#### 1 自然公園等の整備・活用

##### 1-1 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成15（2003）年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.5%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成14（2002）年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して123件の許可や届出の受理を行いました。

##### 1-2 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村に維持管理を委託するとともに、市町村、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成14（2002）年度には、岩屋・築上園地(伊勢志摩国立公園)、鬼ヶ城周回線歩道(吉野熊野国立公園)などを整備しました。

##### 1-3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園について

は、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園(奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海)は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成14（2002）年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

##### 1-4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる県民の森と上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」(菰野町)は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成14（2002）年度には、11万人余りの来場者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成14（2002）年度には4万5千人余りの来場者がありました。

#### 2 森林の整備・活用

##### 2-1 森林の整備・活用

###### (1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

###### (2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成14（2002）年度には、市町村等による集落林道等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表 2-3-1 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13~17)	(林道) 峯ヶ谷大崩線、くまが池線 地之添福本線、七日市乙栗子線 ふるさと夢広場
熊 野 (H13~17)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 粉所線、評議峠線

### (3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表 2-3-2 生活環境保全林の整備状況 (平成14年度)

実施箇所		面積 (ha)	WX
地区名	所在地		
津 元	青山町 高尾	22.20	自然林改良、作業施設
秋ノ田	南島町 道方	0.01	管理歩道、多目的広場、木柵工
計	2地区	22.21	

## 2-2 ため池周辺等の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保管管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成14(2002)年度には、次の7地区の整備を行いました。

表 2-3-3 ため池周辺等の整備状況 (平成14年度)

地区名	所在地	地区名	所在地
川 添	大台町	笠田大溜	員弁町
木曾岬	木曾岬町	鎌ヶ池	長島町
長島中部	長島町	大井田西部	大安町
野 代	多度町		

## 2-3 温泉の保護・利用

### (1) 温泉の保護

三重県には216ヶ所(平成15(2003)年3月31日現在)の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成14(2002)年度は、許可申請のあった温泉の掘削5件、増掘及び動力装置6件について審査したほか、67件の温泉利用許可申請(浴用及び飲用)について許可を行いました。

### (2) 拠点施設の整備

環境省は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法の規定に基づき、数多くの温泉地のうち、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を、国民保養温泉地として指定しており、三重県でも南牟婁郡紀和町の「湯ノ口温泉」が指定されています。

平成11(1999)年4月「湯ノ口温泉」が「ふれあい・やすらぎ温泉地」へ選定されるとともに「ふれあい・やすらぎ温泉地整備計画」が策定されました。

この計画に基づき、国民の保養に適した健全な温泉地として、発展するよう施設の整備及び環境の改善を行いました。

## 2-4 自然遊歩道の拡大整備

### (1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は619万人(平成13(2001)年度)となっています。

三重県内の延長は約197kmで、4市9町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表 2-3-4 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
温泉掘削	2	2	3	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5
増掘及び動力装置	2	2	2	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6
温泉利用	7	3	2	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67
合計	11	7	7	17	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78

表 2-3-5 東海自然歩道市町村別一覧表（延長：km）

市町村名	延長	市町村名	延長	市町村名	延長
北勢町	10.6	鈴鹿市	9.9	大山田村	15.7
藤原町	15.4	亀山市	9.5	青山町	15.8
大安町	7.8	関町	18.4	久居市	0.7
菰野町	32.6	伊賀町	16.7	白山町	19.9
四日市市	1.9	阿山町	5.4	美杉村	16.8
				計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した、全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258kmとなっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村を通過しており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町村に委託しています。

2-5 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化、暮らし、人々との交流を楽しむ農村休暇型、滞在型の余暇活動を意味し、自然が豊かで心安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待や農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まるなかで生まれたレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成14（2002）年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるためイベントやPR活動、交流関連施設の整備を支援しました。

表 2-3-6 平成14年度に整備された主な交流関連施設

区分	市町村名
農産物直売施設	四日市市
公園施設など	亀山市、磯部町



# 第3章 やすらぎとるおいのある快適な環境の創造

## 第1節 身近な自然環境の保全・創出

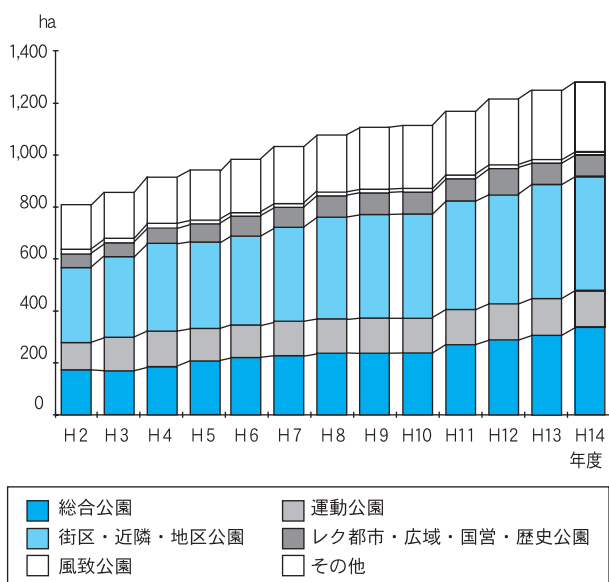
### 1 快適環境の現況

#### 1-1 都市公園

平成14（2002）年度末における都市公園の整備状況は、1,744ヶ所、約1,268haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.74㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

図3-1-1 都市公園面積推移



#### 1-2 水辺環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成15（2003）年5月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,588kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成14（2002）年4月現在で1,095km、そのうち海岸保全区域に指定する必要がある海岸（要保全海岸延長）は565kmです。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は527kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は401kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なりアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表3-1-1 三重県の河川（平成15年5月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,224
	小計	236	1,149,711	
	二級河川	24 水系	98	507,684
	計	29 水系	334	1,657,395
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	熊野川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	285,053
	計	51 水系	125	477,488
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,025
	二級河川	74 水系	193	792,737
	計	81 水系	556	2,588,762

#### 1-3 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-1-2 三重県内における国・県の指定文化財

(平成15年3月末現在)

指定区分		国	県	計
有形	建造物	20	38	58
	絵画	19	27	46
	彫刻	63	92	155
	工芸品	17	50	67
	古文書類	36	52	88
	考古資料	8	22	30
	歴史資料	3	1	4
無形	芸能	0	1	1
	工芸技術	1	1	2
民俗	有形	1	23	24
	無形	7	32	39
史跡・名勝・天然記念物	特別史跡	1	0	1
	特別名勝及び天然記念物	1	0	1
	特別天然記念物	2	0	2
	史跡	33	63	96
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	史跡及び名勝	0	2	2
	天然記念物	26	83	109
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物及び名勝	1	1	2
計		245	497	742

### 1-4 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

三重県では、「公共施設景観形成指針」を策定し、各種公益事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の指定等を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

表3-1-3 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
S49年法施行時		1,928ha	14.2%	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%
S55年度末現在		2,337ha	13.3%	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%
S60年度末現在		2,848ha	15.2%	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%
H2年度末現在		3,431ha	16.4%	562ha	16.4%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%
H8年度末現在		4,104ha	16.8%	688ha	16.8%	707ha	17.2%	134ha	3.3%	2,575ha	62.7%
H9年度末現在		4,135ha	17.0%	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%
H10年度末現在		4,174ha	17.0%	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%
H11年度末現在		4,187ha	17.2%	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%
H12年度末現在		4,249ha	17.4%	738ha	17.4%	754ha	17.7%	131ha	3.1%	2,626ha	61.8%
H13年度末現在		4,300ha	17.4%	746ha	17.4%	766ha	17.8%	128ha	2.9%	2,660ha	61.9%
H14年度末現在		4,333ha	17.6%	760ha	17.6%	777ha	17.9%	123ha	2.8%	2,673ha	61.7%

(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

## 2 身近な緑の保全・創出

### 2-1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・

#### 緑地整備の推進

##### (1) 自然環境保全協定の締結

開発行為に伴う自然環境の保全を図るため、「三重県自然環境保全条例」に基づき、5haを超える宅地造成等を対象に、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結しています。

なお、協定締結の対象区域には、三重県自然環境保全地域の特別地区、自然公園法及び三重県立自然公園条例に規定する特別地域（特別保護地区を含む。）は含まれません。

平成14（2002）年度には、大規模小売店舗1件、養鶏場1件、団地2件について協定を締結しました。

##### (2) 工場緑化の推進

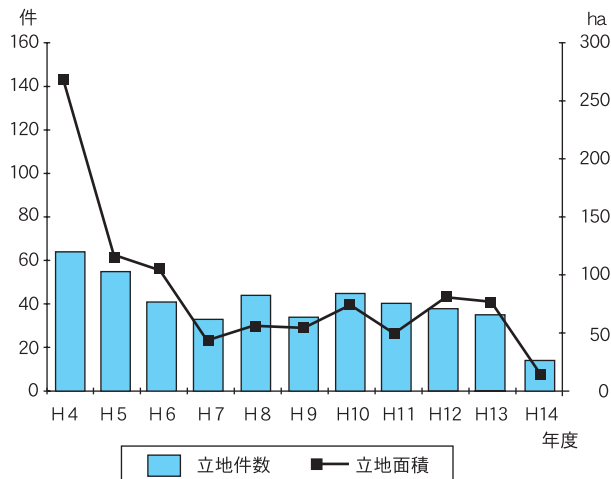
工場の敷地利用状況の推移は、平成14（2002）年度末で表3-1-3のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成15（2003）年3月末現在で50ヶ所、1,674haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-2のとおりです。

## 3 1 節

図3-1-2 工場立地の推移 (平成15年3月末現在)



(3) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成14(2002)年度には、春季緑化運動期間中(4/1~30)に、新聞広告、緑の募金キャンペーン等を行いました。

(4) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、地域の人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-4 居住地周辺森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の開設	平成15 ~19年度

(5) 河畔林等の整備

堤防沿いの河畔林は、超過洪水などによる破堤、その拡大の防止、又は越水時の氾濫水の低減などの治水上の効果が再認識されています。

また、河畔林、湖畔林によって、環境と調和のとれた治水、利水対策を推進するため、河川管理者が河川管理施設として樹林帯を整備、保全でき

ることが河川法で定められています。

(6) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村による「緑の計画」の策定を推進しました。

表3-1-5 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村	策定市町村
平成9年度	2	津市、松阪市
平成10年度	3	亀山市、嬉野町、上野市
平成11年度	1	香良洲町
平成12年度	1	河芸町
平成13年度	0	
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菰野町、楠町

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(7) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6(1994)年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20㎡とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成14(2002)年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市計画面積は約7.74㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成14(2002)年度には、北勢中央公園等4つの公園について整備を進め、亀山サンシャインパークについては平成15(2003)年4月に一部開園を行いました。市町村公園は四日市市の南部丘陵公園や安濃町の安濃中央総合公園等19ヶ所で整備を行いました。



表3-1-6 県営公園の整備状況（平成14年度）

県営公園名	整備面積 (ha)	内容
北勢中央公園	98.1	用地買収
亀山サンシャインパーク	13.4	園地整備、連絡橋下部工等
大仏山公園	37.2	園地工、園路整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路整備等

### 2-2 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場としてより快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

平成14（2002）年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、三重ごみ固型燃料発電所の周辺の緑化工事を実施しました。

## 3 身近な水辺・海辺の整備・創出

### 3-1 多自然型川づくりと親水空間の形成

#### (1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む生態系にやさしい施設整備を推進します。

#### (2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町村の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表3-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況（平成14年度）

整備河川名	整備内容
二級河川三滝川 一級河川五十鈴川	修景護岸工
一級河川名張川 他1河川	緩傾斜護岸・階段護岸

### 3-2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながら貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とふれあいを図るための基盤整備を進めていきます。

### 3-3 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めています。

#### (1) 海岸環境の整備

平成14（2002）年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

表3-1-8 護岸環境の整備状況（平成14年度）

海岸名等	事業内容
阿津里浜海岸（志摩町）	人口リーフ
道瀬海岸（紀伊長島町）	養浜・潜堤
海野海岸（紀伊長島町）	人口リーフ
御浜海岸（御浜町）	人口リーフ
宇治山田港海岸（二見町）	突堤
的矢港海岸（磯部町）	養浜・遊歩道
五ヶ所港海岸（南勢町）	突堤・護岸
長島港海岸（紀伊長島町）	養浜
島勝地区（海山町）	道路工・付帯施設
相差地区（鳥羽市）	付帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	離岸堤・付帯工
錦（紀勢町）	養浜工・遊歩道
三木浦（尾鷲市）	養浜工等
新鹿（熊野市）	護岸等
答志（鳥羽市）	養浜工等

## (2) 港湾の整備

公害の防止、自然環境の保全や創出、アメニティの向上、交流やレクリエーションの場の提供等を行うため、港湾の緑地整備を進めており、平成14（2002）年度は、鳥羽港において緑地護岸等の整備を実施しました。

## (3) 漁村・漁港環境の整備

平成14（2002）年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路、集落排水処理施設等の整備を実施している4地区（宿浦、奈屋浦、安乗、磯浦）に助成するとともに、菅島漁港において、植栽等の整備を漁港環境整備事業で実施しました。

# 4 身近な生物生息地の保全・創出

## 4-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹の造成に関しては、造林事業および治山事業により、クヌギ・コナラなどの広葉樹造成を実施しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

## 4-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野性動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

### 第2節

#### 良好な景観の形成

#### 1 都市景観の保全・創出

##### 1-1 道路・沿道景観の保全・創出

###### (1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成14（2002）年8月末現在、登録されている「道の駅」は全国で701ヶ所、県内では14ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」（平成14年8月末現在）

駅名	所在地	路線名
飯高駅	飯高町	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	海山町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大宮町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	飯南町	国道166号
美杉	美杉村	国道368号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
関宿	関町	国道1号
伊勢志摩	磯部町	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀伊長島町	国道42号
あやま（工事中）	阿山町	（主）甲南阿山伊賀線

###### (2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）  
（平成13年度）

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木橋線	久居市
松阪公園大口線外1線	松阪市
三渡櫛田橋線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市 御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

##### 1-2 良好な広告景観の形成

###### (1) 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

平成14（2002）年度には、屋外広告物の啓発、指導、取り締まりを行うとともに6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に一斉簡易除去や広告業者及び商工業者に対するパンフレット等の配付による啓発活動を行いました。

##### 1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

##### 1-4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、市町村とともに風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

## 2 農山漁村景観の保存・復元

### (1) 民間団体の活動支援

三重県の多様な自然環境の保全、地域を代表する野生動植物等を保護するためには、地域住民・団体の自主的な保全活動を促進することが重要です。

しかし、このような自主的活動の経済的基盤は一般に脆弱であり、例えば野生動植物の生息地の保護を行うにあたり施設整備等が必要となる場合には、それが障害となって自主的な保全活動が進まないことがありました。

このため、地域住民・団体のみでは対応が難しい事業について、地域住民、団体の要請を受けて市町村等が実施する場合、その事業費の一部を助成することにより、自主的な保全活動の促進を図ることとし、平成14（2002）年度は県内10ヶ所（10市町）でふるさとの自然を守る地域活動支援事業を実施しました。

## 3 体系的な郷土景観の形成

### 3-1 三重県景観形成指針等の推進

#### (1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施にあたって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まっていますが、今後は総合的・長期的な展望に立った取組へと進めていく必要があります。

このため、平成8（1996）年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくため、その指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間を中心にパンフレットの配付、屋外広告物クリーン運動等を行いました。

#### (2) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。平成12（2000）年度に新たに指定された紀北景観地区、紀南景観地区を合わせ、県内では5地区が

指定されています。

表3-2-3 屋外広告物沿道景観地区

（平成15年3月末現在）

地区名	場所
伊勢志摩景観地区A	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで
奥伊勢沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで
紀北景観地区	国道42号のうち、大内山村と紀伊長島町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

### 3-2 市町村における景観形成の推進

市町村の景観形成施策を誘導し、景観形成の目標・方針を定めた基本計画の策定や条例化の取組が、市町村で積極的に行われるように働きかけるとともに必要な情報提供や助言を行っています。

### 第3節

#### 歴史的・文化的環境の保全

#### 1 文化財等の保護・活用

##### 1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財が245件、県指定文化財が497件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成14（2002）年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護に対して支援しました。

##### (2) 齋宮跡の歴史ロマン再生

齋宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以來継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡齋宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には齋宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄齋宮駅北側において、体験学習施設・1/10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

##### 1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成14（2002）年度は、旧四日市市立図書館・松阪市文化財センターなど4件が国の登録有形文化財に登録されました。

##### 1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約13,000件の埋蔵文化財の所在

が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数

(平成15年3月31日)

遺物散布地	4,108
古墳	6,623
社寺跡	436
城跡	1,194
古窯跡等	169
その他	579
合計	13,109

平成14（2002）年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は22遺跡、齋宮歴史博物館が、齋宮跡の解明のため実施した発掘調査は3地区でした。

##### 1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝、史跡及び名勝は国指定40件、県指定73件です。史跡齋宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成14（2002）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

#### 2 歴史的・文化的景観の保存・活用

##### (1) みえ歴史街道構想等の推進

三重県は、東海道、熊野街道、伊勢街道、初瀬街道などの「街道」が縦横に走り、街道及びその周辺に残された有形・無形の歴史的な遺産が「街道資産」として地域の貴重な財産となっている歴史・文化が豊かな地域です。

そこで、平成8（1996）年に策定した「みえ歴史街道構想 むすびのくにづくり」を基本として、「住む人と訪れる人双方が満足する地域づくり」「さまざまな交流が生まれる地域づくり」「広域的に一体感のある地域づくり」を住民や企業、民間団体、市町村等との協働により進めています。

### 3章 3節

● 歴史的・文化的環境の保全

① 「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づく取組

県内各生活創造圏において、平成11（1999）年度から13（2001）年度にかけて策定した、「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づき、各地域の歴史街道資産を活用した具体的な地域づくりの取組を推進しています。

②その他

- ・ 歴史的・文化的資産、風情の保全・活用のしぐみの検討
- ・ みえ歴史街道構想推進支援事業補助金による民間団体、市町村等が実施する街道イベント等への支援（15件）
- ・ みえ歴史街道構想ホームページの充実

(2) 歴史の道整備・活用

平成9（1997）～11（1999）年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業の支援を行いました。

平成14（2002）年度は熊野街道の整備事業について支援しました。



# 第4章 環境保全活動への参加と協働

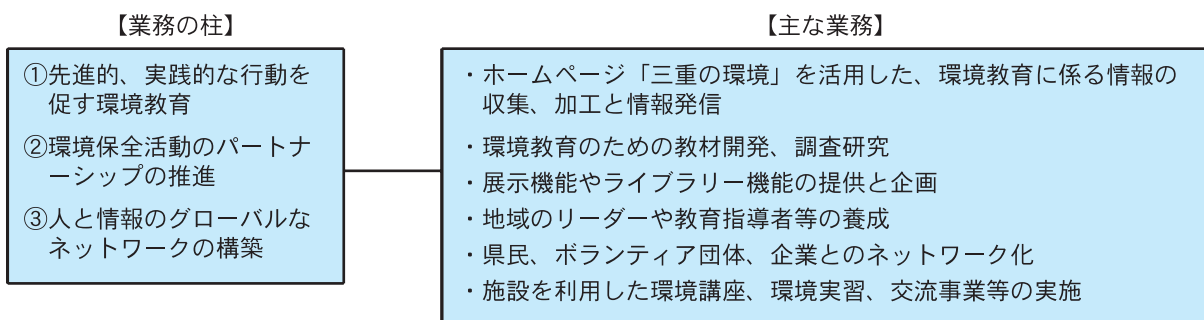
## 第1節 環境教育・学習の推進

### 1 環境教育・学習の拠点整備

#### 1-1 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報受発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備し、子どもから大人まで幅広く利用できる施設として充実に努めています。

図4-1-1 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容



#### 1-2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

##### (1) 宮川流域エコミュージアム事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業における「人と自然の共生」のシンボルプロジェクトである宮川流域エコミュージアムを宮川流域14市町村で地域の住民と協働して推進を図りました。

宮川流域エコミュージアムでは、流域に点在する地域の環境、歴史・文化、暮らし等を体感できる魅力ある空間をフィールドとしてとらえます。

フィールドの成立条件としては、流域の豊かな環境を体感できる「場所」で魅力を伝える「流域案内人」が存在していることを考えており、案内人は知識だけではなく、熱い想いや地域の誇りを伝えます。

また、14市町村連携のシンボルとして、森林の豊かさが、中下流の環境を支えていることを体感できる「ルネッサンスの森」を整備し、水源涵養林として理解を促進し、林業体験、環境学習等の場として活用しました。

##### (2) ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表4-1-1 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	大王町
	横山ビジターセンター	阿児町
鈴鹿国定公園	藤原岳自然科学館	藤原町

## 2 環境教育・学習の充実

### 2-1 学校・社会における環境教育・学習の推進

#### (1) 環境教育・学習の推進

三重県では、三重県環境教育基本方針に基づき、三重県環境学習情報センターを環境学習基幹施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校教育・社会教育の場においても、環境教育・学習を推進し、環境月間行事・緑化運動などを通じて、環境保全思想の普及啓発に努めています。

これらの事業の推進には、三重県の環境保全を



図ることを目的に平成2（1990）年3月に設立した「三重県環境保全基金」の運用益等を活用しています。

表4-1-2 環境教育・学習の状況（平成14年度）

区 分	内 容
参加型環境学習講座の開催	「大気調査ネットワーク教室」、「野鳥を知るきっかけづくり」など40講座以上を開講しました。
環境教育教材の貸出	環境啓発用パネルや、環境学習用キットの貸出しをしました。
環境教育指導者の養成	環境学習指導者養成講座として「プロジェクトワイルド(米国の環境教育指導法)一般指導者養成講座」、「インタープリター養成講座」、「みえ環境学習セミナー」などを開講しました。
そ の 他	市町村等が実施する環境フェア等への啓発パネル、エコマーク商品の見本等の貸出や出展参加を行いました。県内小中高等学校等の社会見学受入れや環境体験教育を200回以上実施しました。

### (2) こどもエコクラブ活動

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7（1995）年6月から環境省により始められました。県内でも環境の保全に関する取組を行う意志を有する小学生、中学生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に積極的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動を定着させるとともにその活用をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支えるサポーター・市町村担当職員を対象とした研修会を開催するなどこどもエコクラブ活動を支援しています。

平成14（2002）年度は、296団体8,093人となり会員数・加入率とも2年連続で日本一となりました。

表4-1-3 交流会、研修会の実施状況

区 分	期 日	内 容
こどもエコクラブ指導者研修会	平成14年 6月16日	サポーター、リーダー研修 参加者30人
こどもエコクラブ県内交流会 (Meちびっこエコ王国大会)	平成14年 8月25日	環境体験学習など 参加者519人
こどもエコクラブ県内交流会 in 海山	平成14年 10月27日	環境体験学習や活動発表（海山町で開催） 参加者185人

### (3) 身近な環境問題への取組の推進

県内の小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

#### ア 「学校環境デー」の実施

県内の全学校で一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図っています。

#### イ 環境教育推進モデル市町村の指定

環境教育推進モデル市町村を指定し、学校内外での諸活動を通じて自然環境を保全し、生命を尊重する態度を育成する教育活動を行うとともに、その成果を広く交流することによって環境教育の充実を図りました。

#### ウ ISO14001認証取得への取組

県立高等学校8校においてモデル事業としての取組を進め、平成13年度に2校が取得、平成14年度に6校が取得しました。

#### エ 環境のための地球学習観測プログラム（グローブ）推進事業モデル校の指定

平成13、14年度は、四日市工業高校が指定され、米国の提唱による「環境のための地球学習観測プログラム（グローブ）推進計画」に参加し、生徒への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等を進めました。

図4-1-2 環境教育推進モデル市町村における特徴的な取組

- ・身の回りの環境に関心を持たせることが、環境教育の実践に最も有効であるということから、動植物の営みに触れさせる体験を通しての環境教育を実施する
- ・自然環境学習を実施し、子どもの感性を発達させ、自然環境等の保護等を学ぶ
- ・資源のリサイクル等を学ぶ
- ・環境パトロール、環境クリーン運動へ参加する
- ・ISOが定めた環境マネジメントシステムに準じ、可能な範囲内で環境保全に取り組む
- ・実践協力校間の交流会を開催する

平成14年度環境教育推進モデル市町村

宮川村

## 2-2 自然とのふれあいや実践活動を通じた環境教育・学習の推進

「緑のNPO活動支援センター」では、県内のNPOからの要望や相談事項等を受け、29団体に専門的な技術アドバイスをするとともに、活動内容をイベント情報紙に掲載しました。

また、従来型の官主導型から民主導型への自立した緑のネットワークシステムを確立するため、平成15(2003)年2月12～19日にかけて県内7地区(四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、尾鷲、伊賀)において地域交流会を行うとともに、平成15(2003)年3月16日にNPO交流会の県大会を開催しました。新たな民間主導のネットワークは、特定非営利活動法人「緑のネットワークみえ・自然環境創造協会」として、38団体234名のネットワークとして組織化されました。

## 2-3 自然観察指導員の育成

平成14(2002)年6月14日～16日に講習会を実施し、県内で53名の自然観察指導員を養成しました。県民一人ひとりが自然保護の精神を身につけ、次世代へ美しい豊かな自然環境を継承できるよう自然保護教育活動の推進と自然保護思想の普及を図りました。

## 2-4 環境教育に係る情報ネットワークづくり

環境教育を効果的かつ円滑に推進していくため、人材データベースとして、「地球環境を伝える人」をインターネットで提供し、環境教育に関する情報の周知を図りました。

## 第2節

### 地域における環境保全活動の推進

#### 1 消費者・事業者としての県の取組

##### 1-1 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成14（2002）年度には1件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

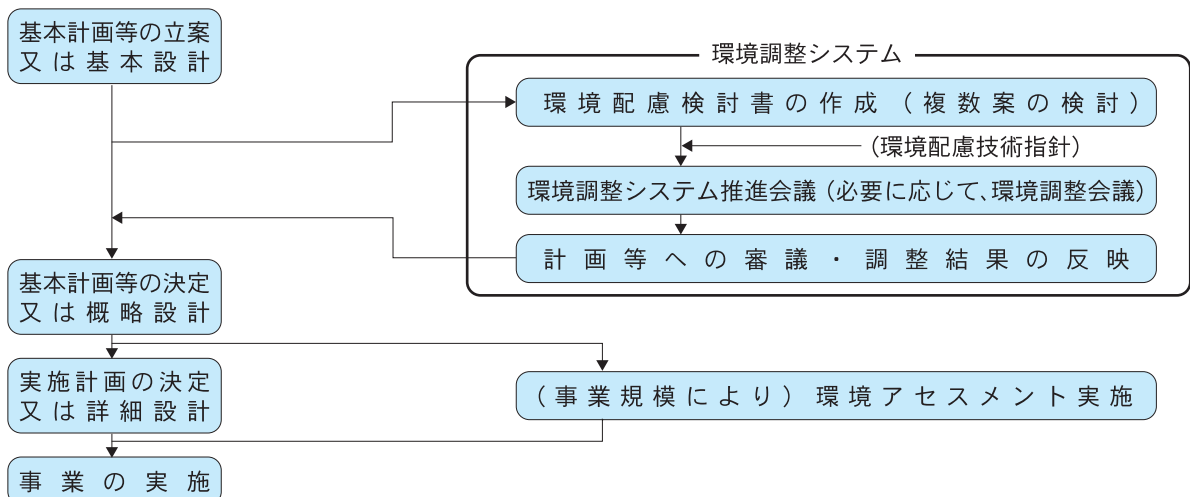
##### 1-2 環境保全活動の推進

三重県では、環境への負荷を低減するために、県民・事業者・行政等あらゆる主体が協働・連携して、環境に配慮したライフスタイルを構築する「環境先進県づくり」に向けて環境保全施策を推進しています。その取組の一環として、県自らが環境負荷の低減に率先して取り組むため、平成11（1999）年度に、本庁（及び周辺施設）で国際規格ISO14001を認証取得しました。平成12（2000）年度には認証範囲を全県民局に拡大し、平成13（2001）年度には、警察本部、医療機関、県立学校2校、県立大学及び試験研究機関が認証取得しました。さらに、平成14（2002）年度には県立学校6校が認証取得しました。

平成14（2002）年10月にシステムを見直し、環境方針を改定し、地球規模の環境保全を視野に入れた新たな環境目的・目標を設定し、15（2003）年2月に更新登録しました。

また、県庁ISO14001環境目標の達成状況は平成14（2002）年度から環境報告書により公表しています。

図4-2-1 開発事業の流れと環境調整システムの関係



## 2 市町村による環境保全施策の促進

### 2-1 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりは、市町村の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創り出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町村等の事業を支援することとしており、平成14（2002）年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等に対し支援を行っています。

### 2-2 市町村環境基本計画策定の促進

三重県環境基本条例第7条では、県は市町村に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めることとしています。このことから、県は環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるうえでの基本となる計画を策定し、これに基づき、各種の環境保全施策が着実に推進されることを市町村に求めています。

平成14（2002）年度には、国の地域環境総合計画策定事業費補助金を活用した環境基本計画の策定を、市町村に働きかけました。

### 2-3 ISO14001の導入支援

市町村が率先して環境保全に取り組むことにより、市民、企業等、地域での環境保全活動が推進されることを目的として、市町村等ISO14001認証取得支援事業費補助金により、市町村等の認証取得への取組を支援しています。（平成14（2002）年度35件）

## 3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

### 3-1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

#### (1) 地域づくり団体活動の支援

住民の自発的な参加による地域づくり団体の活発な活動を促進するため、情報交換や交流の場の提供、人材育成のための研修会を開催しました。

#### (2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,338km、海岸延長は

564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成14（2002）年度には、県管理8河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、サルビア、コスモス等の花木の苗、種子等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う101団体に対し支援を行いました。

### 3-2 行政と住民・団体等との連携を図った環境保全活動の推進

物の豊かさより心の豊かさを重視するというライフスタイルの変化が見られる中で、緑づくり活動を通じ、緑とのふれあいを求める県民の声は高まっています。しかし、活動希望の団体などにとっては、フィールド確保がネックとなり、自主的活動の拡大が妨げられています。

このため、団体（森林組合など）が核となり活動団体へのフィールド提供など条件整備を図り、県内での緑豊かな郷土づくり活動を促進させるとともに、平成14（2002）年度は表4-2-1のように県内4ヶ所のフィールドを確保しました。

表4-2-1 ふるさとの緑づくり活動支援事業実施箇所  
(平成14年度)

実業主体	面積 (ha)	場 所	緑づくり活動者
中 勢 森林組合	4.00	一志郡嬉野町 川口地内	グリーンボランティア 「森林づくり三重」
県 森 連	1.39	四日市市 采女町地内	四日市市 内部東小学校
〃	0.65	四日市市 松本地内	四日市市 常磐中学校
熊 野 市 森林組合	0.50	熊野市 五郷町地内	かやの木会

一方、県内では県民、NPO、事業者、行政がパートナーシップに基づき、自然との共生をめざし、生命の基盤である緑と水の保全・創造に向け数々の県民運動が始まってきており、こうした取組をさらに促進するため、平成9（1997）年2月に「三重県環境メッセージ」を発表し、(財)三重県環境保全事業団内に設置した「緑のNPO活動支援センター」により、緑の保全に取り組んでいるNPO等に対する支援を通じて、「緑のネットワーク運動」

の推進に取り組んできました。

その成果として、平成14（2002）年度には、自主自立した民間主導型のネットワーク組織が形成されたので、今後は従来の官主導型から民主導型の緑のネットワーク運動へ移行することとし「緑のNPO活動支援センター」を閉じることにしました。

### 三重県環境メッセージ（緑のネットワーク運動）

豊かな緑や清浄な水、さわやかな空気など自然に恵まれている三重県の「自然環境を保全・創造」とともに、自然環境に調和した景観、歴史的・文化的な環境、都市環境の整備など「快適な環境を創造する」ため、県民参加による「緑のネットワーク運動」を展開しましょう。

### 3-3 グリーンボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、グリーンボランティア（森林ボランティア）の育成を進めています。具体的には社三重県緑化推進協会と三重県が、緑を育てる活動を通して森林に親しみ、多様な自然環境の創出に役立ちたいと考えている人たちに呼びかけ、グリーンボランティアとして活動していただける方にボランティア登録をさせていただいています（平成14（2002）年度末1,149名）。

また、平成14（2002）年度は登録された方を対象に、間伐や枝打ちなどの森林管理の技術を習得していただくため現地研修会を実施しました。

表4-2-2 平成14年度 研修開催状況

期 日	場 所	内 容
11月9、10日 (土、日)	大宮町	グリーンボランティアリーダー研修
12月21日(土)	菰野町	森林作業体験（技打ち、除間伐）と安全対策
1月26日(日)	宮川村	除間伐の概要と実習
2月22日(土)	上野市	森林作業時の救急講習 里山の保安全管理
3月8日(土)	北勢町	間伐、技打ちの実践（経験者向け）

## 4 事業者の環境保全活動の促進

### 4-1 環境保全施設整備に対する支援

#### (1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成14（2002）年度には、融資件数が65件、融資額が1,160,952,000円でした。

表4-2-3 三重県環境保全資金融資制度

項 目	内 容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円
融 資 利 率	年率1.6% ただし、保証を付けない場合は1.8%
保 証 料	協会所定料率 -0.3%
資 付 期 間	設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む） 運転資金5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）
返 済 方 法	原則として、割賦
融 資 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公害防止活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公害防止施設の設置</li> <li>イ 工場又は事業場の公害防止のためにする移転</li> <li>ウ 土壌汚染の除去等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壌汚染調査</li> <li>②法第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第4条に基づく土壌汚染調査</li> <li>③法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置</li> <li>④法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 環境保全活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア フロン対策                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①フロン回収装置の設置</li> <li>②フロン漏洩防止工事</li> </ul> </li> <li>イ 環境保全型施設の整備等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①RDF利用設備の設置</li> <li>②自然エネルギー有効利用施設の設置</li> <li>③低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入</li> <li>④自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え</li> </ul> </li> <li>ウ リサイクル関連施設の整備等</li> <li>エ 温暖化防止対策施設の整備等</li> </ul> </li> <li>(3) 事業者が経営の多角化として新たに開始するリサイクル関連の事業活動</li> <li>(4) ISO14000シリーズの認証取得</li> </ul>

## (2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度

この制度は、環境保全施設整備資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った利子に対し、県が利子補給を行うもので、昭和46（1971）年9月から実施しています。（平成9（1997）年度以前の貸付分が対象）

表4-2-4 三重県環境保全施設整備資金利子補給金の推移  
(単位：円)

年 度	利 子 補 給
S46～H6	1,012,413,600
H7	15,748,700
H8	12,836,600
H9	10,541,300
H10	7,192,000
H11	4,342,700
H12	2,395,500
H13	1,133,900
H14	507,100

## 4-2 日本環境経営大賞の創設

環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境取組のレベルアップを図るため、全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。平成14（2002）年度は、応募総数149件の中から受賞14組織を決定しました。

## 4-3 ISO14001の導入支援

企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進め、ISO14001の普及・定着を図るため、ISO14001導入助成事業により中小企業の認証取得への取組を支援しています。（平成14（2002）年度は、認証取得支援事業102件、審査登録助成事業79件）

さらに公益法人に対しても導入支援を行っています。（平成14（2002）年度1件）

## 4-4 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

また、県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対する補助制度をつくり、環境への負荷が少ない持続的な

発展が可能な企業育成を支援しました。

### (1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設などの施設及び会議施設等の整備を促進しています。

これまでに中核的施設として

- ・(財)国際環境技術移転研究センター
- ・鈴鹿山麓研究学園都市センター

中核的施設以外では

- ・(株)三重ソフトウェアセンター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県科学技術振興センター保健環境研究部
- ・タカラバイオ(株)ドラゴンジェノミクスセンターが竣工しています。

### (2) 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のための、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成14（2002）年度には、養殖業の高度化と環境に配慮し、持続的な養殖産業を行っていくための具体的な目標と達成手段を盛り込んだ高度化推進計画の策定に対し支援するとともに、養殖漁場環境保全のための代表的な魚類養殖漁場を対象に底質調査を実施し、底質環境の指標について検討を行いました。

## 環境先進県づくり県民運動

幅広い環境問題に対応するため、平成12(2000)年を「環境県民運動元年」と定め、県民、事業者、行政が協働・連携して環境創造活動を展開する母体として、まず、平成12(2000)年2月に県が3億円を出捐して「三重の21世紀環境創造支援基金」を創設し、その管理運営を「三重環境県民会議」に任せ、地域のNPOをはじめとする県内の環境保全活動を展開しているグループを支援しています。

また、広域な環境問題について統一的な県民運動を進める母体として、「環境創造活動を進める三重県民の会」を平成12(2000)年7月に設立するとともに、市町村と「県・市町村環境協働・連携会議」を設置して、協働連携を推進しています。

さらに、平成12(2000)年11月に環境ISO認証取得企業などをメンバーとして業種の枠を越えた企業間連携、企業と行政の連携を進めるため、「企業環境ネットワーク・みえ」を設立し、産業廃棄物の再資源化などの取組を支援しています。

環境に配慮した商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」の普及を目指す『みえ・グリーン購入倶楽部』を、県内企業や市町村、NPOなどを会員として、平成15(2003)年1月に設立しました。

### 1 国際的な環境保全活動の基盤整備

#### 1-1 (財)国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化している開発途上国等の諸外国に対して四日市地域を中心として中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「(財)国際環境技術移転研究センター」(ICETT)を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成14(2002)年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、産業公害防止に関する研修・技術指導、研究開発、調査・情報提供等を行いました。これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

#### 1-2 (財)国際環境技術移転研究センターの機能強化

(財)国際環境技術移転研究センター(以下ICETT)は企業や県民からの発展途上国に関する環境情報提供の強い需要に応えるため、その蓄積している情報の発信に努めています。そのため既存情報ば

かりでなく新たな情報収集を毎年行い、収集したデータを整理・データベース化し、ホームページを開設し、情報発信しています。平成14(2002)年度も引き続きゼロエミッションをはじめとする環境情報の収集と、環境情報ネットワークシステムの充実を図りました。

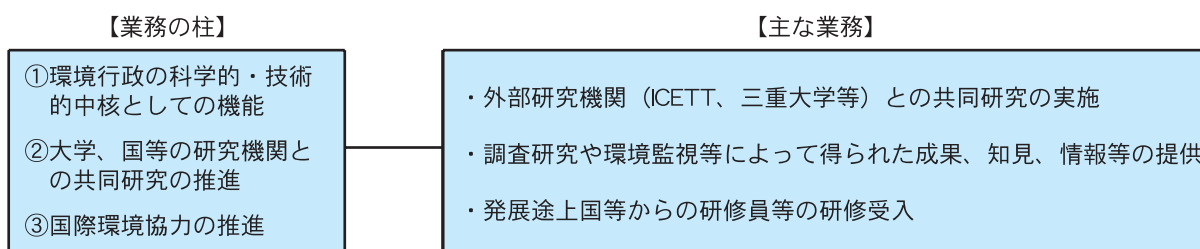
ICETTは、APEC域内の環境保全活動を推進するため、「APEC環境技術交流促進運営協議会」に参加し、APEC域内の国、自治体、民間が環境技術分野での情報・人的交流を促進し、インターネットを利用した環境情報発信基地として機能する「APEC環境技術交流バーチャルセンター」とのリンクageを実施しています。

また、ICETTは、平成14(2002)年3月に認証取得したISO14001に基づき、エコオフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルばかりでなく、事業関係者による事業評価も取り入れた「質の向上」を目指しています。この認証取得を通してICETTは国内受入研修員にも実行を促す等関係者への環境意識の向上を目指した活動を展開しています。

#### 1-3 科学技術振興センター保健環境研究部における調査研究

地球規模の環境問題に係る調査研究を進めるため、科学技術振興センター保健環境研究部において、県下の酸性雨の実態を継続して調査しています。またICETTと連携した発展途上国の研修員等の研修受入などを行っています。

図4-3-1 科学技術振興センター保健環境研究部での国際的な環境保全活動への協力に関する主な義務





## 2 国際環境協力の推進

### 2-1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8（1996）～9（1997）年度には河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。

平成5（1993）～7（1995）及び10（1998）～14（2002）年度にはICETTにおいて河南省職員の受入研修を実施しました。

### 2-2 その他の国際協力

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その結果をアジアの他の自治体へ波及させることとしています。

平成14（2002）年度は、過去4ヶ年2カ国（フィリピン・タイ）での実績を生かし、インドネシアにおいて事業を実施しました。

## 第1節

### 環境保全の総合的取組の推進

#### 1 基盤的施策の推進

##### 1-1 総合的・重点的施策の推進

###### (1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川をはじめとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

平成9（1997）年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでいます。有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10（1998）年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定しました。

平成12（2000）年度には流域内に事務所を設置するとともに、協働の組織である宮川流域ルネッサンス協議会も結成されるなど、流域での活動が活発化しつつあり平成15（2003）年3月には「動きだす清流」第2次実施計画を協議会と県で策定し、地域主導の取り組みをすすめています。

また、今後は、宮川流域以外の流域についても流域圏づくりを波及させていきたいと考えます。

###### (2) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組みを進めました。

（主なもの）

- ・職員派遣（岐阜県へ1名、福井県へ1名、滋賀県へ1名）
- ・子ども環境会議の開催（岐阜県高山市）
- ・4県の試験研究機関による共同研究の実施（平

成13～15（2001～2003）年度 テーマ「大気中有害化学物質に関する共同研究」

- ・「21世紀の水環境づくり国際会議」の開催（滋賀県）
- ・廃棄物監視担当連絡調整会議の開催、監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロールの共同実施
- ・間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換、国への共同要望

###### (3) 伊勢湾の再生

水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息の場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿を次世代に継承していくかが課題となっているため、庁内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を設置し、伊勢湾再生に向けて横断的、総合的に取り組んでいます。

平成14（2002）年度には、伊勢湾再生に関する取組のネットワークを広げ、県民運動として発展させていくため、多様な主体が参加できる取組の提案として下記の事業を実施しました。

- ・NPO、漁業者などの伊勢湾再生に向けた取組を実施している方々の参加を中心にシンポジウム「私たちの大切な海・伊勢湾」の開催
- ・伊勢湾の環境変貌に関する歴史的経緯や再生に向けての課題等を明らかにするための研究事業の実施
- ・子どもたちの伊勢湾に対する意識の向上を図るため、小・中学生、高校生を対象に「伊勢湾に想いを寄せて」をテーマに作文の募集・表彰

また、県境を越えた広域的な取組として、伊勢湾総合対策協議会（三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市）において、伊勢湾ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/souki/gyousei/isewan/index.htm>）の充実や、環境問題についての研修、情報交換などを行いました。

##### 1-2 公害防止計画

###### (1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条（平成5（1993）年11月までは公害対策基本法第19条）の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都道府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45（1970）年12月に国の第一次地域として、四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、6期計30年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成13（2001）年度から17（2005）年度までを期間とする第7期計画からは、朝日町を除く1市2町が対象区域となり、その概要は次のとおりです。

## ア 計画地域

四日市市、楠町、川越町の1市2町の区域

## イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染等に係る環境基準等の達成維持

## ウ 計画の主要課題

### (7) 都市地域における大気汚染対策

都市地域におけるベンゼン等に係る大気汚染の防止を図ります。

### (4) 道路交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

### (5) 伊勢湾の水質汚濁対策

伊勢湾のCOD、窒素及び燐に係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。

### (1) 廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図ります。

## エ 公害防止に係る施策の概要

### (7) 基本的な方向

a. 計画目標、主要課題の達成のため、事業活動及び日常生活全般にわたる幅広い施策の実施

b. 国の環境基本計画の長期的な目標の達成への配慮

- ・環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現
- ・人間と多様な自然・生物の共生の確保
- ・すべての主体の環境保全の行動への参加
- ・国際的取組

c. 関連諸計画と連携した総合的・計画的な施策の推進

### (4) 主要課題に係る主な施策

#### a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロ

メタン）対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく環境中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き監視指導を行います。

### b. 道路交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

### c. 伊勢湾水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・燐の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境」等を活用して普及啓発を行います。

### d. 廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策として、三重県廃棄物総合対策及び三重県廃棄物処理計画（平成15（2003）年度策定予定）に基づき、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図るほか、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設等の一般廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、監視指導の強化や公共関与による産業廃棄物処理事業の推進に努めます。

## (2) 公害防止計画に係る事業実績

### ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫

黄酸化物等の排出実績の経年変化は表5-1-1のとおりでした。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量の経年変化は表5-1-2のとおりでした。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

年度 項目	第6期計画					第7期計画	
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
燃料使用量(万ℓ/年)	658	796	811	870	879	879	
平均硫黄含有率(%)	0.02	0.02	0.014	0.013	0.011	0.011	
排出量	硫黄酸化物(t/年)	2,294	2,366	2,205	2,213	1,847	1,867
	窒素酸化物(t/年)	9,011	8,907	8,830	9,353	8,710	7,035
	ばいじん(t/年)	594	534	469	466	427	411
協力工場数	38	36	37	39	40	39	

- (注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。  
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量実績

年度 項目	第6期計画					第7期計画
	H8	H9	H10	H11	H12	H13
総排水量(万ℓ/年)	147	155	148	144	139	134
COD負荷量(t/日)	10.3	10.0	9.6	8.9	8.9	8.8
協力工場数	38	36	37	39	40	39

## イ 公害防止施設の整備拡充等

### (7) 地方公共団体が実施した事業

平成13(2001)年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約121億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約78億円が投資されました。

なお、計画総事業費に対する平成13(2001)年度末の事業の進捗率は24.1%(5年計画のうち1年目)となっています。

### (4) 企業が実施した事業

平成13(2001)年度には公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で4,860百万円です。

## 2 環境汚染等の未然防止

### 2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町村長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

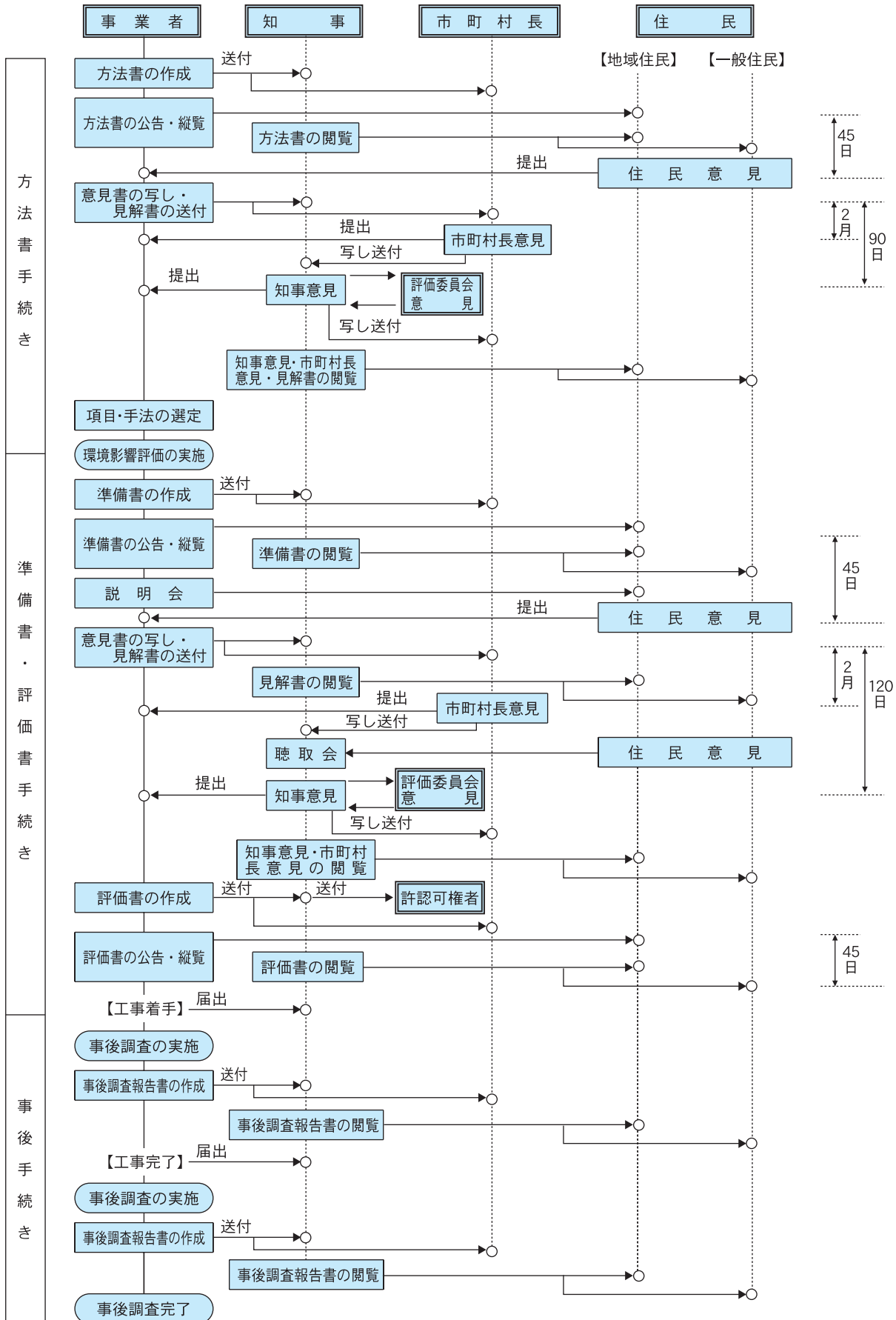
なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成14(2002)年度末までに一連の手続きが終了したものは127件です。

平成14(2002)年度には、一般国道421号石榑峠道路環境影響評価書の提出がありました。

# 第5章 共通施策

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



● 環境保全の総合的取組の推進

## 5章 1節

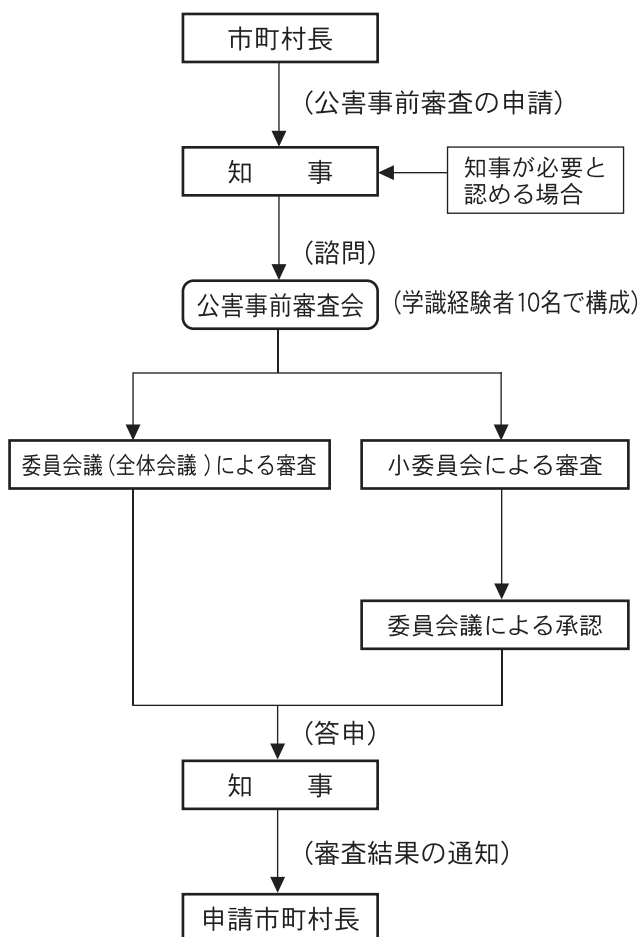
## 2-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47（1972）年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成14（2002）年度までに審査を実施したのは、170件であり、平成14（2002）年度には4件の審査を実施しました。

図5-1-2 公害事前審査の手続き



## 2-3 化学物質の包括的な管理対策の推進

### (1) PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が、平成11（1999）年7月に公布されました。

平成14（2002）年度には、法に基づく初めての届出がなされました。本県内では676件の届出がなされ、排出量・移動量については、トルエン、キシレンなどの溶剤類が多く排出されていました。

## 3 健康の被害の救済・予防

### (1) 公害健康被害者に対する補償給付

#### ア 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35（1960）年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40（1965）年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44（1969）年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49（1974）年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62（1987）年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

#### イ 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市及び楠町における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表5-1-3 被認定者数の推移 (単位：人)

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H10	589	58
H11	574	56
H12	553	53
H13	532	51
H14	515	49

表5-1-4 年齢階層別被認定者数(平成15年3月31日現在)

(単位：人)

年齢	四日市市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
0～14	-	-	-	-	-	-
15～24	16	5	21	1	1	2
25～39	82	52	134	5	6	11
40～59	38	50	88	2	6	8
60～64	15	19	34	0	3	3
65～	98	140	238	10	15	25
計	249	266	515	18	31	49

表5-1-5 疾病別被認定者数 (平成15年3月31日現在)

(単位：人)

疾 病 名	四日市市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
慢性気管支炎	46	82	128	2	9	11
気管支喘息	203	184	387	16	22	38
喘息性気管支炎	-	-	-	-	-	-
肺 気 腫	0	0	0	-	-	-
計	249	266	515	18	31	49

(2) 保健福祉事業の実施

平成14（2002）年度には次の事業を実施しました。

表5-1-6 リハビリテーション事業実施状況

事業名	実施期間等	実施場所	対象	参加人数	内 容
リハビリテーション教室	7/11	四日市市総合会館第2研修室	15才以上	15人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
日帰りリハビリテーション	6/12	三重県民の森	15才以上	14人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
	10/24	大安町老人福祉センター		12人	
	11/22	三重県民の森		12人	
	3/6	鈴鹿青少年センター		13人	
転地療養	9/30~10/4 4泊5日	三重県福祉休養ホーム ゆずりは荘	15才以上	10人	健康の回復を図り、併せてリハビリテーション療養指導を行った。
水泳指導	通年 1人24回	ヘルスプラザ	15才以上	申し込み 35人	自己による健康管理を行い、基礎体力の増進を図るための水泳療法を行った。延べ116人
家庭療養指導	通年	年間 延べ89日 (100)	四日市市内在住の延べ435人(及び楠町在住の延べ57人)の在宅療養者の療養指導を行った。対象者は、その大半が60歳以上であり、しかも何らかの合併症をもっている場合が多いので、病状・家庭環境等も含めて、各人の実情に即した指導を行った。		

(3) 調査研究の実施

ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究  
四日市地域における公害保健医療対策を確立するため、四日市医師会、三重大学、四日市市及び三重県で「三重県公害保健医療研究協議会」を組織し、公害患者に関する医療問題や健康被害に関する疫学調査等を行っています。平成14（2002）年度における研究課題は次のとおりでした。

- ・学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究（継続）
- ・肺癌患者の臨床経過から見た血中抗P53抗体の推移について
- ・肺炎症例の検討について

イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的、継続的に把握しました。

(4) 健康被害予防事業の実施

平成14（2002）年度にはそれぞれ次の事業を実施しました。

表5-1-7 健康被害予防事業の実施状況

ア 健康相談事業

実施主体	楠 町
事業名	アレルギー予防教室
実施場所	楠町保健センター
内 容	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談・指導
開催数又は開催月日	10月31日
参加人数	38人



# 第5章 共通施策

## イ 健康診査事業

実施主体	四日市市	楠 町
事業名	健 康 診 査 事 業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内容	気管支喘息の発症を未然に防止するための1才6か月児を対象とする問診及び指導	

## 4 公害紛争への対応

### 4-1 公害等の苦情・紛争の処理

#### (1) 公害に係る苦情処理

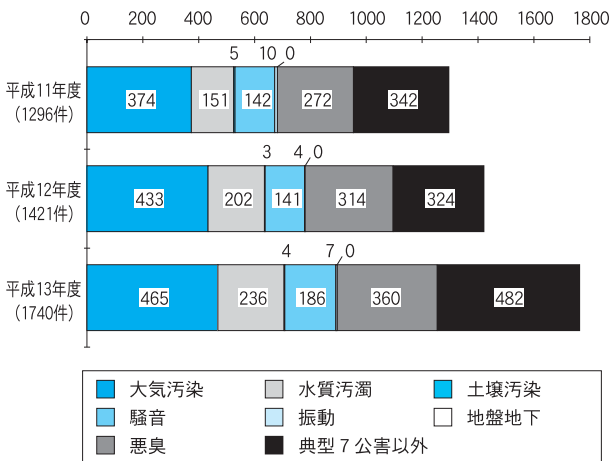
公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和45（1970）年6月制定）に基づき、市町村長と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境部及び各県民局生活環境部に公害苦情相談員を配置しています。

#### ア 年次別種別苦情処理取扱状況

平成13（2001）年度に県又は市町村が取り扱った公害苦情件数は1,740件でした。

図5-1-3 種別別公害苦情件数の推移

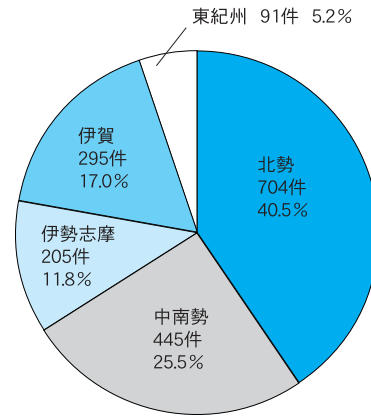


#### イ 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数1,740件を発生地域別に見ると、北勢地域が約41%、中南勢地域が約26%を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、伊勢市、名張市、鈴鹿市の順となっています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成13年度）

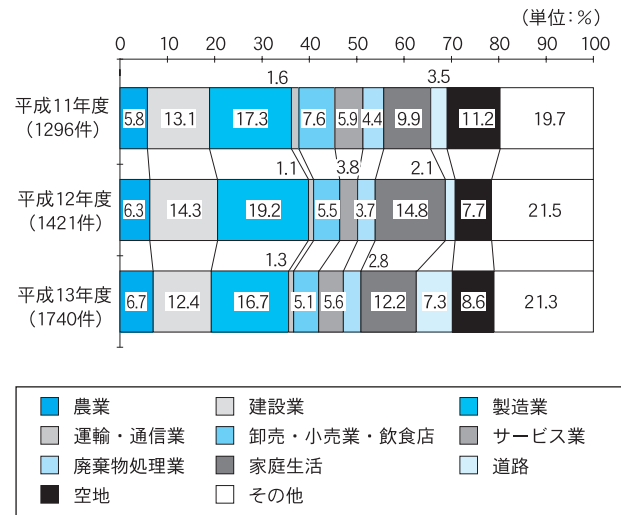


(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡  
 中 南 勢…津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡、度会郡（大宮町、紀勢町、大内山村）  
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、度会郡（玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村、度会町）、志摩郡  
 伊 賀…上野市、名張市、阿山郡、名賀郡  
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

#### ウ 発生源別苦情取扱件数

苦情件数を発生源別に見ると、製造業に起因する苦情が最も多く、次いで建設業、家庭生活に起因する苦情、空地に関する苦情の順になっています。

図5-1-5 発生源別公害苦情件数の推移（単位：%）



#### (2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っ

表 5-1-8 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処 理 事 件 名	終結区分
H13	調 停	掲示板製造工場悪臭等被害防止請求事件	成立
H13	調 停	湾港区域騒音被害防止等請求事件	継続
H14	調 停	導水トンネル地盤沈下被害防止等請求事件	打ち切り
H14	調 停	金属加工工場騒音・振動被害防止等請求事件	継続
H14	調 停	ガス容器検査場悪臭防止請求事件	継続
H14	調 停	畜産施設水質汚濁被害防止等請求事件	継続

ています。最近では、年間2～3件程度の調停申請があり、工場等に起因する騒音や悪臭による健康被害の防止を求めるものが多くなっています。平成14（2002）年度には、新規の調停申請が4件ありました。

#### 4-2 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町村等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成14（2002）年度末で1,417件となっており、平成13（2001）年度末1,342件から75件の増となっています。

## 第2節

監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

### 1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、平成11（1999）年8月、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、③水質発生源監視システム、の監視システムを更新し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価、伊勢湾総量規制に係る水質汚濁負荷量の監視を行い、環境の状況的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、従来の硫酸酸化物の監視に加え、窒素酸化物を新たに追加するなど監視内容の拡充を図るとともに、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

### ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38（1963）年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内6カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測所を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

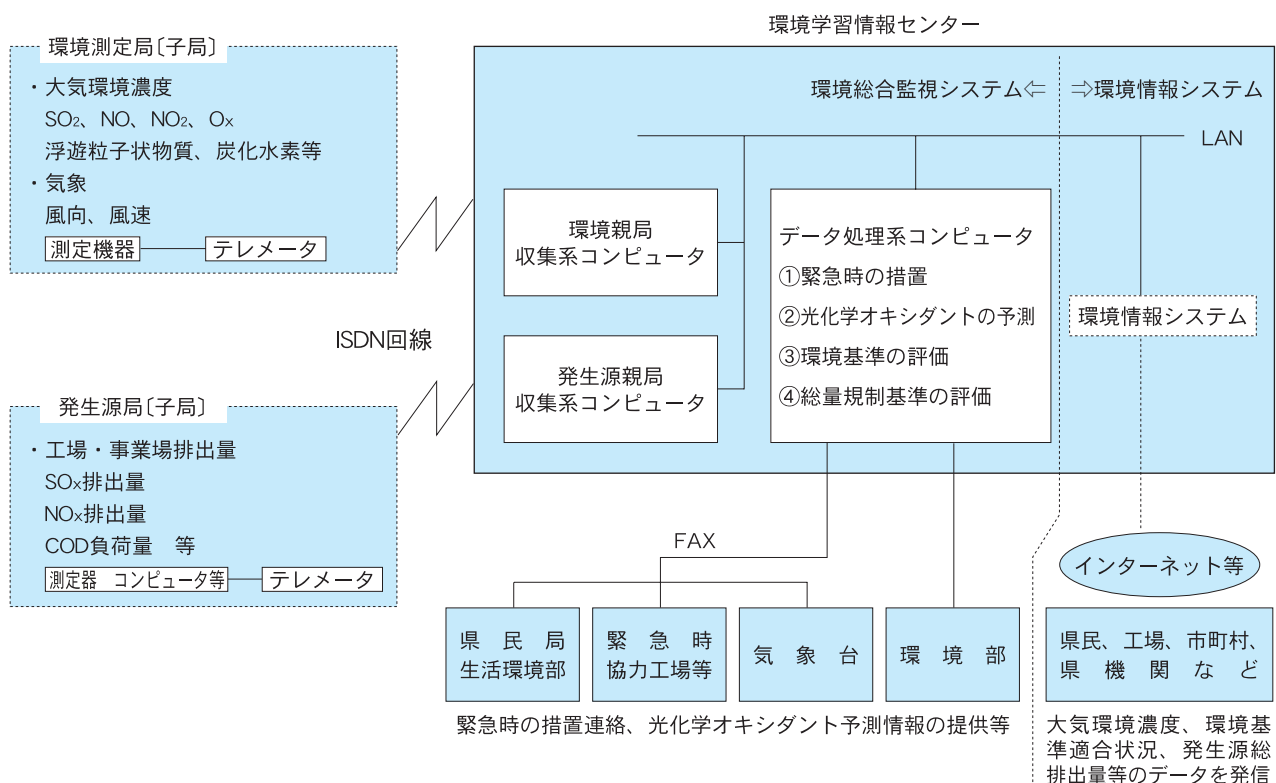
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

### イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫酸酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫酸酸化物の排出量が10N<sub>tr</sub>/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11

図5-2-1 環境総合監視システムの概念図



● 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

(1999) 年度から、同地域における燃料使用料 2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を開始しました。

ウ 水質発生源の常時監視

水質総量規制の実効をあげるため、伊勢湾に排出する24工場・事業場（工程排水が5,000m<sup>3</sup>/日以上）のCOD濃度及び排出水量の監視を行っています。

水質監視測定局設置の状況図は資料編に記載しました。

2 環境情報の提供・整備

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることができます。

環境監視機能、試験研究機能、環境教育・学習機能を有機的に結ぶとともに、多種多様な環境情報を、インターネットを通して、県民はもとより市町村、教育機関、他府県さらには国内外への情

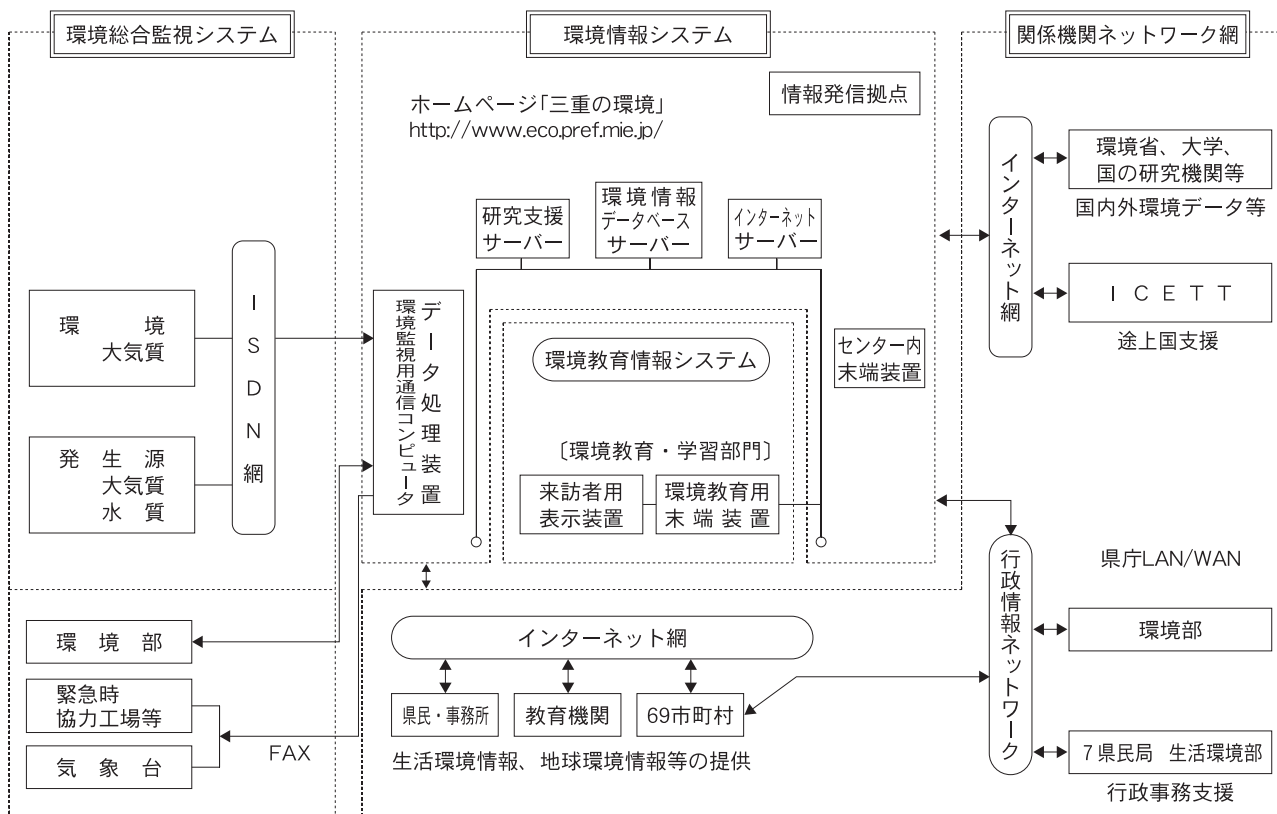
報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

インターネットのホームページ「三重の環境」では、条例・要綱を始め、環境調査、報道発表資料などを積極的に公開しています。（平成14（2002）年度アクセス数、858万ページビュー）

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

森林・林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、森林に対する多種多様な要請が高まっており、これら諸情勢の変化に対応しつつ、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させるための森林の管理が重要となってきています。このため、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS（地理情報システム（Geographic Information System））で管理・解析等ができる各種環境情報の一元管理システムとして、平成9（1997）年度から森林GISの構築に着手し、平成13（2001）年度から運用を開始しています。

図5-2-2 環境情報総合システム概念図



#### 1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

##### 1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

科学技術振興センターは、平成13（2001）年4月に再編整備を行い、県下の公設試験研究機関を統合した一研究所となりました。これにより総合的な研究体制が整ったことから、環境保全に関する調査研究として、各試験研究機関による個別の試験研究だけではなく、業際分野や先端分野の研究課題に取り組むとともに、産学官の共同研究を実施いたしました。

##### ア 伊勢湾の生態系の回復に関する研究

モデル海域における干潟及び浅海域の単位面積あたりの浄化量を算出し、これを基に伊勢湾の干潟及び浅海域による自然浄化量を定量化しました。また、「貧酸素水塊形成シュミレーションモデル」の骨格を用いて湾内に流入する負荷を20%軽減させた場合の貧酸素水塊の挙動を予測しました。さらにアマモ造成技術については、成熟した種子の採取・選別・長期保存方法の技術を確立しました。

##### イ リグニン誘導体の新素材による環境調和型材料の開発

再生可能な植物資源に含まれるリグニンを新規高分子素材「リグニン誘導体」に変換する技術を改良し、工業原料としての用途開発を行っています。

ヒノキ木粉とリグニン誘導体との混合熱圧物が高い強度を持つことが明らかになり、住宅用壁板への応用が可能であることがわかりました。機能性プラスチック（包装資材）での利用では、リグニン誘導体とグリーンプラスチックとの複合化により自然崩壊性を有する機能性プラスチックを試作することができました。

##### ウ 水熱反応によるRDF焼却灰のリサイクル技術に関する研究

RDF焼却灰のリサイクルを促進するため、まず、無害化に取組み、メカノケミカル法を用いてRDF焼却灰からダイオキシンを低減することができました。水熱合成法により重金属の固定化を検討し、産業廃棄物の埋立処分に係る

判定基準をクリアすることができました。

##### エ 有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換利用等研究

有機性廃棄物をエタノール、メタンガス等へのエネルギー変換をめざし、変換時の残さの有効活用を図る技術について研究しました。

有機性廃棄物のエタノール発酵適性、メタン発酵適性およびコンポスト化適性を簡易に評価できる手法、食品廃棄物のメタン発酵を促進する方法、農地における利用可能量を把握するための土壌の種類と地下水への窒素負荷との関係を検討しました。

##### オ 閉鎖性内湾漁場環境改善対策調査研究

英虞湾の2地点において、有用微生物資材等を活用した海底の底質改善効果の科学的な検証を行いました。1年間の調査期間内では、自然現象（外部要因）による影響が大きかったことから、底泥量の減少、底泥質の改善、底生生物の3つの指標に係る効果を判定することができませんでした。

##### カ 街路樹剪定枝等の資源化利用技術開発事業

街路樹剪定枝（広葉樹）を資材として利用するための最適な蒸煮爆砕条件を明らかにし、樹皮を野菜の水耕培地として利用するための条件やコンポスト化して樹木の成長促進に利用する方法を検討しました。

##### キ 建設廃棄物のリサイクル技術研究開発

建設廃材のうち、コンクリートと木質廃材のリサイクルをめざし、コンクリート廃材の有効活用では、陸上硬化型のフリースタイル連結魚礁の製造技術の開発と試作を行い、また、再生骨材として利用するために強度特性の把握や結合材強度の改善を行いました。

木質建設廃材の有効活用では、高圧加熱処理で接着剤なしに成板する基礎技術、弾力性を保った舗装資材の製造技術、ガーデニング用資材の製造技術の開発と試作を行いました。

##### ク 地域中小企業の産業廃棄物の有効活用技術の研究

鋳物鉞さいのリユースと資源リサイクルに関しては、廃砂（廃棄鋳物砂）の鋳物用砂への再生を図るため、廃砂の基礎的データを測定し、

スラグの路盤材への利用を図るため、スラグの性状の把握と安全性の評価を行いました。陶磁器くずの多孔質ブロックへのリサイクルとセラミックス原料としてのリユースに関しては、硬質陶磁器くずの利用を図るため硬質陶磁器くずの粗砕及び粒度調整技術、造粒技術の開発を行い、陶磁器くずを使ったりサイクル製品の実用化につながりました。

#### ケ 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の抑制・リサイクルに取組む民間企業との共同研究により、産業廃棄物を農業用資材として活用するための研究（3件）、食品廃棄物のエネルギー利用（1件）、住宅用建材のリサイクルおよび畜産業利用（2件）、無機系廃棄物のコンクリート製品化（1件）の合計7課題について共同研究を実施し、それぞれ成果を得ました。

#### コ 地域水産資源の有効活用技術の研究

真珠摘出後廃棄処分されているアコヤ貝貝殻と貝肉の有効利用をめざし、有効利用する場合の基本的な前処理条件を明らかにしました。貝殻の利用法として、金属吸着能の評価、医薬品原料への適合性の検討、石灰質資材としての肥料的効果の検討、内装装飾品の試作を行いました。また、貝肉を利用するため、化粧品および食品としての有効成分の探索を行い、基礎知見を得ました。

#### サ 先導的研究会における調査研究

科学技術振興センターの6研究部の研究員で組織する「工業系廃棄物活用研究会」「水産系廃棄物活用研究会」「生物系廃棄物活用研究会」「有用微生物活用研究会」「新エネルギー研究会」「自然共生研究会」において、廃棄物、環境浄化、環境負荷の少ないエネルギー、自然との共生に関する技術シーズの検討を行いました。特に廃棄物は、排出先別に検討を行いました。

#### シ 酸性雨等の実態調査研究

広域的な環境問題の一つである酸性雨については、我が国では、ヨーロッパにおける森林被害のような顕著な目に見える現象は起こっていませんが、雨の酸性度は欧米並であること、また、雨や土壌の酸性化は長期にわたって徐々に進行していくと考えられることから、県内の酸

性雨の状況を継続的に把握、解析しています。

最近の5年間では、平成11（1999）年度までは雨水のpHの年平均値は、わずかに上昇傾向を示していましたが、平成12（2000）年度には三宅島噴火による酸性ガスの影響と考えられるpH低下が認められ、平成13（2001）年度も同程度のレベルを継続していました。平成14（2002）年度には雨水のpH値とSO<sub>2</sub>等の沈着量が噴火前の平成11（1999）年度レベルに戻っていないことから、噴火の影響が依然継続していたと考えています。

#### ス 大気中有害物質の動態把握に関する調査研究

福井、滋賀、岐阜、三重の四県の連携を深める一環として、最近、特に環境上、健康上の問題になっている道路沿道における自動車排ガス、とりわけディーゼル排ガスに焦点をあて、その中に含まれる発ガン性を有するといわれる多環芳香族炭化水素類について四県共同で調査研究を実施しています。

平成14（2002）年度には、前年度に検討した分析法の改良を行うとともに、この改良法を用いてフィールド調査を各県2地点で3回実施しました。この結果、多環芳香族炭化水素類は環境大気中浮遊粒子状物質の微粒子側に多く含まれていることが示されました。

#### セ 英虞湾の干潟造成研究

英虞湾の水質浄化には生活排水対策とともに干潟・藻場による自然浄化機能の向上が重要です。一方、環境浄化として底泥の浚渫が実施されていますが、廃棄物処分場の逼迫から浚渫汚泥の処分が困難となりつつあります。

このため、浚渫汚泥を人工干潟造成に利用する技術開発を実施しました。汚泥を用い実験干潟を造成して経過を調査したところ、造成後2年半にわたり干潟は維持され、また汚泥から栄養塩や有害金属の溶出は認められませんでした。生物も自然干潟と同様に定着して悪影響は認められませんでした。これらの結果から、この技術の有効性が示されました。

#### ソ 無機系廃棄物の建材化研究

ゴミ焼却灰及び鉄分を多く含む無機系産業廃棄物を高温高压の熱水で処理して、多孔質体を合成しました。検討の結果、その合成物は圧縮成型が容易であり、またホルムアルデヒド吸着

性能を有することがわかり、機能性建材等として利用の可能性が示されました。

## タ 資源循環型農業生産技術の確立と環境修復に関する研究

JAS規格への対応を図るとともに農業が持つ資源循環機能を発揮し、環境の保全と維持を進め、さらに人や自然にやさしい環境を創造するため、コメ及びイチゴを対象に有機農業生産技術を確立するため、無化学肥料栽培技術、無農薬栽培技術の開発に取組むとともに、資源循環型農業における環境への影響を調査しました。

## チ 生物農薬を活用した茶病虫害防除の体系化

化学合成農薬を用いた病虫害防除回数の削減を図るため、生物農薬などの生物的防除を確立・実証し、フェロモントラップ電撃式自動カウント装置のチャノホソガに対する実用性の検討を行うとともに、ケナガカブリダニ放飼（生物的防除）や性フェロモン剤利用及び耕種的防除法を導入した総合防除体系化試験を実施しました。

## ツ 畜産に関わるエコシステム創出に関する技術開発

家畜排泄物の農地への施用を促進するため、家畜ふん堆肥の品質評価法を検討しました。まず、鶏ふん堆肥の尿酸を測定することにより、窒素の肥効を簡易に推定できる手法を確立するとともに、堆肥製造過程における尿酸の分解は、ウリカーゼ生産細菌の活性の違いに起因することを明らかにしました。また、堆肥の安全性評価法であるコマツナの発芽試験法において、凍結乾燥試料を水抽出し、リン酸緩衝液で抽出液のpH及びECを一定条件にすることで、現実的な評価ができることを明らかにしました。

## テ トマトのロックウール代替培地による環境保全型養液栽培システムの開発

トマトの養液栽培における排液量の削減を目的として、培地、肥料管理および殺菌装置を含む栽培システムの開発を中心とした環境負荷軽減型養液栽培技術について検討しました。その結果、原液タンクに投入する肥料組成の変更により、排液再利用システムによる栽培が可能であることが示されました。排液を再利用するこ

とによる経済的効果を調査したところ、肥料費として約35%の節減効果が明らかになりました。また、新培地(パーライト)について、育苗における最適な培地形状、本圃での培養液の水位管理、非病原性フザリウム菌によるトマト根腐萎凋病の生物防除効果について明らかにしました。肥料管理方法として、窒素肥料成分の日施用量調節による葉面積指数と収量の関係について知見を得ました。

## ト 硝酸態窒素の環境基準化に即した茶生産システム（茶園の少肥料栽培技術開発事業）

地下水等水質の硝酸態窒素の環境基準設定を受け、多肥の傾向にあるかぶせ茶地帯において環境基準をクリアするための施肥技術、少肥料に対応する品種や加工法を検討しました。

現地支援研究では、かぶせ茶栽培における機能性肥料の導入効果の解析、技術開発試験としては、窒素低投入型施肥栽培技術及び茶加工技術並びに窒素の溶脱防止、排水の窒素浄化処理技術の開発に取組みました。

## ナ 新素材メチオニンを核とした環境保全型有害土壌線虫防除技術の確立

農作物に大きな被害を与えている有害土壌線虫のうち、ネコブセンチュウ類を対象として、環境と安全に配慮した持続的な防除技術を確立するため、アミノ酸の一種メチオニンを利用した効率的な防除技術、天敵細菌パスツールシア菌の効率的な処理技術の開発に取り組み、これら技術の体系化の可能性を検討しました。

## ニ 生ごみ処理物を利用した高品質融合コンポスト製造システムの開発

循環型社会の形成促進に向けて、生ごみ等食品廃棄物と地域内の他廃棄物を一体化した高品質融合コンポスト製造システムの開発を行い、農地への適正かつ安全な循環利用システムを構築するため、廃棄物発生量とコンポスト利用における環境影響に関するインベントリーデータの蓄積、コンポスト通気性改善効果、蒸煮爆砕処理技術、数種拮抗菌の単離、品質評価手法の開発、カセット方式の試験プラントの設計・設置に取り組みました。

## ヌ 環境保全機能評価による農山村地域の保全基準策定とマッピング手法の開発

中山間地域など衰退が著しい農山村地域の今後の地域計画を作成するにあたって、洪水を防止したり土砂崩れを防ぐなどの環境保全機能を強く有するエリアを抽出するための評価方法や評価図の作成方法などを検討しました。

評価のために土壌・地質・地形の種類、土地利用の現況、降水量、傾斜度などのデータを用いて、洪水防止機能他4つの機能についての相対的な評価を行い、農地の水田や広葉樹林地の機能が高いことを確認しました。

## ネ 食品廃棄物の家畜飼料リサイクル技術開発

県内食品製造工場から排出される食品廃棄物を市販の養豚用飼料と混合して給与し、高品質な豚肉が生産できる給与方法を明らかにしました。

## ノ 里山等多様な森林の育成管理技術の研究開発

これまで人間の手が入ることにより独自の自然環境を維持してきた里山は、その機能を低下させてきており、こうした里山の再生のため植生管理手法を検討しました。

## ハ 伐採跡地更新技術の開発

近年増加している伐採跡地を、少ないコストで公益性の高い森林に誘導していくための調査や試験を行いました。

## ヒ 自発摂餌システム導入による養殖管理技術の高度化に関する研究

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つに残餌がありますが、この残餌を極力減らし養殖場の環境を保全するため、マハタを対象魚種として魚の生物時計に基づく摂餌リズムを利用した給餌システムの開発のための実験を行い、実用化に向けた検討を行いました。

## フ 内湾環境基礎調査

英虞湾における有害プランクトンによる赤潮被害の防止および真珠養殖の生産管理への利用を目的に、漁場環境の観測結果を漁業者等へFAXやホームページにより情報提供しました。また、英虞湾における長期的な富栄養化の進行状態を監視するため、湾内の底質及び水質を調査しました。

## 1-2 科学技術振興センター保健環境研究部の活動

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へとその範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

科学技術振興センター保健環境研究部では大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に関し、その一翼を担うため、県民局生活環境グループが実施する水質汚濁規制対象工場等や廃棄物処理施設への立入検査に伴う排水検査及び大気汚染規制対象工場のばいじん、排ガス中の有害物質の検査などに加え、環境問題発生時における緊急分析検査への対応を行っています。

また、公害防止に関する試験検査の充実を図るほか、各種の未規制化学物質の調査や廃棄物の資源化等新たな課題への対応を行っています。

## 2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

### (1) 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施

酸性雨は、主に石油・石炭等の化石燃料の燃焼により排出された窒素酸化物、硫黄酸化物が雨水に溶け込み、pHを低下させたもので、pH5.6以下を示す降雨を「酸性雨」と呼んでいます。

森林に対する酸性雨の影響として、

- ① 土壌中の養分の不均衡をもたらす
- ② 植物に有害なアルミニウムイオンやマンガンイオンを溶出させ、根系の活力を低下させる
- ③ 土壌微生物の活性を低下させ、有機物の分解を遅らせる

などが指摘されています。

このような酸性雨による森林被害の実態や森林環境の変化と衰退との関係を明らかにするため、平成2（1990）年度から林野庁が中心となりモニタリング調査を行っており、県内18箇所に固定調査地を設け継続的に調査を行っていますが、酸性雨が原因と断定できる森林衰退は観測されませんでした。

平成14（2002）年度には、酸性雨等の影響による森林衰退の実態を把握するため、尾鷲市で調査を実施しました。

### (2) 酸性雨等の実態調査研究

（第5章—第3節—1—1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進のシを参照）





# 第6章 今後の取組

## 第1節

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

### 1 エネルギー・資源の適正利用

#### 1-1 省エネルギー化の推進

##### (1) 省エネルギー化の推進

###### ア 省資源・省エネルギー対策の推進

「環境創造活動を進める三重県民の会」や「資源とエネルギーを大切にす県民運動推進会議」の活動、「三重県地球温暖化対策推進計画 チャレンジ6」の一環としての省エネルギーの取組を、引き続き推進していきます。

###### イ 環境共生住宅の建設促進

環境と共生した住まいづくりの施策として、良質な住宅ストック形成を促すには、地方公共団体施策住宅として、住宅金融公庫融資の優遇措置の活用を図ることができるため、この制度を用いて市場の誘導を図っています。具体的には、雨水等を有効活用する住宅（三重県雨水等有効活用型住宅）を普及させるため、県の施策住宅として加えることで住宅金融公庫の100万円の割り増し融資が受けられるというもので、今後この制度のさらなる普及を行います。また、環境との共生等を目指し、松阪市に建設したモデル住宅「すまいたいけんかん」により、より多くの方に体験してもらおう機会を増やします。

##### (2) 自然エネルギーの利用の推進

###### ア 新エネルギー導入の推進

新エネルギーの導入を図るため、平成11(1999)年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、その具体化のために平成15(2003)

年度は次のことに取り組みます。

(7) 平成12(2000)年度に策定した「公共施設等への新エネルギーの導入方針」に基づき、県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(イ) 県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助事業を実施します。

「三重県住宅用太陽光発電システム普及支援事業」

住宅用太陽光発電システムへの補助事業を実施している市町村に対し、その経費の1/2相当額を補助します。

「三重県エコスクール支援事業」

学校施設に太陽光発電システムを設置する市町村、一部事務組合または学校法人に対して、その経費の1/6相当額を補助します。

(ウ) 新エネルギーの普及啓発事業として、セミナー、学習フェア等の開催や市町村に対する導入支援事業の説明会を実施します。

(エ) バイオマスの計画的、効率的なエネルギー利用を進めるため、バイオマスエネルギー利用ビジョンを策定します。

###### イ 水力発電の推進

平成14(2002)年度に引き続き、川上発電所(最大出力1,200kW)建設に取り組んでいます。川上ダム建設費の一部を負担するとともに、水資源開発公団と今後の建設計画を協議していきます。

このほか、宮川の流量を回復するために宮川ダムから常時放流する水を利用した、宮川維持流量発電設備の建設を進めます。

#### 水力発電の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業	宮川維持流量発電所建設事業
所在地	名賀郡青山町阿保	多気郡宮川村久豆
発電方式	ダム式(完全従属式)	ダム式(維持放流流水利用)
水力	淀川水系木津川支川前深瀬側	宮川水系宮川
最大出力	1,200kW	220kW
最大使用水量	2.5m <sup>3</sup> /s	0.5m <sup>3</sup> /s
有効落差	58.65m	64.50m
年間可能発電電力量	約5,589,000kWh	約1,500,000kWh
工期	平成16年度完成予定	平成16年度完成予定

## (3) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町村で製造されたRDF（ごみ固形燃料）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

（RDF焼却・発電施設計画）

### (7) 設置場所

桑名郡多度町力尾地内

### (4) 施設規模

#### ① RDF処理能力

240t／日

#### ② 発電出力

12,050kW

### (5) 運転開始

平成14（2002）年12月

## 1-2 森林の公益的機能の向上

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、平成14（2002）年度に引き続き、ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林管理を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、公益的機能の高度発揮をめざして実施している森林環境創造事業を進めます。

また、環境林及び国ゾーニングの水土保持林において、若齢林を中心に針葉樹・広葉樹等の混交林化を図ることにより、二酸化炭素の吸収や固定量の増加及び公益的機能の高度発揮を進めます。

## 2 廃棄物の適正な処理

### 2-1 発生抑制とリサイクルの推進

#### (1) ごみの減量化とリサイクルの推進

##### ア ごみの減量化とリサイクルシステムの確立

#### (7) 資源循環型処理施設整備事業

国庫補助採択を受けてストックヤードやリサイクルセンター等資源循環型の一般廃棄物処理施設の整備を行った市町村等に財政支援を行い、リサイクルを促進します。

#### (4) 生ごみ減量化促進事業

家庭や事業所から燃えるごみとして排出されていた生ごみ及び廃食用油の再利用を進め、ごみの減量化を推進します。

#### (5) 認定リサイクル製品普及支援事業

三重県リサイクル製品利用推進条例により認定した製品の利用を促進するため、生産者等の展示・広報事業に対して支援を行いま

す。

#### (E) 容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の推進

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村等の第3期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

#### イ RDF（ごみ固形燃料）化の推進

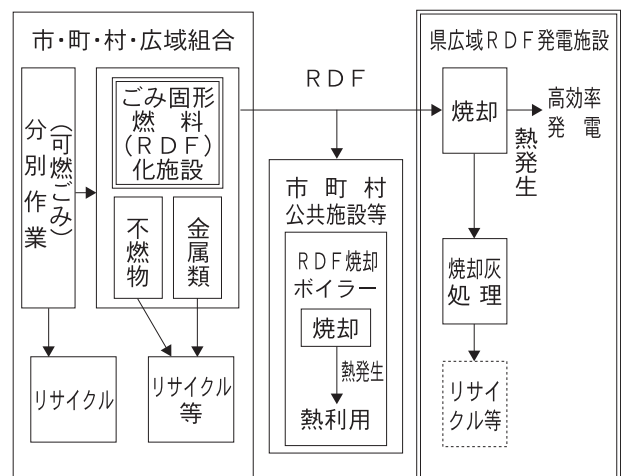
#### (7) RDF化構想の推進

ごみの焼却・埋立処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らすとともに、未利用エネルギーの有効利用とごみ処理の広域化を図るため、RDF化構想を市町村と一体となり推進します。

#### (4) RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行います。

RDF化構想概念図



#### ウ 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成14（2002）年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区 分	制 度 名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	生産振興総合対策事業 家畜ふん尿リサイクル推進事業	農林水産省 三重県
低 利 融 資	農業経営近代化資金 (畜産公害対策資金) 農林漁業金融公庫資金	農協等
リ ー ス 事 業	畜産環境整備リース事業	畜産環境整備 機構

#### エ 公共事業における再生利用の推進

リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

#### (2) 産業廃棄物の発生抑制等の推進

##### ア 産業廃棄物自主情報公開のリニューアル

環境技術指導員制度を的確に運用し、事業所や処理業者が、産業廃棄物に関する情報と併せ、化学物質に関する情報も自主的に県民に公開するシステムにリニューアルし、県民のより一層の信頼確保を図ります。また公開している情報内容のバージョンアップについて支援を行い、資源化や最終処分量の削減等を進めるとともに、産業廃棄物の減量化・リサイクルに関する技術情報及びリサイクル関連企業に関する情報を収集し、インターネットにより容易に閲覧できるようにします。

##### イ PCB 廃棄物適正管理推進事業

平成14(2002)年度に実施したPCB廃棄物等実態調査の結果及び平成15(2003)年度のPCB廃棄物の保管・処分状況等届出書の整理を行い、将来無害化処理を実施するための資料とします。

また、環境事業団が進める広域無害化処理施設での安全かつ円滑な処理事業を推進するため、関係自治体とともに収集運搬計画等について調整を行います。

##### ウ 企業環境ネットワーク支援事業

業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの運用・充実と、定期的な情報交換を行います。

##### エ 産業廃棄物の発生抑制等のための助成

県内の産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化のため

の研究・技術開発や設備機器の設置に対して支援します。

## 2-2 適正処理の推進

### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進

#### ア 一般廃棄物処理施設の整備促進等

市町村等に対し、一般廃棄物処理計画の策定指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設整備国庫補助事業を円滑に推進するため指導・助言を行います。

#### イ ダイオキシン類削減の対策

市町村等が設置するごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、施設の整備や維持管理に関する助言を行います。また、国庫補助採択を受けてダイオキシン対策のためにごみ焼却施設の改修事業を実施した市町村等に財政支援を行います。

### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

#### ア 産業廃棄物の許可等

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

#### イ 下水道汚泥処理システムの整備

平成9～10(1997～1998)年度の汚泥処理方式調査結果及び平成14(2002)年度の発生汚泥処理に関する研究結果をふまえ、具体化について調査・設計を進めます。

#### ウ 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進します。

### エ 公共工事に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

公共工事発注機関は計画、設計段階から、現場発生材の再利用など、建設廃棄物の発生抑制に努め、再利用が可能な建設廃棄物は再資源化

施設へ搬入するものとします。

また、工事請負者が適正処理するよう指導監督をより徹底します。

### (3) 公共関与による適正処理の推進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を引き続き推進します。ガス化熔融処理施設については平成14年12月から本格稼働しており、最終処分場の事業計画も推進します。

また、石原地先埋立事業の一環として行う最終処分場の整備については四日市港管理組合、三重県環境保全事業団と連携して、本年度に施設の建設工事に着手できるように進めます。

廃棄物処理センターガス化熔融処理施設概要

項目		計画諸元
施設の種類		ガス化熔融施設
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模		240t/日 (80t×3系列)

廃棄物処理センター最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、 廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000m <sup>3</sup>

石原地先埋立事業最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物	鉱さい、無機性汚泥、 廃プラスチック類等
処分場総面積	約7.5ha
埋立総容量	約550,000m <sup>3</sup>

## 2-3 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

### (1) 監視・指導の強化

#### ア 産業廃棄物対策の推進

処理業者、排出事業者等への立ち入り検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番による通報に即応します。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

#### イ 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に代わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を行います。

### (2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道里親事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、環境ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

## 2-4 し尿処理体制の整備の促進

廃棄物処理法施行令で原則禁止とされた、し尿の海洋投入を平成19年1月末までの猶予期間中に全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

## 3 大気環境の保全

### 3-1 大気汚染の防止

#### (1) 工場・事業場対策の推進

ア 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象工場などへの立入検査及び行政指導を実施します。

#### イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにお

ける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

#### ウ その他

緊急時の措置を含む法及び条例などの施行についての運営管理、指導を行います。

### (2) 自動車交通公害対策の推進

#### ア 窒素酸化物等総量削減計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する協議会を設立し、当該協議会で自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための調査・審議を行い、平成22（2010）年度を目標年度とする総量削減計画を策定します。

#### イ 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により計画の進捗状況を把握します。

#### ウ 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

#### エ ディーゼル微粒子除去装置の設置促進

健康への影響が指摘されている浮遊粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

#### オ アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び自動車免許更新者へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

#### カ 自動車交通公害対策の総合的推進

交通流・量を適切に配分・誘導し交通流の円滑化を図るため交通管制センターの高度化、交通情報提供システムの整備、信号機の系統化等

の整備を促進します。

### キ 交通の円滑化対策の推進

#### (7) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

平成10（1998）年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）を整備して、平成12（2000）年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

平成15（2003）年度も引き続き情報収集提供装置（光ビーコン）（33基）を整備し、同システムの北勢地域での更なる拡充整備に努めていきます。

#### (イ) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化（8基）を整備していきます。

#### (ウ) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器（約500灯）の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

### (3) 光化学スモッグ対策の推進

#### ア 緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

#### イ 予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、予測精度の向上を図ります。

### (4) 有害化学物質対策の推進

#### ア 有害化学物質対策の推進

平成15（2003）年度は、19の優先取組物質

の大気環境調査を四日市市と連携して実施します。また、優先取組物質を使用している事業所に、排出抑制に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な排出抑制を促します。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として、県内25地点において、ダイオキシン類の大気環境濃度を調査します。

## イ PRTR制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）により、対象事業所は、対象化学物質の環境への排出量、廃棄物などとしての移動量を把握し、平成14（2002）年度より県を經由して国へ届け出ることとなり、その集計結果について公表します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くPRTR法の啓発を行っていきます。

## (5) 地球温暖化対策の推進

### ア 地球温暖化対策実行計画策定促進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内市町村の実行計画策定に協働して取り組みます。また、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模の工場・事業場（第1種エネルギー管理指定工場 117社）が地球温暖化対策計画を策定するよう働きかけます。

### イ 地球温暖化対策普及啓発事業

地球温暖化対策の普及・啓発のため、「こども低公害車体感フェア」を「こどもかんきょう体感フェア」に合わせ開催します。

### ウ 大型店舗等省エネルギー化対策事業

民生系（事業所）の地球温暖化対策として、ビル管理法の対象である大型店舗等に対し、省エネルギー等の温室効果ガス削減対策計画等の策定を働きかけます。

### エ 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の推進

県自らが率先して事務・事業による温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」の推進に取り組みます。

### オ 関西広域連携協議会における地球温暖化対策

の推進

関西広域連携協議会の温暖化対策企画WGに参加し、「関西エコオフィス宣言」「地球温暖化防止活動推進員の合同研修会」「夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組みます。

### カ 地球温暖化対策検討会議開催

学識経験者や市町村、公認会計士、NPOらをメンバーとした地球温暖化対策検討会議を設け、地球温暖化対策「三重モデル」を県民と行政が協働して創造します。

### キ 「排出量取引制度」バージョン・アップ

平成14年度に実施した「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」を踏まえ、民生部門への応用等のバージョン・アップに取り組みます。

### ク 地球温暖化対策シンポジウムの開催

地球温暖化対策検討会の成果である地球温暖化対策「三重モデル」の周知と温暖化防止の雰囲気醸成のためシンポジウムを開催し、全国に情報発信します。

### ケ その他

地球温暖化防止対策の普及啓発ビデオ作成や、簡易版GHG排出量集計ソフト開発、地球温暖化対策のホームページ作成等を行います。

注）GHG Green House Gas：温室効果ガス

## (6) フロン対策の推進

### ア フロン回収破壊の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

### イ 普及啓発

ホームページ等でのPRによりフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

## 3-2 騒音・振動の防止

### (1) 工場・事業場に対する規制・指導等

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い、基準遵

守の確認や改善指導を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

## (2) 都市生活騒音対策の推進

### ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

### イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

## (3) 道路の騒音・振動対策の推進

### 騒音マップの作成の検討

平成11（1999）年4月に騒音に係る環境基準が改正されたことから、環境騒音（道路に面する地域）の評価方法は、従来のその地域を代表する地点における達成地点数（あるいは割合）による「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法に変更されました。

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価は、評価を行う範囲の住宅等の分布状況を把握するとともに、沿道における騒音の状況を面的に把握するために、主要道路沿道沿いの騒音マップの作成について検討します。

## 3-3 悪臭の防止

### ア 工場・事業場に対する規制・指導等

規制事務の迅速適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

### イ 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成14（2002）年度に引き続き、畜産環境パトロールを行い、悪臭防止技術等についての濃密な指導を行います。

## 4 水環境の保全

### 4-1 水質汚濁の防止

#### (1) 環境基準類型の指定・見直し

これまで環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

#### (2) 工場・事業場対策の推進

##### ア 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域への水質汚濁の軽減を図ります。

##### イ 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成14（2002）年度に引き続き畜産環境パトロールを実施し、浄化処理機能維持技術等についての濃密な指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

#### (3) 生活排水対策の推進

ア 生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の確実な達成を図るため、県と市町村とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

##### イ 合併処理浄化槽の設置促進

###### (7) 合併処理浄化槽の設置促進

55市町村を対象に2,380基の整備に対する補助を行います。

###### (4) 特定地域生活排水処理施設の整備促進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住宅の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色を持っています。

三重県では、飯南町・飯高町・宮川村・南島町で事業を行っており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払に対し補助を行っていますが、国における本事業の補助採択要件が緩和されたため、本県においても、今後、対象地域等について見直しを行う必要があります。

###### (5) 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

生活排水対策重点地域や宮川ルネッサンス流域市町村の水環境の保全を図るため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

##### ウ 生活排水総合対策の推進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制及び無洗米の推奨等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組みを進



めます。

## エ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成14(2002)年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界の育成を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界が協力して対策を検討できる体制を整備します。

## (4) 有害化学物質対策の推進

### ア ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく常時監視として、環境基準点(県内32河川40地点、4海域13地点)及び追加(補足)地点で水質調査を実施するとともに、その一部で底質、水生生物の調査を実施します。また、地下水調査を22地点で実施します。

### イ 環境ホルモン調査

水環境における環境ホルモンについて、過去の調査で検出された物質等を選定し、重点項目調査を実施します。

### ウ ゴルフ場の維持管理指導

平成14(2002)年度に引き続き、ゴルフ場から報告される維持管理状況等を取りまとめるとともに、新設されたゴルフ場からの排水中の農薬分析を行い、調査・点検パトロールを実施します。

また、ゴルフ場等における農薬の適正使用を推進し、農薬管理責任者等の資質向上を図るため、平成14(2002)年度に引き続き、研修会を開催します。

## (5) 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

### ア 伊勢湾における環境保全の推進

#### (7) 伊勢湾総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として四次にわたり総量規制を実施してきました。

第5次総量規制では、CODに加え、窒素・磷が指定項目となりました。

#### (4) 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会において、平成12

(2000)年度に策定した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係わる指針」に基づいた具体的な事業の実施状況や、成果について、調査・検証を行います。

#### (ウ) 伊勢湾富栄養化防止対策

工場・事業場に対し、水質管理目標値による削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

## イ 漁場保全対策の推進

### (7) 漁場環境保全調査

平成14(2002)年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

#### (4) 漁民の森づくり活動の推進

漁場環境を改善するため、漁業者が宮川村大杉谷で行う植樹・保育活動を支援します。

#### (ウ) 持続的な養殖生産の確保推進

平成14(2002)年度に引き続き、へい死魚を迅速かつ衛生的に処理できるよう廃棄物処理機の導入を促進します。

#### (エ) 漁場環境指標策定調査

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量を用い、漁場環境指標を確立させるための調査を実施します。

#### (オ) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

平成14(2002)年度に引き続き、地域で活躍されている方々と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。また、モデル流域での環境学習のサポートや、共有する情報の充実を図ります。

#### (カ) 漁場環境保全創造事業

平成15(2003)年度からは、片田・船越地区において、浚渫事業を実施します。また、伊勢湾の底質改善を図るため、耕耘や堆積物の除去を行います。

#### (キ) 沿岸漁場の整備(底質改良剤散布)

平成14(2002)年度に引き続き、英虞湾・引本浦において実施される底質改良剤散布に対して助成します。

## (6) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

### ア 土砂管理

土砂管理計画(案)を策定するのに必要となる管理地点及び管理項目等の検討を行います。

- イ 宮川ダム湖への選択取水設備の設置  
宮川ダムからの冷濁水放流を改善する目的で、選択取水設備工事を行っています。

## 4-2 浄化機構の確保

- (1) 雨水貯蓄・浸透機能の維持向上  
「緑のダム」と呼ばれる森林の水源かん養機能をさらに向上させるため、平成14（2002）年度に引き続き、総合的に森林整備を実施します。  
特に宮川流域において、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、平成14（2002）年度に策定した宮川流域総合森林整備計画に基づき、三瀬谷ダム上流地域の水源地森林の整備を図り、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持・増進を図ります。
- (2) 河川・海域等の浄化対策の整備促進  
ア 漁場環境の改善  
沿岸漁場の改善を図るため、平成12（2000）年度から英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。
- (3) ダムによる河川流量の維持  
既取水の安定化及び河川環境の保全のための流量確保の有効なダム建設調査を進めています。

## 5 土壌・地盤環境の保全

### 5-1 土壌汚染の防止

- (1) 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立  
ア ダイオキシン類環境実態調査の実施  
土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌（農用地を除く）46地点で環境調査を実施します。
- イ 有害特定事業場周辺環境調査の実施  
工場・事業場での有害物質による土壌汚染に起因する地下水汚染実態把握のため、県内の有害特定事業場の周辺井戸100地点で汚染状況調査を実施します。また、必要に応じて土壌の汚染状況調査を実施します。

### 5-2 地盤沈下の防止

- (1) 地盤沈下対策  
ア 地盤沈下対策の推進  
イ 地下水採取の規制・指導  
「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。
- イ 地盤沈下の観測・調査  
地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。
- イ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。
- イ 農業用施設の被害復旧  
農用地及び農業用施設の被害を防止するために、平成14（2002）年度に引き続き、次の事業を実施します。

地区名	市町村	事業内容
城南	桑名市	用水路工
東汰上二期	〃	排水機場工

- ウ 北伊勢工業用水道の整備  
工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。  
また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

## 第2節

### 人と自然が共にある環境の保全

#### 1 多様な自然環境の保全

##### 1-1 自然環境保全地域・三重県立自然公園特別地域等の拡大

###### (1) 自然環境保全地域の指定

自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定及び保全計画の検討を進めます。

###### (2) 自然環境保全対策事業の推進

自然環境保全地域を担当区域とする自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全と管理を行います。

##### 1-2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

###### (1) 森林の保全・育成

###### ア 森林計画制度の適正な運営

南伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、北伊勢、尾鷲熊野、伊賀の地域森林計画と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

###### イ 環境に優しい素材である木材の利用推進

木材を使うことが、森林の保全につながることを啓発する取組を実施します。

また、消費者が満足する木材を使った家づくりを提供する「顔の見える木材での家づくり」を実施し、木材の利用推進を図ります。

###### ウ 宮川流域水源地域の森林整備

清流の源である水源地域の宮川流域において、治山、造林、間伐、林道等の森林保全整備事業を緊急的に実施し、森林の持つ水源かん養等、公益的機能の発揮に努めます。

###### エ 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、IJUターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術

向上研修等を実施します。

###### オ 保安林の整備・管理

国土保全等の森林の持つ公益的機能の向上を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、適正な保安林の配備・整備や維持管理を行います。

###### カ 林地開発許可制度による指導

林地開発にあたっては、森林の保続培養、森林生産力の増進に留意し「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」について厳正に審査を行い許可するとともに、許可後における開発が計画書に基づき適正に実施されるように開発行為者に対し指導を行います。

###### キ 森林病虫害等の防除

###### (7) 森林病虫害等の防除の促進（補助）

市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除装置に助成します。

地域懇談会の開催、防除技術者の要請及び自主防除意識の高揚を図るイベントの開催など地域のボランティア活動を支援します。

###### (イ) 森林病虫害等の防除（県営）

三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。

また、防除技術の普及、指導、被害情報等の自主的な防除体制を整備するとともに、高度公益機能森林における松林の育成環境を改善するため、林内清掃及び枯損木の伐倒処理を行います。

###### (2) 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

###### ア 環境保全型農業の推進

農薬、化学肥料による環境への負荷を軽減するための調査・研究などにより環境保全型農業の一層の推進を図ります。

また、持続農業法認定農業者（エコファーマー）やコンポストマイスターの育成を進めます。

環境保全型農業の推進に係る事業

区 分	実施団体	内 容
環境にやさしい持続的な農業の推進	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術講習会の開催（39地区）</li> <li>・コンポストマイスターの育成（12名）</li> <li>・エコファーマー制度の周知と育成</li> </ul>
	農協中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか）</li> <li>・空中散布の安全指導</li> </ul>
地域環境保全型農業の推進	市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地研修会開催</li> <li>・環境保全型農業実践者調査実施</li> <li>・シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）</li> </ul>
地域環境保全型農業の推進	市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証展示ほの設置（1町）</li> </ul>
病虫害発生予察情報の提供	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予報、注意報、技術情報提供（FAXサービス・ホームページ）</li> </ul>
環境保全型土壌管理対策	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な施肥法確立のための土壌試験の実施</li> <li>・環境にやさしい有機質資源の施用基準設定調査の実施</li> </ul>

イ 農村における環境整備

(7) 農村の総合的な整備（実施8地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

(イ) 中山間地域の総合的な整備（実施9地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(ウ) ふるさと農業の整備（実施22地区）

緊急に整備する必要のある農道について、整備を行い農村地域の振興と生活環境の改善に寄与します。

ウ 農業担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

エ 耕作放棄地の解消

担い手への農地利用集積を推進するとともに、中山間直接支払や遊休農地解消事業を実施し、耕作放棄地の解消に努めます。

(3) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

ア 河川改修の実施における配慮

平成14（2002）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成14（2002）年度 一級河川矢谷川 他24河川）

イ 砂防事業の実施における配慮

平成14（2002）年度に引き続き、次の方針に基づき原則すべての着手溪流において自然環境に配慮し、事業を推進します。

(7) 実施方針

- a 土砂災害を防止しつつ、自然環境を保全創造する。
- b 自然植生、生態系の保全を推進する。
- c 魚、水生動植物の産卵、餌場等生息域を確保する。
- d 緑豊かな休養の場、レクリエーションの場等、野外活動拠点整備を推進する。

(イ) 事業内容

内 容	実 施 箇 所
通 常 砂 防	朝明川(菰野町)ほか74ヶ所
地方特定河川等環境整備	三疱川(菰野町)ほか1ヶ所

## (4) 農山村と都市の交流の推進

### ア 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成15(2003)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営を図られるよう関係機関の指導を行います。

### (7) 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

### (イ) 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

調査検討委員会」を設置し、三重県域の野生動植物の分布・生息生育状況の調査を進めます。

さらに、野生生物の生育情報データベースを構築し、三重の環境HPで公開することにより、県民との情報の共有化を図ります。

三重県版レッドデータブック調査対象種

グループ	分類群
動物	哺乳類(陸・海産)、鳥類、爬虫類、淡水魚類、両生類、クモ類、甲殻類(淡水・干潟産)貝類(陸・淡水・干潟産)
昆虫	チョウ・ガ類、甲虫類、トンボ、バッタ、セミなど、水生昆虫
植物	種子植物、シダ、蘚苔類
菌物	キノコ

## 1-3 沿岸域の自然環境の保全

### ア 海岸の水際線の保全・再生

平成13(2001)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

### イ 七里御浜海岸の浸食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

### ウ 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

### エ 漁村と都市の交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港、熊野市新鹿地区の鹿地漁港、鳥羽市答志町の答志漁港では海岸環境の整備を実施します。

## (2) 天然記念物に関する野生生物の保護

### ア 文化財のパトロール

文化財保護に万全を期するためパトロールを実施します。

### イ 特別天然記念物カモシカ通常調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域において、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査(毎年実施)です。

### ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

### エ 天然記念物ネコギギ保護管理指針の策定

平成13・14(2001・2002)年度に実施したネコギギの緊急調査を基礎資料として、ネコギギの保護管理のための指針を策定します。

## (3) 鳥獣の保護・管理

### ア 狩猟行政の推進

鳥獣保護員を配置し、狩猟の取締り、指導等を行うとともに、狩猟免許試験及び更新講習会等を行います。

### イ 鳥獣保護事業の実施

第9次鳥獣保護事業計画(平成14~19(2002~2007)年度)に基づき、鳥獣保護区等の指定・管理、野生生物保護モデル校の育成、キジの放鳥、傷病鳥獣の保護等を行います。

## 2 生物の多様性の確保

### 2-1 貴重・希少な野生生物の保護

#### (1) 希少野生動植物の保護

平成15年3月に改正した自然環境保全条例に基づき、指定希少野生動植物の指定やその生息地等の保護のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

また、三重県版レッドデータブックの平成17年度策定に向け、調査及び編纂に関する専門事項についての検討を行うための「三重県生物多様性

平成15（2003）年度鳥獣保護区等の設定計画

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区	猟区
箇所数	16	5	8	2	—
面積 (ha)	10,518	458	5,432	131	—
その他	期間更新区域拡大を含む。				

## 2-2 生態系の多様性の確保

### ア 移入種による影響対策の推進

平成15年3月に改正した三重県自然環境保全条例において規定した「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止（施行は平成15年10月1日から）」の定着を図るため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種について、県民への情報提供と普及啓発を進めるとともに、ブラックバス等については、モデル的のため池等において駆除事業を実施します。

#### 【移入種による影響の事例】

移入種名	影響事例
タイワンザル(哺乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア(哺乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
ミシシippiaカミミガメ(爬虫類)	在来種との競合・駆逐
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ニセアカシア(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱

(環境省野生生物保護対策検討会移入種問題分科会資料より)

### イ 動物の愛護と管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

## 3 良好な自然環境の活用

### 3-1 自然公園等の整備・活用

#### ア 自然公園の管理・保護

自然公園内の各種行為の対する許認可等を適正に行うことにより、健全な自然公園の維持に

努めます。

#### イ 自然公園等利用施設の整備

自然公園のより一層の利用促進を図るため、次のとおり整備します。

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
吉野熊野国立公園	七色峡園地	国補	歩道・公衆便所
伊勢志摩国立公園	答志島縦走線歩道	〃	歩道・公衆便所
	音無山園地	〃	公衆便所・休憩所・駐車場
室生赤目青山国定公園	泰運寺園地	〃	歩道・駐車場

## 3-2 森林・水辺等の保全活用

### (1) 森林の整備・活用

#### ア 山村地域の生活環境の改善

山村地域の生活環境基盤の整備のほか、森林整備・保全等にかかる林道の整備を行います。

#### イ 生活環境保全林の整備

生活環境を保全・形成する森林について、地域住民のやすらぎやうるおいの場となるよう、生活環境保全林の整備を行います。

#### 生活環境保全林整備事業実施計画

施行箇所		整備面積 (ha)	整備内容
地区名	所在地		
秋ノ田	南島町道方	—	管理歩道
計	1地区	—	

### (2) 農業利水施設

ため池及び農業用水路周辺の整備を次の7地区で行います。

地区名	所在地	地区名	所在地
木曾岬	桑名郡木曾岬町	鎌ヶ池	桑名郡長島町
川添	多気郡大台町	大井田西部	員弁郡大安町
笠田大溜	員弁郡員弁町	長島中部	桑名郡多度町
野代	桑名郡多度町		

### (3) 温泉の保護・利用

温泉の保護と利用の適正化を図り、公共の福祉を増進させるため、地域の特性に即した指導を行い、温泉の適切な開発と公共的利用の増進を図っていきます。

### (4) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するため、イベントやPR活動、交流関連施設整備への助成を行います。

# 第3節

やすらぎと潤いのある快適な環境の創造

## 1 身近な自然環境の保全・創出

### 1-1 身近な緑の保全・創出

#### (1) 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

##### ア 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等をいう。）が含まれた開発行為（宅地造成、土石採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務づけます。（平成15年10月1日から）。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動物種の保護等に対する配慮を求めます。

なお、自然環境保全協定の締結については、平成15年9月30日までの開発行為を対象とします。

##### イ 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

##### ウ 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町村、（社）三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや工場緑化研修会を通じた県民参加の緑化を推進します。

##### エ 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村による「緑の基本計画」の策定の推進を図ります。

##### オ 都市公園の整備

都市公園の整備を進めます（県4公園、市町村19公園）。

県営公園名	整備面積 (ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収
亀山サンシャインパーク	13.4	園地整備、連絡橋上下部工等
大仏山公園	37.2	園地工、園路工整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路工整備等

#### (2) 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、久居農林高校及び上野森林公園の緑化工事を実施します。

## 1-2 身近な水辺・海辺の整備・創出

#### (1) 多自然型川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。

（平成14(2002)年度 二級河川三滝川、前川）

- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。

- ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

（平成14(2002)年度 二級河川三滝川）

#### (2) 海岸・港湾における親水空間の整備

##### ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸 (南勢町)	遊歩道、護岸
長島港海岸 (紀伊長島町)	養浜
阿津里浜海岸 (志摩町)	人工リーフ
道瀬海岸 (紀伊長島町)	養浜
海野海岸 (紀伊長島町)	人工リーフ
宇治山田港海岸 (二見町)	突堤、養浜
御浜海岸 (御浜町)	人工リーフ
島勝地区 (海山町)	付帯施設
黒浜地区 (紀伊長島町)	潜堤工
錦 (紀伊長島町)	遊歩道等
三木浦 (尾鷲市)	護岸等
新鹿 (熊野市)	護岸等
答志 (鳥羽市)	遊歩道、護岸等

##### イ 港湾の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾	鳥羽港 (鳥羽市)	緑地
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港 (鳥羽市)	緑地



## ウ 漁村・漁港環境の整備

漁業集落の環境整備を実施する4地区（神前浦・磯浦・奈屋浦・安乗）及び総合整備を実施する1地区（方座浦）に対して助成するとともに、波切漁港において環境の整備を実施します。

## 1-3 身近な生物生息地の保全・創出

### (1) 身近な緑の保全・創出による野生生物の生育・生息地の確保

「森林環境創造事業」により、放置された人工林は針葉樹と広葉樹の混在する森林に変え、公益的機能の低下した広葉樹林は活力ある広葉樹林にし、多様な動植物の生息地になるようにします。

また、治山事業により海山町において育成天然林を造成し、造林事業により、クヌギ・コナラ・ケヤキ等の広葉樹の植栽を支援します。

### (2) 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

#### ア 多自然型川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。  
（一級河川矢谷川 他24河川）

#### イ 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息地の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

## 2 良好な景観の形成

### 2-1 都市景観の保全・創出

#### (1) 道路・沿道景観の保全・創出

##### ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町村等との連携に努めます。

##### イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道 路 名	都 市 名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木線	久居市
三渡櫛田橋線	松阪市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市・御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

#### (2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、一斉簡易除却や、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

#### (3) 地区計画制度の活用

平成15（2003）年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

### 2-2 農山漁村景観の保全・復元

#### (1) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

#### (2) 松並木の保全・再生

##### ア 民間団体の活動支援

民間団体による砂浜の松並木を保全・再生する活動を推進します。

## 2-3 体系的な郷土景観の形成

### (1) 景観づくりの普及・啓発の実施

平成8（1996）年度に策定した三重県景観形成指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間や10月4日の都市景観の日を中心に、啓発ポスター、パンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行います。

### (2) 市町村における景観形成の推進

全国規模や地区ブロック単位の景観形成推進団体のセミナーや検討部会に参加し、景観施策に関する研究や情報交換に努めるとともに、市町村や県民の景観づくりの取組に、積極的に参加し、助言を行います。

## 3 歴史的・文化的環境の保全

### 3-1 文化財等の保護・活用

#### (1) 指定文化財の保護・活用

##### ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化保護審議会委員等による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

##### イ 齋宮跡の保護・整備

史跡齋宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的に行います。

#### (2) 埋蔵文化財の調査・保存

##### ア 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成15年度発掘調査予定（本調査のみ）

開発事業者	遺跡数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
県農林水産商工部関連	3	8,000	農林水産商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	13	20,422	県土整備部執行委任
中勢道路	3	9,400	
合計	19	37,822	

##### イ 齋宮跡の発掘調査

齋宮歴史博物館が、国史跡齋宮跡の解明のための発掘調査を2地区（1,100m<sup>2</sup>）で行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

#### (3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、齋宮跡の土地買上及び赤木城跡ほか5件の史跡整備に対し補助を行います。

### 3-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

#### (1) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

関町関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物ならび史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

#### (2) 歴史の道・水路等の保全・整備

本県の歴史街道の保全・整備のため、住民や企業、民間団体、市町村等と一層の連携を図りながら、次の事業を行います。

##### ア 「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づく取組

- 各生活創造圏において、「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づき、歴史街道資産の魅力を活かした地域づくりを推進します。

##### イ その他

- 歴史的・文化的資産、風情の保全・活用の仕組みづくり
- みえ歴史街道構想推進支援補助金による民間団体や市町村への活動支援
- 歴史街道広域ルートウォーキング事業（地域内外の住民の交流促進を目的とした歴史街道交流ウォーキングイベントの開催、地域の文

化財・史跡を案内する語り部の充実、歴史街道の背景や人物等を顕彰する歴史街道探求セミナーの開催など)

### (3) 熊野古道（伊勢路）の保全・保護

#### ア 世界遺産登録の推進

平成15（2003）年1月末に、熊野古道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道（さんけいみち）」の推薦書が日本国からユネスコ世界遺産センターに提出されました。

今回の対象は、吉野・大峯、熊野三山、高野山の霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる地域のため、三県が連携して登録に向け取り組んでいます。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約30kmが峠道などとして往時のままの状況で残っており、地域の重要な財産が世界遺産に登録されるよう関係市町村と協力し事業を推進しています。

#### イ 熊野古道の環境保全

世界遺産に登録されるためには、対象物件の保全、保護のほか、周辺環境の保全対策が必要であり、環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは、関係する市町村条例により措置等を行っていきます。

## 第4節

### 環境保全活動への参加と協働

#### 1 環境教育・学習の推進

##### 1-1 環境教育・学習の拠点整備

###### (1) 環境教育の拠点整備の推進

環境学習情報センターに整備した環境教育、学習機能、パートナーシップ支援機能を備えた環境教育・学習コーナーを活用し、環境情報の展示、環境講座を開講します。

###### (2) 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

宮川流域の身近な自然、歴史的な文化資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、フィールドの整備事業を支援するとともに、流域案内人（インタープリター）養成講座を実施します。

また、学校教育との連携を図り、学校週5日制や総合的な学習に対応した情報提供を行い、環境学習に努めます。

##### 1-2 環境教育・学習の充実

###### (1) 学校・社会における環境教育・学習の推進

###### ア 環境教育・学習の推進

###### (7) 教材の整備・提供

環境教育・学習のための教材として環境学習用キット等を整備し、子どもエコクラブ等の関係団体や小中学校等に貸出します。

###### (4) 環境教育指導者の養成

学校における環境教育・学習の充実強化を図るため、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、その担い手となる教員を対象として、環境教育に関する研修講座を開催します。

###### (5) 「森林環境教育の推進」

三重県型ゾーニングにより環境林として区分された森林での活動を対象に、環境林の理解を深め、森林・林業に携わる人材育成のため、環境教育や森林レクリエーション、健康づくり等の活動を支援します。

また、子どもたちを次代の森林や環境を支える人材として育成するために、学校林を活用した交流活動や森林体験学習等に必要な学校林の環境整備を図ります。

###### (1) その他

市町村、住民団体、NPO等が実施する環境フェア等の環境保全普及啓発事業に対し、引き続き啓発パネルやエコマーク商品の見本等を貸出す等の支援を行います。

###### イ 環境月間事業の実施

環境月間中にポスターの掲示等により環境意識の啓発を図る他、職員環境美化行動を年間を通し実施します。

###### ウ 子どもエコクラブ活動の促進

県内子どもエコクラブの交流を深めることで、相互啓発による子どもエコクラブ活動の活性化を図るとともに、今後の活動に活かせる会員相互のネットワークを築くため、子どもエコクラブ県内交流会や指導者養成講座などを開催します。

###### エ 学校における横断的・総合的な環境教育の実践

各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の連携を図った環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を実践します。

###### オ 身近な環境問題への取組の推進

県内の全学校では、一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。

###### (2) 環境教育指導者の養成

###### ア 環境教育リーダー養成研修会の開催

環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会の開催します。

###### イ 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修、教職経験10年研修、出前研修の中で開催します。

###### (3) 環境教育に係る情報ネットワークづくり

環境に関するイベント・講習会・学習会等の情

報や、行政からの啓発情報、環境保全活動団体の活動情報について、ホームページ「三重の環境」を通じて広く県民に発信します。

## 2 地域における環境保全活動の推進

### 2-1 消費者・事業者としての県の取組

#### (1) 環境調整システムの推進

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、GIS（地理情報システム）を活用し、環境情報のデータベース化を図るとともに、戦略的環境アセスメントを視野に入れながら、制度充実の検討を引き続き行います。

#### (2) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

### 2-2 市町村による環境保全施策の推進

#### (1) 環境保全対策の推進に係る市町村に対する支援

生活創造圏づくりのために、広域的または先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等を支援します。

#### (2) 市町村等におけるISO14001導入の促進

市町村等におけるISO14001導入を促進するため、市町村ISO14001認証取得支援事業（補助率：1/2、補助限度額350～500万円）を実施します。

#### (3) 市町村等におけるLCA手法を活用した環境経営のまちづくりの推進

事業活動や生活・産業のインフラ整備にかかる地域の環境負荷を定量的に把握するLCA手法を導入し、「プロジェクト“C”」構想と連携して環境と経済を同軸で捉えた地域整備手法により環境にやさしいまちづくりを進めます。（平成15年度多気町で実施）

### 2-3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

#### (1) 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

##### ア 地域づくり団体活動の支援

地域づくりの情報交換や交流の場の提供及び人材育成のための研修会の開催を通して、住民の自発的な参加による地域づくりや地域づくり団体の活発な活動の促進を図ります。

##### イ 自然を守る地域活動の促進

里地里山や地域住民のシンボルとして親しまれている自然などの保全活動の認定や認証を行うとともに、活動が促進されるよう支援します。

##### ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

##### エ 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

ボランティア活動団体を対象に花木の苗、種子を提供するとともに、河川及び海岸の環境美化のボランティア活動を支援します。

#### (2) 環境先進県づくりを目指した環境県民運動の推進

環境経営の視点を取り入れ、企画段階からの県民・NPO・事業者・市町村との協働・連携により、環境と共生したライフスタイルを実現するための県民運動を展開します。

##### ア 地球温暖化防止を考える県民運動

###### (7) 夏のエコスタイルキャンペーン

6月22日から9月23日までの約3ヶ月間、オフィス等の適正冷房（28℃）と軽装勤務を奨励する「夏のエコスタイルキャンペーン」を展開します。

###### (4) 夏のエコポイント2003

様々な活動団体がグループで参加宣言を行い、各家庭の電気使用量の削減に取り組み、その実績に応じてグループに交付金を支給する「夏のエコポイント2003事業」を実施します。

その他、レジ袋削減運動、公共交通機関の利用促進運動等に県民、事業者と連携して取り組みます。

##### イ 豊かな森林・川・海を考える県民運動

関係団体や環境NPOと連携して「身近な自然を体験する県民デー」を県内各地で開催します。

##### ウ 「こどもかんきょう体感フェア2003」を開

催し、次世代を担うこどもたちが未来に希望を持ち、環境について自ら考える場を提供します。

#### エ 「企業環境ネットワーク・みえ」で取り組む環境先進県づくり

「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業を中心となり、企業間連携による廃棄物の効率的な再資源化や、地球温暖化防止への取り組みを進めるため、「廃棄物情報交換システム」や「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」などWEBサイトの運用や企業のコーディネーターとして環境技術指導員により、企業間の情報交換や連携を促進します。

#### オ グリーン購入の取組促進

- ・環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。
- ・東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

#### カ 多様な主体と取り組む環境活動へのタイアップ事業

県民、NPO、事業者などが主体となって展開する環境保全活動に対し、県が連携・協働で取り組むことにより、広範な展開を目指します。

### (3) 森林ボランティアの育成

三重県、奈良県、和歌山県の三県の森林保全に積極的な森林ボランティアが一同に集い、県を越えた植栽、間伐等の森林整備の展開を通じ、森林ボランティア活動の幅広い普及啓発や相互の情報交換並びにネットワーク化を図るため「紀伊半島三県森林ボランティア交流会」を開催します。

## 2-4 事業者の環境保全活動の促進

### (1) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

### (2) ISO14001の導入支援事業の実施

ISO14001の普及定着を図り、企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進めるとともに認証取得によるビジネスチャンスの拡大を図るため、中小企業を対象として、ISO14001の認証取得に要する経費の一部を助成します。

### (3) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

経費負担が少なく小規模事業者等が取り組みやすい簡易なEMS（環境マネジメントシステム）の導入を推進します。

### (4) 日本環境経営大賞の運営

全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の運営を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境取組のレベルアップを図ります。

### (5) 環境ビジネスの育成・振興

#### ア 鈴鹿山麓リサーチパーク

鈴鹿山麓リサーチパークについて、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設、会議場施設などの整備を促進します。

このため、PRパンフレット等による広報、企業訪問などを実施し、誘致活動に努めます。

#### イ 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

また、県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補

助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

### ウ 環境にやさしい生産技術の確立

海面養殖業高度化計画の策定と必要な機器の整備に対して助成を行うとともに、真珠貝のへい死に係る技術的課題等の検討や代表的な漁場を対象に底質調査等を実施します。

## 3 国際的な環境保全活動への協力

### 3-1 国際的な環境保全活動の基盤整備

#### ア (財)国際環境技術移転研究センター(ICEET)への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された(財)国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

#### イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成15(2003)年度は、過去2カ国(フィリピン・タイ)での実績を生かし、昨年度に引き続きインドネシアにおいて事業を実施します。

### 3-2 国際的環境協力の推進

中国河南省から研修生数名を受け入れ、(財)国際環境技術移転研究センター(ICEETT)において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、今後の両県省の環境協力・交流の方向について意見交換を行います。

また、河南省へ職員を講師として派遣し、現地において公害防止技術のセミナーを開催します。

### 1 環境保全の総合取組の推進

#### 1-1 基盤的施策の推進

##### (1) 総合的・重点的施策の推進

###### ア 伊勢湾の再生

伊勢湾再生ビジョン策定調査を踏まえ、平成15（2003）年度には、伊勢湾再生に関する情報共有や啓発イベントの共同開催などの関連事業推進のため、庁内関係部局で組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」の開催と並行し、事業実施チームを中心とした具体的な事業の連携・推進を図ります。

また、県民のみなさんと意識・情報の共有を図るためのイベントの開催や参加とともに、伊勢湾再生に向けての問題点・課題を明確にし、県民のみなさんやNPOなどによる様々な取組が相乗的な効果を現すことができるよう、研究事業の継続による情報の蓄積や県民のみなさんとのネットワークの拡大を図ります。

県境を越えた広域的な取組としては、伊勢湾総合対策協議会において平成12（2000）年度に策定した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」に基づいた具体的な事業の実施状況や、成果について、調査・検証を行います。

###### イ 流域圏づくりの推進

宮川流域を対象とした流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業を推進します。

###### ウ 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び第二次実施計画をふまえ、流域の住民や市町村主導の取組を進めると共に、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

###### エ 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めます。

（主なもの）

- ・職員派遣（岐阜県へ1名、福井県へ1名、滋賀県へ1名）
- ・子ども環境会議の開催（滋賀県）
- ・4県の試験研究機関による共同研究（平成13～15（2001～2003）年度 テーマ「大気

中有害化学物質に関する共同研究）

- ・廃棄物監視担当連絡調整会議の開催、監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロールの共同実施
- ・間伐材の利用促進をはじめとする間伐対策についての意見交換、国への共同要望

##### (2) 四日市地域公害防止計画の推進

平成15（2003）年度は、第7期計画（計画期間平成13（2001）～17（2005）年度）に基づく各種公害防止施策の実施状況等の進行管理調査を実施します。

#### 1-2 環境汚染等の未然防止

##### ア 環境影響評価制度の充実・強化

平成11（1999）年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

##### イ 公害事前審査制度の活用

公害事前審査制度の積極的な活用を図り、工場等の新・増設に関して公害事前審査を行い、公害の未然防止に努めます。

##### ウ 漁業被害の未然防止

貝毒成分等のモニタリング事業として、英虞湾及び五ヶ所湾等の環境調査を行い、赤潮の早期発見と迅速な状況把握に努め、漁業被害を最小限にするための必要な措置を講じます。

#### 1-3 健康被害の救済・予防

##### ア 公害健康被害者に対する補償給付

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行います。

##### イ 保健福祉事業の実態

###### (7) 転地療養事業

15歳以上の被認定者を対象とした転地療養事業を三重県福祉休養ホーム「ゆずりは荘」において9月29日から10月3日の日程で実施します。（三重県、四日市市、楠町合同開催）

###### (イ) 家庭療養指導事業

日常生活の指導、保健指導等を目的とし、三重県と四日市市において、保健士による家庭訪問を実施します。

###### (ウ) リハビリテーション事業

病気を正しく認識するための療養指導と機能回復のため、リハビリテーション教室を1



回、日帰りリハビリテーションを4回実施します。

(1) 水泳指導事業

基礎体力の増進を図るため、水泳療法を実施します。

ウ 調査研究の実施

(7) 三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。

(4) 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的・継続的に把握します。

エ 健康被害予防事業の実施

健康相談事業

実施団体	楠 町
事業名	アレルギー教室
実施場所	楠町保健センター
内 容	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談、指導

健康診査事業

実施団体	四日市市	楠 町
事業名	健康診査事業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内 容	気管支ぜん息の発症を未然に防止するため、1歳6ヶ月児童健康診査の対象者に健康問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健士・栄養士による相談事業を実施。	

## 1-4 公害紛争への対応

公害苦情の申し立てや公害紛争に係る調停等の申請に対して、迅速に適切な対応を行います。また、事業者と市町村等との間における環境保全協定の締結を促すとともに、必要な助言を行います。

## 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

### 2-1 監視・観測等の体制の整備

ア 環境総合監視システムの維持

環境監視、発生源監視（大気・水質）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急対策を実施します。

イ 公共用水域の常時監視

(7) 公共用水域常時監視

三重県が測定を担当している31河川40地点・4海域21地点で概ね月1回常時監視を実施するとともに、平成16（2004）年度の測定計画を関係機関と協議し策定します。

(4) 地下水水質常時監視

概況調査を年1回、定期モニタリングを年2回実施するとともに、平成16（2004）年度の測定計画を関係機関と協議し策定します。

### 2-2 環境情報の提供・整備

ア 環境情報システムの運用

最新の情報通信技術によるコンピュータネットワーク化に対応したオープンシステムである環境情報システムを運用します。

平成15（2003）年度は、ソフトウェアの一部バージョンアップを行い、システムを維持します。

イ 環境教育情報システムの運用

環境学習情報センター内の環境教育コーナーにおいて、各種環境に関する情報について、県民に幅広く情報の提供を行う環境教育情報システムを運営します。

ウ 平成9年（1997）年度から森林GIS（地理情報システム（Geographic Information System））の構築に着手し、平成10（1998）年度には基本システムとして森林簿データ、計画図等の整備を行い、また、平成12（2003）年度には治山、林道、保安林等の情報整備を追加しました。平成15（2003）年度もシステムを適正に運用します。

### 3 環境保全に関する調査・研究等の推進

#### 3-1 科学技術振興センターにおける調査研究

##### ア リグニン誘導体の新素材による環境調和型材料の開発

前年度までの成果であるリグニン誘導体の製造方法については更なる改良によって収量の安定を図るとともに、リグニン誘導体とグリーンプラスチックの複合化による機能性プラスチックについて、共同研究により工業用フィルムの試作品をめざします。また、木質材料との複合化によって環境にやさしい住宅用壁板などを試作します。

##### イ 水熱反応によるRDF焼却灰のリサイクル技術に関する研究

メカノケミカル法によって焼却灰中に含まれる有害物質の無害化処理（有害物質の分解、固定化）を行った後、ゼオライトなどのイオン交換・吸着効果等を有する材料を合成して、工業・農業・水産分野で利用する技術開発研究に取り組みます。

##### ウ 有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換利用等研究

糖質廃棄物のエタノール発酵・メタン発酵残渣等の有機性廃棄物をエネルギーやコンポストに変換して利用する技術の開発、種々の有機性廃棄物の資源としての利用特性（エネルギー利用適性・コンポスト化適正）の評価、およびコンポストを農地で利用する場合の可能量を推定する手法の開発に取り組みます。

##### エ 街路樹剪定枝等の資源化利用技術開発事業

街路樹等の剪定枝や木材の製材所等から排出される廃材を対象として、生ごみ処理機に用いる資材又は施設園芸培地として活用することを目的に、微生物の攻撃を受けやすくする処理技術について検討するとともに、その有効性について評価を行います。

##### オ 建設廃棄物のリサイクル技術研究開発

建設廃材の木質廃材について、接着剤を使わないボードや弾力性のある歩道用資材としての用途開発を行うとともに、コンクリート廃材の魚礁への活用、ポーラスコンクリートへの活用、

固化材・土壌改良材への利用技術について研究します。

##### カ 地域中小企業の産業廃棄物の有効活用技術の研究

地域の中小企業から排出される産業廃棄物は、1つの工場からは少量しか排出されませんが、工場の集積から、全体として多くの産業廃棄物が排出される結果となっています。特に、北勢地域に集積する中小企業で課題となる鋳物鉋さいと陶磁器くずについて、リユースおよび資源リサイクルを図る研究を行います。

##### キ 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内に事業所のある民間企業が、産業廃棄物の抑制、リサイクルの推進を図るため行う技術の開発を支援し、研究成果の事業化を促進するため、産業廃棄物の抑制、リサイクルの技術について、企業との共同研究を行います。

##### ク ホテル厨芥等の養殖魚飼料利用技術に関する研究

地域の主要産業が観光（ホテル）及び水産である伊勢志摩地域をモデル地区として、厨芥等の地域内有機性廃棄物の飼料原料化技術、各種有用廃棄物の混合と蛋白利用効率の改善技術、新飼料による良食味マダイ生産技術を開発し、これをシステムとして確立します。

##### ケ 地域水産資源の有効活用技術の研究

英虞湾周辺で行われている真珠養殖で発生するアコヤ貝の貝殻、貝肉等の未利用資源を有効活用するため、貝殻を炭酸カルシウム資材として工業や農業分野等で活用できる技術と、貝肉から生理的に有用な物質を抽出する技術について研究します。

##### コ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究

英虞湾を対象に「干潟、藻場等の持つ自然浄化能力を活用した環境改善技術の開発」をメインテーマとし、環境改善を行いつつ真珠養殖等の経済活動が円滑に行われる新たな環境創生を行うため、浚渫土を利用した人工干潟・浅場、アマモ種苗生産と藻場等の設計・造成技術、海底に堆積した汚泥の浄化技術、底質表層における有機物の分解、無機化過程のモデル化、養殖適正量評価のためのアコヤガイ成長モデル、環

境動態シミュレーションモデルの開発、プランクトンモニターシステム及びアコヤガイ洗浄排水の処理装置の開発を行います。

### サ 建築廃材から作製した水硬性材料の実用化に関する研究

住宅の屋根や壁に使用される住宅用外装材の廃材が、製造工場や施工（解体）現場などから発生しています。これら住宅用外装材の廃材の処理のほとんどは産業廃棄物処理施設において埋め立て処分されています。

住宅用外装材の廃材を原料にした水硬性材料を開発し、住宅用外装材の原料として再利用することで、廃棄物の資源循環型システムの構築を目指します。

### シ 経営戦略に即した低投入型茶生産システムの開発

高級茶を対象として水・窒素の循環利用による半閉鎖系茶生産システムを確立するため、溶脱液の集水方法とその浄化・循環利用方式を開発します。一方、一般茶を対象に窒素投入量とコストの大幅削減を図るため、樹体制御による超低投入年一回摘採方式を開発します。

### ス 食品廃棄物の家畜飼料リサイクル技術開発

食品製造工場から排出される食品廃棄物等を家畜の飼料資源として利用する畜産リサイクル技術開発を行います。

### セ 里山等多様な森林の育成管理技術研究

里山の再生のための植生の生態的管理手法の確立を図ることにより、市民参加による森林活動に対して技術的支援を行います。

### ソ 伐採跡地更新技術の開発

伐採跡地を公益性の高い森林に誘導するため低コストな更新技術を開発します。

### タ 森林生態系と河川生態系の保全に関する研究

森林と河川が互いの生態系にどのような影響を及ぼしているかを明らかにし、生物多様性を維持するために必要な森林管理指針を策定します。

### チ 自発摂餌システム導入による養殖管理技術の高度化に関する研究

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つである残餌を極力減らし、養殖場の環境を保全するため、マハタを対象魚種として魚の生物時計に基づく摂餌リズムを利用した給餌システムの開発のための実験を行い、実用化に向けた検討を行います。

### ツ 英虞湾漁場環境基礎調査

英虞湾における有害プランクトンによる赤潮被害の防止および真珠養殖の生産管理への利用を目的に、漁場環境の観測結果を漁業者等へFAXやホームページにより情報提供します。また、英虞湾における長期的な富栄養化の進行状態を監視するため、湾内の底質、水質および底生生物を調査します。

### テ 酸性雨等実態調査研究

平成14（2002）年度に見直した計画に基づき、2調査地点（四日市市内の都市部とその後背地）において、酸性雨の実態把握のための調査研究に継続して取り組みます。

### ト 大気中有害物質の動態把握に関する研究

前年度までに改良した多環芳香族炭化水素類の分析法を用いて、引き続きフィールド調査を行い汚染実態を把握します。また、本研究における調査結果などの成果をまとめて報告書を作成します。（福井県・滋賀県・岐阜県・三重県の四県連携による環境に関する共同研究）

### ナ 無機性廃棄物の建材化研究

廃棄物最終処分量の減少に寄与するため、焼却灰等の無機系廃棄物からトバモライトを合成し機能性を有した建材として有効利用する技術開発を行います。

### ニ 環境中の農薬分析迅速定量法の開発研究

問題発生時等環境危機管理下において素早い対応を可能とするため、新規に製造・使用される農薬を主な対象として、環境中濃度が高精度かつ迅速に定量できる分析方法について検討を行います。

### ヌ ICP/MSによる重金属一斉分析法の開発研究

問題発生時等環境危機管理下において素早い対応を可能とするため、廃棄物や排水等に含有

される重金属類を対象として、一斉分析法による分析の迅速化を行います。

### 3-2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

#### ア 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施

近年、欧米諸国をはじめとして酸性雨等による土壌の酸性化に伴い、森林が衰退症状を示し、環境保全対策の一環としての取組が緊急課題となっています。わが国においても各地で酸性雨が観測されていることから、県内の森林衰退の実態を把握するためモニタリング調査を実施します。

#### イ 酸性雨等の実態調査研究

(第6章-第5節-3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のテ参照)

## 環境年表 (平成14 (2002) 年度)

年 月 日	内 容
H14.4.1	○「三重県産業廃棄物税条例」施行
	○「みえ・グリーン購入基本方針」改正
	○「改正水道法」施行
	○森林環境創造事業を30市町村でスタート
H14.4.12	○藤川水域に係る水質環境基準の水域類型を指定
H14.4.24	○改正自然公園法公布
H14.5.29	○土壌汚染対策法公布 (H15.2.15施行)
H14.6.1～2	○「ME・みんなで創る環境フェア2002」を四日市ドームで開催
H14.6.7	○地球温暖化防止に貢献する森林県連合共同アピール (19都道府県知事の連署) を実施
H14.6.8	○「日本環境経営大賞」表彰制度を創設
H14.6.27	○伊勢湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定
H14.7.1～9.23	○三重県「夏のエコスタイルキャンペーン」を実施
H14.7.12	○改正鳥獣保護法公布
	○自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) 公布
H14.7.19	○亀山市内に放置された硫酸ピッチについて、行政代執行による撤去を開始
H14.10.9	○三重県「ISO14001認証」更新システム開始 (H15.2.23登録更新)
H14.10.10	○容器包装リサイクル法に基づく「第3期三重県分別収集促進計画」策定
H14.11.23～24	○「身近な自然を体験する県民デー」を県内62カ所で開催
H14.11.27	○ホームページ「三重の環境」が2年連続「環境goo大賞自治体部門大賞」受賞
H14.12.1	○三重ごみ固形燃料発電所運転開始
H14.12.11	○自然再生推進法公布
H14.12.12	○廃棄物処理センターのガス化溶融処理施設稼働
H14.12.24	○三重県自然環境保全審議会が「三重県自然環境保全条例の改正のあり方について」を答申
H15.1.14	○「みえ・グリーン購入倶楽部」設立
H15.1.16～17、 30～31	○県内35事業所、1NPOが参加して、CO <sub>2</sub> 排出量取引シミュレーションを実施 (三重県型CO <sub>2</sub> 排出量取引制度提案事業)
H15.1.31	○上野市内産業廃棄物不法投棄事案の廃棄物撤去開始
H15.2.27	○環境学習情報センターが「エネルギー広報施設・広報活動表彰」資源エネルギー庁長官賞受賞
H15.3.5	○民有林と国有林との「森林環境の保全・整備に関する覚書」締結
	○宮川森林組合が森林認証 (F S C) を取得
H15.3.13	○吉田本家山林部が森林認証 (F S C) を取得
H15.3.14	○「第1回日本環境経営大賞」受賞組織を決定・発表
H15.3.17	○三重県自然環境保全条例、三重県立自然公園条例の改正を公布
H15.3.20	○国が第1回P R T R集計結果を公表
H15.3.24	○国が循環型社会形成推進基本計画を策定
H15.3.28	○西員弁 (北勢町・大安町・藤原町) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除
H15.3.31	○県内のこどもエコクラブ会員数2年連続日本一

(資料)

資料編 目次

1. 環境行政組織と予算 .....	
資料1-1 環境関係機構	
資料1-2 環境関係附属機関等	
資料1-3 協議会等	
資料1-4 三重県環境審議会委員	
資料1-5 三重県公害審査会委員	
資料1-6 三重県公害事前審査会委員	
資料1-7 三重県環境影響評価委員会委員	
資料1-8 三重県地盤沈下調査研究会会員	
資料1-9 三重県公害健康被害認定審査会委員	
資料1-10 三重県自然環境保全審議会委員	
資料1-11 三重県森林審議会委員	
資料1-12 自然公園指導員名簿	
資料1-13 鳥獣保護員及び三重県自然環境保全指導員	
資料1-14 三重県松くい虫被害対策連絡協議会委員	
資料1-15 環境関連予算（平成15年度当初予算）	
2. 大気関係 .....	
資料2-1 大気の汚染に係る環境基準	
資料2-2 二酸化硫黄測定結果	
資料2-3 二酸化硫黄月平均濃度	
資料2-4 二酸化硫黄濃度年平均値の推移	
資料2-5 二酸化窒素測定結果	
資料2-6 二酸化窒素月平均濃度	
資料2-7 二酸化窒素濃度年平均値の推移	
資料2-8 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果	
資料2-9 一酸化炭素測定結果	
資料2-10 光化学オキシダント測定結果[昼間値]	
資料2-11 光化学スモッグ緊急時の措置発令状況	
資料2-12 炭化水素測定結果	
資料2-13 浮遊粒子状物質測定結果	
資料2-14 有害大気汚染物質調査地点と調査物質	
資料2-15 有害大気汚染物質 調査物質	
資料2-16 有害大気汚染物質の調査結果（ダイオキシン類を除く）	
資料2-17 ダイオキシン類環境調査結果	
資料2-18 平成14年度月別硫黄酸化物測定結果（市町村測定）	
資料2-19 平成14年度尾鷲森林地域における月別硫黄酸化物測定結果	
資料2-20 平成14年度月別二酸化窒素測定結果（市町村測定）	
資料2-21 平成14年度月別二酸化窒素測定結果（四日市市測定）	
資料2-22 平成14年度月別降下ばいじん測定結果（市町村測定）	
資料2-23 降下ばいじん量の経年変化	
資料2-24 立入検査の状況	
資料2-25 光化学スモッグ緊急時の発令地域	
資料2-26 緊急時の措置の発令基準、措置内容	
資料2-27 ダイオキシン類の排出基準	
資料2-28 大気環境監視測定局設置場所及び測定項目	
資料2-29 大気環境監視測定局設置図	
資料2-30 大気環境監視測定局設置図（四日市地域）	
資料2-31 大気発生源監視測定局設置図（四日市地域）	

- 資料 2-32 ばい煙発生施設の種別別内訳
- 資料 2-33 一般粉じん発生施設の種別別内訳
- 資料 2-34 特定粉じん発生施設の種別別内訳
- 資料 2-35 ばい煙に係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-36 粉じんに係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-37 炭化水素系物質に係る指定施設の種別別内訳
- 資料 2-38 (大気関係) 総排出量規制等対象工場数

3. 水質関係 .....

- 資料 3-1 人の健康の保護に関する環境基準
- 資料 3-2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
- 資料 3-3 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)
- 資料 3-4 地下水に関する環境基準
- 資料 3-5 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準
- 資料 3-6 水質調査地点一覧
- 資料 3-7 測定機関総括表
- 資料 3-8 環境基準達成状況の経年変化
- 資料 3-9 河川における類型別環境基準の達成状況 (BOD)
- 資料 3-10 環境基準点における河川水質ランキングベスト5 (BOD75%値)
- 資料 3-11 環境基準点における河川水質ランキングワースト5 (BOD75%値)
- 資料 3-12 水質測定結果一覧表 (河川)
- 資料 3-13 海域における類型別環境基準の達成状況 (COD)
- 資料 3-14 海域における類型別環境基準の達成状況 (全窒素・全燐)
- 資料 3-15 全窒素・全燐の指定水域別平均値
- 資料 3-16 水質測定結果一覧表 (海域)
- 資料 3-17 赤潮発生状況
- 資料 3-18 地域別地下水調査地点数
- 資料 3-19 地下水調査で環境基準を超過した地点
- 資料 3-20 水浴場水質調査結果
- 資料 3-21 水浴場水質判定基準
- 資料 3-22 立入検査の実施状況
- 資料 3-23 立入検査実施数の推移
- 資料 3-24 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数
- 資料 3-25 公共下水道普及率
- 資料 3-26 三重県生活排水処理施設整備計画整備手法別目標
- 資料 3-27 合併処理浄化槽設置促進事業及び特定地域生活排水処理事業
- 資料 3-28 法定検査受検状況
- 資料 3-29 環境ホルモン水質調査結果
- 資料 3-30 環境ホルモン底質調査結果
- 資料 3-31 ダイオキシン類環境調査結果
- 資料 3-32 ダイオキシン類環境調査結果 (地下水)
- 資料 3-33 総量規制対象区域 (三重県分)
- 資料 3-34 水質監視測定局設置図

4. 騒音・振動関係 .....

- 資料 4-1 騒音に係る環境基準
- 資料 4-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 (要請限度)
- 資料 4-3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度 (要請限度)
- 資料 4-4 環境騒音測定結果
- 資料 4-5 自動車交通騒音測定結果
- 資料 4-6 自動車交通振動実態調査結果

- 資料4-7 騒音規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-8 振動規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料4-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-10 振動規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（騒音関係）の状況
- 資料4-12 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（振動関係）の状況
- 資料4-13 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の状況

5. 土壌汚染関係 .....

- 資料5-1 土壌の汚染に係る環境基準
- 資料5-2 対策地域内調査
- 資料5-3 対策地域関連調査
- 資料5-4 ダイオキシン類環境調査結果（一般土壌）

6. 地盤沈下関係 .....

- 資料6-1 地盤沈下面積の推移
- 資料6-2 地下水の採取の規制に関する指定地域と規制の概要
- 資料6-3 工業用水法による指定地域と規制の概要
- 資料6-4 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要
- 資料6-5 水準点成果一覧表
- 資料6-6 地盤沈下水準点位置図
- 資料6-7 北勢地域の3地点の水準測量結果

7. 廃棄物関係 .....

- 資料7-1 ごみの発生と処理状況の推移
- 資料7-2 ごみ処理の状況
- 資料7-3 ごみ処理のフロー図
- 資料7-4 ごみ処理施設
- 資料7-5 粗大ごみ処理施設
- 資料7-6 埋立処分地
- 資料7-7 し尿処理状況の推移
- 資料7-8 し尿処理の状況
- 資料7-9 し尿処理のフロー図
- 資料7-10 し尿海洋投入量
- 資料7-11 し尿処理施設

8. 生活排水対策関係 .....

- 資料8-1 浄化槽設置基数の推移
- 資料8-2 処理方式別浄化槽設置基数

9. 公害健康被害関係 .....

- 資料9-1 被認定者数の推移（四日市市）
- 資料9-2 被認定者数の推移（楠町）
- 資料9-3 年齢階層別・疾病別被認定者（四日市市）
- 資料9-4 年齢階層別・疾病別被認定者（楠町）
- 資料9-5 疾病別被害認定者の推移（四日市市）
- 資料9-6 疾病別被害認定者の推移（楠町）
- 資料9-7 年齢階層別被害認定者の推移（四日市市）
- 資料9-8 年齢階層別被害認定者の推移（楠町）
- 資料9-9 補償給付支給実績の推移（四日市市）
- 資料9-10 補償給付支給実績の推移（楠町）



- 資料 9-11 障害等級別被認定者数
- 資料 9-12 市郡別公害苦情件数推移及び種類別件数
- 資料 9-13 苦情処理件数

10. 自然環境・森林保全関係 .....

- 資料10-1 温泉利用状況の推移
- 資料10-2 自然環境保全地域の指定状況
- 資料10-3 自然公園一覧表
- 資料10-4 自然公園等での行為許認可申請・届出件数
- 資料10-5 自然公園等施設整備事業
- 資料10-6 自然環境保全協定締結状況
- 資料10-7 自然環境保全協定における公園緑地等の確保に関する基準
- 資料10-8 民有林人工林における林齢別面積（地域森林計画対象森林）
- 資料10-9 生活環境保全林の整備概況
- 資料10-10 生活環境保全林位置図
- 資料10-11 保安林の種類別面積
- 資料10-12 林内道路現状
- 資料10-13 森林の施業方法
- 資料10-14 育成単層林（人工造林）造成面積の実績
- 資料10-15 育成複層林（樹下植栽）造成面積の実績
- 資料10-16 三重県の間伐実績
- 資料10-17 間伐利用実績の推移
- 資料10-18 林地開発許可実績
- 資料10-19 森林病虫害等の防除内容
- 資料10-20 三重県内の松くい虫の被害量
- 資料10-21 緑のNPO支援センター活動実績
- 資料10-22 森林面積

11. その他 .....

- 資料11-1 天然記念物指定による野生生物の保護状況
- 資料11-2 国指定文化財への保護対策
- 資料11-3 県指定文化財への保護対策
- 資料11-4 史跡等の整備と公有化
- 資料11-5 住宅用地・工業用地開発面積の推移
- 資料11-6 地域別ゴルフ場開発状況
- 資料11-7 ゴルフ場位置図
- 資料11-8 風致地区一覧表
- 資料11-9 都市公園市町村別開設状況
- 資料11-10 現在の地区計画の策定状況
- 資料11-11 生活創造圏づくり推進事業により支援した環境保全対策
- 資料11-12 I S O 14001認証取得支援事業・審査登録助成事業
- 資料11-13 市町村等 I S O 14001認証取得支援事業費補助金
- 資料11-14 公益法人等 I S O 14001認証取得支援事業費補助金
- 資料11-15 第1回日本環境経営大賞受賞組織
- 資料11-16 研修・技術指導事業（国内受入研修）
- 資料11-17 研修・技術指導事業（国内受入研修・短期）
- 資料11-18 研修・技術指導事業（海外研修・セミナー）
- 資料11-19 研究開発事業
- 資料11-20 調査・情報提供事業

## お問い合わせ先(電話番号)

<b>環境部</b>			
経営企画分野	政策情報チーム	政策企画グループ	059-224-2314
		情報グループ	059-224-2318
	環境経営推進チーム		059-224-2312
	環境創造活動チーム		059-224-2316
	経営支援チーム	予算経理グループ	059-224-2367
		人材支援グループ	059-224-2308
環境共生分野	人と自然の共生チーム	自然共生グループ	059-224-2627
		野生生物グループ	059-224-2578
	森林環境創造チーム		059-224-2564
	森林保全チーム	保全グループ	059-224-2575
		整備グループ	059-224-2574
地球環境・生活環境分野	大気環境チーム	地球温暖化対策グループ	059-224-2368
		大気保全グループ	059-224-2380
	水環境チーム		059-224-2382
循環型社会構築分野	循環システム推進チーム		059-224-2385
	廃棄物対策チーム		059-224-2475
	化学物質対策チーム		059-224-2483
	廃棄物監視・指導チーム		059-224-2388
<b>地域機関</b>			
北勢県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	0593-52-0593
		桑名環境グループ	0594-24-3624
		鈴鹿環境グループ	0593-82-8675
	森林創造チーム		0593-52-0651
津地方県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	059-223-5083
	森林創造チーム		059-223-5085
松阪地方県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	0598-50-0530
	森林創造チーム		0598-50-0566
南勢志摩県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	0596-27-5405
	森林創造チーム		0596-27-5183
伊賀県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	0595-24-8078
	森林創造チーム		0595-24-8143
紀北県民局生活環境部	生活環境創造チーム		0597-23-3411
	森林創造チーム		0597-23-3502
紀南県民局生活環境部	生活環境創造チーム	環境グループ	0597-89-6937
	森林創造チーム		0597-89-6134
<b>環境関連施設</b>			
環境学習情報センター			0593-29-2000
科学技術振興センター	総合研究企画部		0593-29-3609
	保健環境研究部		0593-29-3800
	工業研究部		059-234-4036
	農業研究部		0598-42-6354
	畜産研究部		0598-42-2027
	林業研究部		059-262-0110
	水産研究部		0599-53-0016

## 平成15(2003)年版 環境白書

編集発行 三重県環境部政策情報チーム

TEL 059-224-2314

FAX 059-224-3024

<http://www.eco.pref.mie.jp>

# 三重県森林GIS(地理情報システム)

GIS(地理情報システム)とは、位置を手がかりに、そこに含まれる情報(属性データ)を、管理・加工し、表示する技術です。

【これまで】  
地図と情報(属性)は紙で別々に管理していました。



【現在は】  
地図と情報(属性)はパソコンで一緒に管理しています。

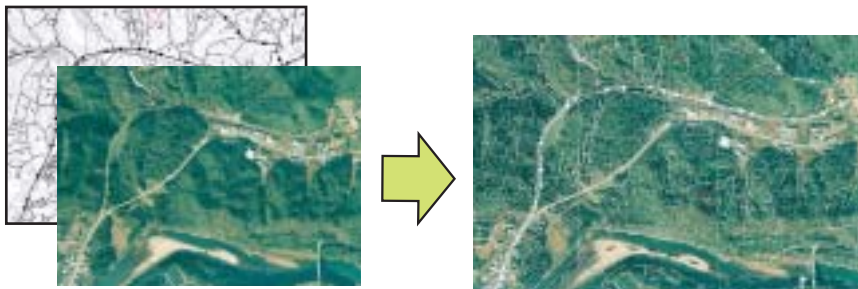
三重県森林GISは、主として貴重な森林資源を管理するために導入したものです。

三重県 環境部  
森林環境創造チーム

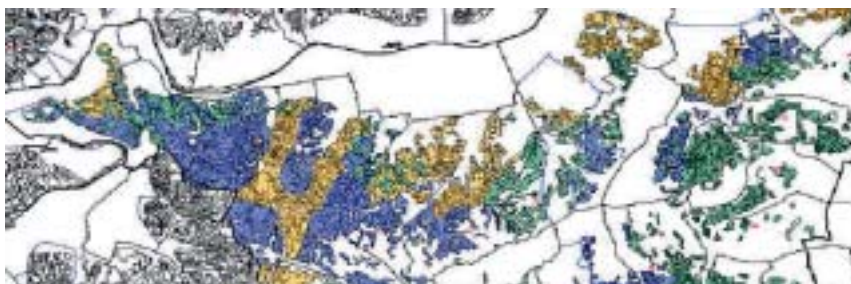
TEL :  
059-224-2564  
FAX :  
059-224-2070  
Email  
shinso@pref.mie.jp

こんなことができます

- 地図と航空写真の重ね合せ
- 情報(属性データ)の表示
- 距離、面積の計測
- 色分け地図の作製



地図を色分け表示したり、



立体的に表示することもできます



インターネットはこちらから

三重県森林GIS <http://www.forest-gis.pref.mie.jp/>

三重の環境 <http://www.eco.pref.mie.jp/> 「空から見た三重」から

# 毎日更新！HP「三重の環境」

ホームページをご覧ください  
<http://www.eco.pref.mie.jp>

平成15年5月の実績は月70万ページビューです



## この人にインタビュー

環境保全活動に熱心に取り組む  
みなさんを紹介！

**日本環境経営大賞**  
 全国の環境経営に取り組む  
先進事業所を表彰

**今日のニュース**  
 毎日更新！  
スピード感ある情報を提供

**条例要綱、環境データ**  
 三重県の環境に関する条例や  
環境調査データなど網羅！

**事業者のみなさんへ**  
 事業者のみなさんの取組を紹介！  
お役立ち情報が満載！



## 環境学習の部屋・相談コーナー

環境学習推進員の4人がみなさんの  
いろんな相談にのります。

三重県環境部政策情報チーム

☎059-224-2318 ☎059-224-3024 電子メール：kankyo@pref.mie.jp



**R100**  
 古紙配合率100%  
 白色度70(以下)%  
 の紙を使用しています。

